

三豊市第2次総合計画
前期基本計画・評価報告書

〔現行計画に掲げた施策内容ごとの達成状況・課題等のとりまとめ〕

(速報)

令和5年6月

三 豊 市

目 次

I	調査の概要	1
1.	調査の目的と総合計画の体系	2
2.	調査方法	4
3.	達成度評価一覧	5
(1)	全体評価	5
(2)	基本目標・方針別評価	5
(3)	政策別評価	6
(4)	施策別評価	7
II	評価とりまとめ	11
1.	全体評価	12
(1)	全体評価	12
(2)	基本目標・方針別評価の比較	13
(3)	政策別評価の比較	14
2.	基本目標・方針ごとの評価	15
(1)	基本目標①【産業・交流】	15
(2)	基本目標②【教育・文化・人権】	16
(3)	基本目標③【健康・福祉・医療】	17
(4)	基本目標④【暮らし】	18
(5)	基本方針① 市民が可能性を切り開くまちづくり	19
(6)	基本方針② 効率的で健全な行財政運営	20
III	施策内容ごとの達成状況・達成度・課題等	21
1.	総括的評価	22
2.	施策ごとの実施内容・達成度・課題等	41
(1)	基本目標①【産業・交流】	41
(2)	基本目標②【教育・文化・人権】	53
(3)	基本目標③【健康・福祉・医療】	71
(4)	基本目標④【暮らし】	89
(5)	基本方針① 市民が可能性を切り開くまちづくり	104
(6)	基本方針② 効率的で健全な行財政運営	106
IV	まちづくり指標点検表	112

I 調査の概要

1. 調査の目的と総合計画の体系

本報告書は、三豊市第2次総合計画前期基本計画（2019～2023年度）に掲げた施策内容について、その達成状況及び今後の課題等を調査し、とりまとめたものです。また、基本計画を点検・評価する資料とし、第2次総合計画後期基本計画（2024～2028年度）策定のための基礎資料として活用します。なお、調査対象である三豊市第2次総合計画前期基本計画の体系は以下のとおりです。

豊市第2次総合計画前期基本計画の体系

将来像



基本目標	政策	施策
基本目標① 【産業・交流】 にぎわいが地域を元気にするまち	1-1. 農業・林業	1-1-1. 安定経営と稼ぐ力の向上 1-1-2. 担い手の確保と育成 1-1-3. 耕作放棄地対策の推進 1-1-4. 有害鳥獣対策の推進 1-1-5. 生産基盤の整備
	1-2. 水産業	1-2-1. 漁業者育成と経営支援 1-2-2. 水産資源の確保と基盤整備
	1-3. 観光	1-3-1. 魅力的な観光地域と商品づくり 1-3-2. プロモーション力の強化
	1-4. 商業・工業	1-4-1. 経営力の向上・強化 1-4-2. 事業創出の環境整備・支援 1-4-3. 企業立地体制の強化 1-4-4. 雇用・就労支援
	1-5. 交流	1-5-1. 交流の推進 1-5-2. 知名度向上
基本目標② 【教育・文化・人権】 知・体・心を育み、自分らしく暮らせるまち	2-1. 就学前教育・保育	2-1-1. 学びの芽生えを育む教育 2-1-2. 施設の充実と適正配置
	2-2. 学校教育	2-2-1. 確かな学力と豊かな心身を育む教育 2-2-2. 施設の充実と適正配置
	2-3. スポーツ	2-3-1. スポーツの振興 2-3-2. スポーツの施設の充実 2-3-3. アスリートの育成支援
	2-4. 生涯学習	2-4-1. 生涯学習の促進 2-4-2. 公民館活動の充実 2-4-3. 図書館機能の充実
	2-5. 郷土歴史・文化	2-5-1. 文化芸術活動の促進 2-5-2. 文化芸術イベントの充実 2-5-3. 文化財の保存と活用、歴史の継承
	2-6. 青少年育成	2-6-1. 青少年の健全育成
	2-7. 人権尊重社会	2-7-1. 人権尊重社会の形成 2-7-2. 人権教育の推進 2-7-3. 活動拠点の充実

基本目標	政策	施策	
	2-8. 男女共同参画社会	2-8-1. 女性活躍の推進 2-8-2. あらゆる暴力の根絶	
基本目標③ 【健康・福祉・医療】 子どもが健やかに育ち、生涯笑顔で過ごせるまち	3-1. 子育て	3-1-1. 出産・子育てへの支援 3-1-2. 母子の健康ケアの推進 3-1-3. 地域ぐるみの子育て支援 3-1-4. 家庭・職場における子育て環境づくり	
	3-2. 健康	3-2-1. 疾病の発症・重症化予防 3-2-2. 正しい生活習慣の普及 3-2-3. 心と体の健康づくり	
	3-3. 児童福祉・地域福祉	3-3-1. 要支援家庭・児童の保護 3-3-2. 子どもの貧困対策の推進 3-3-3. 地域福祉の推進	
	3-4. 高齢者者福祉	3-4-1. 在宅福祉サービスの充実 3-4-2. 介護予防・介護サービスの充実 3-4-3. 生きがいづくりと社会参加の促進 3-4-4. 高齢者を見守る地域づくり	
	3-5. 障がい者福祉	3-5-1. 生活支援の充実 3-5-2. 社会参画の促進	
	3-6. 生活困窮者支援	3-6-1. 自立に向けた生活支援	
	3-7. 医療	3-7-1. 地域医療の充実	
	3-8. 社会保障	3-8-1. 社会保障制度の適正運営	
基本目標④ 【暮らし】 人と自然が守られる定住のまち	4-1. 防災・消防	4-1-1. 地域防災力の増強 4-1-2. 災害への備えと対応 4-1-3. 消防体制の充実	
	4-2. 生活	4-2-1. 社会・IT インフラの整備 4-2-2. 交通の利便性向上 4-2-3. 住環境の整備 4-2-4. 空き家対策の推進	4-2-5. 計画的な土地利用とエリアマネジメント 4-2-6. 離島・農山村の振興 4-2-7. 公園・緑地の整備 4-2-8. 墓地・斎場の維持管理
	4-3. 環境・衛生	4-3-1. 環境・景観の保全 4-3-2. 循環型・省エネ社会の形成	4-3-3. ごみ・し尿の適正処理 4-3-4. 生活排水の適正処理
	4-4. 移住・定住	4-4-1. 移住・定住の促進と支援	
	4-5. 安全・安心	4-5-1. 交通安全対策の推進 4-5-2. 防犯対策の充実	4-5-3. 消費者保護の推進 4-5-4. バリアフリー化の推進

基本方針	施策
基本方針① 市民が可能性を切り開くまちづくり	1-1. 多様な人材による地域活動
基本方針② 効率的で健全な行政運営	2-1. 行政財産の適正管理 2-4. 情報の公開と管理 2-2. 民間活力の活用 2-5. 安定した行政サービスの提供 2-3. 財源の確保と適正執行 2-6. 行政運営と組織力の強化

2. 調査方法

三豊市第2次総合計画前期基本計画の施策内容について、「前期基本計画達成状況調査シート」を作成し、担当職員による自己点検と評価を行いました。

評価基準日は、令和5年3月31日（令和4年度終了時）とし、計画期間5年のうち、4年が終了した時点での評価となっています。

達成度については、以下の基準によりA～Eの5段階で評価しています。

なお、施策内容によっては、評価の判断が困難なもの（意識の啓発など）や達成状況を把握しづらいものもありますが、今回の調査では、施策内容が及ぼす“効果”ではなく、“実施状況”（計画された施策内容をどの程度実施したか）を中心に各施策内容を評価しています。

達成度基準表

達成度	評価内容	達成状況
A	個別施策の実施が順調に推移し、施策内容を達成した。 （ほぼ、100%実施した）	ほぼ100%
B	個別施策の実施によりほぼ順調に推移し、施策内容を概ね達成した。（75%程度実施した）	75%程度
C	施策内容の達成に取り組んでいるが、一部不調であるため改善の余地がある。（半分程度実施した）	50%程度
D	施策内容の達成に取り組んでいるが、方針の見直しや改善が必要である。（着手し、取り組み始めた）	25%程度
E	現在、ほとんど手をつけておらず、方針の見直しや改善が急務である。	0%

3. 達成度評価一覧

三豊市第2次総合計画前期基本計画に掲げた施策内容を評価した達成度（A～E）を点数化し、分類別に達成度の平均点を整理すると、以下のとおりです。

（1）全体評価

69.8 点

※達成度の点数化：A(100点)、B(75点)、C(50点)、D(25点)、E(0点)として、100点満点で評価し平均点を算出した。

（2）基本目標・方針別評価

基本目標・方針	達成度（平均点）
基本目標① 【産業・交流】 にぎわいが地域を元気にするまち	63.7
基本目標② 【教育・文化・人権】 知・体・心を育み、自分らしく暮らせるまち	69.0
基本目標③ 【健康・福祉・医療】 子どもが健やかに育ち、生涯笑顔で過ごせるまち	71.2
基本目標④ 【暮らし】 人と自然が守られる定住のまち	72.0
基本方針① 市民が可能性を切り開くまちづくり	75.0
基本方針② 効率的で健全な行財政運営	76.4

(3) 政策別評価

基本目標	政策	達成度 (平均点)
①産業・交流	1-1. 農業・林業	68.1
	1-2. 水産業	60.0
	1-3. 観光	65.0
	1-4. 商業・工業	60.7
	1-5. 交流	58.3
②教育・文化・人権	2-1. 就学前教育・保育	79.2
	2-2. 学校教育	75.0
	2-3. スポーツ	68.8
	2-4. 生涯学習	56.8
	2-5. 郷土歴史・文化	71.4
	2-6. 青少年育成	70.8
	2-7. 人権尊重社会	65.9
	2-8. 男女共同参画社会	66.7
③健康・福祉・医療	3-1. 子育て	75.0
	3-2. 健康	59.1
	3-3. 児童福祉・地域福祉	75.0
	3-4. 高齢者者福祉	68.8
	3-5. 障がい者福祉	75.0
	3-6. 生活困窮者支援	81.3
	3-7. 医療	58.3
	3-8. 社会保障	83.3
④暮らし	4-1. 防災・消防	77.3
	4-2. 生活	71.7
	4-3. 環境・衛生	71.2
	4-4. 移住・定住	75.0
	4-5. 安全・安心	67.9

(4) 施策別評価

基本目標①②③④ 73 施策

基本目標	政 策	施 策	担当課	達成度 (平均点)
基本目標 ① 産業・交流	1-1. 農業・ 林業	1-1-1. 安定経営と稼ぐ力の向上	農林水産課	60.0
		1-1-2. 担い手の確保と育成	農林水産課	83.3
		1-1-3. 耕作放棄地対策の推進	農林水産課・農業委員会	75.0
		1-1-4. 有害鳥獣対策の推進	農林水産課	75.0
		1-1-5. 生産基盤の整備	土地改良課・農林水産課	56.3
	1-2. 水産業	1-2-1. 漁業者育成と経営支援	農林水産課	50.0
		1-2-2. 水産資源の確保と基盤整備	農林水産課・建設港湾課	75.0
	1-3. 観光	1-3-1. 魅力的な観光地域と商品づくり	産業政策課・総務課・都市整備課	60.7
		1-3-2. プロモーション力の強化	産業政策課・地域戦略課	75.0
	1-4. 商業・ 工業	1-4-1. 経営力の向上・強化	産業政策課	60.0
		1-4-2. 事業創出の環境整備・支援	産業政策課・地域戦略課	58.3
		1-4-3. 企業立地体制の強化	産業政策課	62.5
		1-4-4. 雇用・就労支援	産業政策課・人権課	62.5
	1-5. 交流	1-5-1. 交流の推進	秘書課・地域戦略課	50.0
		1-5-2. 知名度向上	産業政策課・財政経営課	62.5
基本目標 ② 教育・文化・ 人権	2-1. 就学前 教育・保育	2-1-1. 学びの芽生えを育む教育	保育幼稚園課・学校教育課	75.0
		2-1-2. 施設の充実と適正配置	保育幼稚園課	87.5
	2-2. 学校教育	2-2-1. 確かな学力と豊かな心身を育む教育	学校教育課・学校給食課・福祉課・人権課	75.0
		2-2-2. 施設の充実と適正配置	教育総務課	75.0
		2-3-1. スポーツの振興	スポーツ振興課	50.0
	2-3. スポーツ	2-3-2. スポーツの施設の充実	スポーツ振興課	75.0
		2-3-3. アスリートの育成支援	スポーツ振興課	75.0
	2-4. 生涯学習	2-4-1. 生涯学習の促進	生涯学習課	56.3

基本目標	政 策	施 策	担当課	達成度 (平均点)
		2-4-2. 公民館活動の充実	生涯学習課	66.7
		2-4-3. 図書館機能の充実	生涯学習課	50.0
	2-5. 郷土歴史・文化	2-5-1. 文化芸術活動の促進	生涯学習課	75.0
		2-5-2. 文化芸術イベントの充実	生涯学習課	75.0
		2-5-3. 文化財の保存と活用、歴史の継承	生涯学習課	68.8
	2-6. 青少年育成	2-6-1. 青少年の健全育成	少年育成センター	70.8
	2-7. 人権尊重社会	2-7-1. 人権尊重社会の形成	人権課	68.8
		2-7-2. 人権教育の推進	学校教育課・人権課	62.5
		2-7-3. 活動拠点の充実	人権課	66.7
	2-8. 男女共同参画社会	2-8-1. 女性活躍の推進	人権課	75.0
		2-8-2. あらゆる暴力の根絶	人権課・子育て支援課	58.3
基本目標 ③ 健康・福祉・医療	3-1. 子育て	3-1-1. 出産・子育てへの支援	保育幼稚園課・子育て支援課・健康課	75.0
		3-1-2. 母子の健康ケアの推進	子育て支援課・健康課	81.3
		3-1-3. 地域ぐるみの子育て支援	子育て支援課	75.0
		3-1-4. 家庭・職場における子育て環境づくり	子育て支援課・人権課・産業政策課	62.5
	3-2. 健康	3-2-1. 疾病の発症・重症化予防	健康課・子育て支援課	50.0
		3-2-2. 正しい生活習慣の普及	健康課・子育て支援課	58.3
		3-2-3. 心と体の健康づくり	健康課・介護保険課・福祉課・スポーツ振興課	65.0
	3-3. 児童福祉・地域福祉	3-3-1. 要支援家庭・児童の保護	子育て支援課	75.0
		3-3-2. 子どもの貧困対策の推進	子育て支援課	75.0
		3-3-3. 地域福祉の推進	福祉課	75.0
	3-4. 高齢者福祉	3-4-1. 在宅福祉サービスの充実	介護保険課・福祉課	75.0
		3-4-2. 介護予防・介護サービスの充実	介護保険課	60.0
		3-4-3. 生きがいづくりと社会参加の促進	福祉課	75.0
		3-4-4. 高齢者を見守る地域づくり	介護保険課・福祉課	75.0
	3-5. 障がい者福祉	3-5-1. 生活支援の充実	福祉課	75.0
		3-5-2. 社会参画の促進	福祉課	75.0

基本目標	政 策	施 策	担当課	達成度 (平均点)
基本目標 ④ 暮らし	3-6. 生活困窮者支援	3-6-1. 自立に向けた生活支援	福祉課	81.3
	3-7. 医療	3-7-1. 地域医療の充実	健康課	58.3
	3-8. 社会保障	3-8-1. 社会保障制度の適正運営	健康課・介護保険課・市民課	83.3
	4-1. 防災・消防	4-1-1. 地域防災力の増強	危機管理課・福祉課	83.3
		4-1-2. 災害への備えと対応	管財課・土地改良課・建設港湾課・教育総務課・危機管理課・建築住宅課・都市整備課・農林水産課	80.0
		4-1-3. 消防体制の充実	危機管理課	66.7
	4-2. 生活	4-2-1. 社会・IT インフラの整備	建設港湾課・総務課・産業政策課	66.7
		4-2-2. 交通の利便性向上	地域戦略課	56.3
		4-2-3. 住環境の整備	建築住宅課	75.0
		4-2-4. 空き家対策の推進	建築住宅課	66.7
		4-2-5. 計画的な土地利用とエリアマネジメント	都市整備課・農林水産課	75.0
		4-2-6. 離島・農山村の振興	産業政策課・健康課・地域戦略課・介護保険課	87.5
		4-2-7. 公園・緑地の整備	都市整備課・土地改良課	75.0
		4-2-8. 墓地・斎場の維持管理	環境衛生課	75.0
	4-3. 環境・衛生	4-3-1. 環境・景観の保全	環境衛生課・農林水産課	66.7
		4-3-2. 循環型・省エネ社会の形成	環境衛生課	75.0
		4-3-3. ごみ・し尿の適正処理	環境衛生課	68.8
		4-3-4. 生活排水の適正処理	環境衛生課	75.0
	4-4. 移住・定住	4-4-1. 移住・定住の促進と支援	地域戦略課・建築住宅課・保育幼稚園課	75.0
	4-5. 安全・安心	4-5-1. 交通安全対策の推進	総務課・建設港湾課・福祉課・管財課	70.8
		4-5-2. 防犯対策の充実	総務課・福祉課	75.0
		4-5-3. 消費者保護の推進	産業政策課	75.0
		4-5-4. バリアフリー化の推進	福祉課・地域戦略課・建設港湾課・管財課・建築住宅課・教育総務課・人権課	50.0

基本方針①② 7 施策

基本方針	施策	担当課	達成度 (平均点)
基本方針①	1-1. 多様な人材による地域活動	総務課・地域戦略課・人権課・秘書課・教育総務課	75.0
基本方針②	2-1. 行政財産の適正管理	管財課・建設港湾課	83.3
	2-2. 民間活力の活用	管財課・地域戦略課	75.0
	2-3. 財源の確保と適正執行	財政経営課・税務課・会計課	75.0
	2-4. 情報の公開と管理	総務課・秘書課	75.0
	2-5. 安定した行政サービスの提供	財政経営課・市民課	66.7
	2-6. 行政運営と組織力の強化	人事課・地域戦略課	83.3

Ⅱ 評価とりまとめ

Ⅰ．全体評価

（Ⅰ）全体評価

三豊市第2次総合計画前期基本計画に掲げた施策内容を評価した達成度（A～E）について、それぞれAを100点、Bを75点、Cを50点、Dを25点、Eを0点として点数化し、すべての施策内容の達成度から平均点を求めると、100点満点で、

69.8 点

となっています。

今回評価した279の施策内容のなかには、さまざまな取組がハード・ソフトの両面にわたって盛り込まれており、正確な点数評価は極めて困難ですが、三豊市第2次総合計画前期基本計画は計画期間5年のうち4年が経過した時点で、約7割の達成率となっております。

しかし、5年前に実施した三豊市新総合計画後期基本計画の全体評価80.2点と比べますと、10ポイントほど減少しており、要因として、新型コロナウイルス感染拡大による、ヒト・モノ・経済の動きの停滞があげられます。

後期基本計画の計画期間中は、アフターコロナの中、再びヒト・モノ・経済の動きが活発になることが予想されますが、前期計画期間中の教訓を踏まえ、どのような状況下においても着実に施策を実施できるよう、施策の内容、実施方法等について検討を進めていく必要があります。

(2) 基本目標・方針別評価の比較

三豊市第2次総合計画前期基本計画を基本目標・方針別に比較すると、「基本方針② 効率的で健全な行財政運営」(76.4点)の評価が最も高く、全体平均 69.8 点を約7ポイント上回っています。

※詳細は整理中

基本目標・方針別達成度（平均点）

基本目標・方針	達成度（平均点）
基本目標① 【産業・交流】 にぎわいが地域を元気にするまち	63.7
基本目標② 【教育・文化・人権】 知・体・心を育み、自分らしく暮らせるまち	69.0
基本目標③ 【健康・福祉・医療】 子どもが健やかに育ち、生涯笑顔で過ごせるまち	71.2
基本目標④ 【暮らし】 人と自然が守られる定住のまち	72.0
基本方針① 市民が可能性を切り開くまちづくり	75.0
基本方針② 効率的で健全な行財政運営	76.4

(3) 政策別評価の比較

三豊市第2次総合計画前期基本計画を政策別に比較すると、評価が最も高い政策は「社会保障（基本目標③ 健康・福祉・医療）」（83.3点）で、全体平均 69.8 点を約 14 ポイント、基本目標③の平均 71.2 点を約 12 ポイント上回っています。

※詳細は整理中

政策別達成度（平均点）

基本目標	政策	達成度 (平均点)
①産業・交流	1-1. 農業・林業	68.1
	1-2. 水産業	60.0
	1-3. 観光	65.0
	1-4. 商業・工業	60.7
	1-5. 交流	58.3
②教育・文化・人権	2-1. 就学前教育・保育	79.2
	2-2. 学校教育	75.0
	2-3. スポーツ	68.8
	2-4. 生涯学習	56.8
	2-5. 郷土歴史・文化	71.4
	2-6. 青少年育成	70.8
	2-7. 人権尊重社会	65.9
	2-8. 男女共同参画社会	66.7
③健康・福祉・医療	3-1. 子育て	75.0
	3-2. 健康	59.1
	3-3. 児童福祉・地域福祉	75.0
	3-4. 高齢者者福祉	68.8
	3-5. 障がい者福祉	75.0
	3-6. 生活困窮者支援	81.3
	3-7. 医療	58.3
	3-8. 社会保障	83.3
④暮らし	4-1. 防災・消防	77.3
	4-2. 生活	71.7
	4-3. 環境・衛生	71.2
	4-4. 移住・定住	75.0
	4-5. 安全・安心	67.9

2. 基本目標・方針ごとの評価

(1) 基本目標①【産業・交流】

にぎわいが地域を元気にするまち

基本目標①【産業・交流】のなかで評価が最も高い施策は、「1-1-2. 担い手の確保と育成」(83.3点)となっています。

※詳細は整理中

施策別達成度（平均点）【産業・交流】

施策	達成度（平均点）
1-1-1. 安定経営と稼ぐ力の向上	60.0
1-1-2. 担い手の確保と育成	83.3
1-1-3. 耕作放棄地対策の推進	75.0
1-1-4. 有害鳥獣対策の推進	75.0
1-1-5. 生産基盤の整備	56.3
1-2-1. 漁業者育成と経営支援	50.0
1-2-2. 水産資源の確保と基盤整備	75.0
1-3-1. 魅力的な観光地域と商品づくり	60.7
1-3-2. プロモーション力の強化	75.0
1-4-1. 経営力の向上・強化	60.0
1-4-2. 事業創出の環境整備・支援	58.3
1-4-3. 企業立地体制の強化	62.5
1-4-4. 雇用・就労支援	62.5
1-5-1. 交流の推進	50.0
1-5-2. 知名度向上	62.5

(2) 基本目標②【教育・文化・人権】

知・体・心を育み、自分らしく暮らせるまち

基本目標②【教育・文化・人権】のなかで評価が最も高い施策は、「2-1-2. 施設の充実と適正配置」(87.5 点)となっています。

※詳細は整理中

施策別達成度（平均点）【教育・文化・人権】

施策	達成度（平均点）
2-1-1. 学びの芽生えを育む教育	75.0
2-1-2. 施設の充実と適正配置	87.5
2-2-1. 確かな学力と豊かな心身を育む教育	75.0
2-2-2. 施設の充実と適正配置	75.0
2-3-1. スポーツの振興	50.0
2-3-2. スポーツの施設の充実	75.0
2-3-3. アスリートの育成支援	75.0
2-4-1. 生涯学習の促進	56.3
2-4-2. 公民館活動の充実	66.7
2-4-3. 図書館機能の充実	50.0
2-5-1. 文化芸術活動の促進	75.0
2-5-2. 文化芸術イベントの充実	75.0
2-5-3. 文化財の保存と活用、歴史の継承	68.8
2-6-1. 青少年の健全育成	70.8
2-7-1. 人権尊重社会の形成	68.8
2-7-2. 人権教育の推進	62.5
2-7-3. 活動拠点の充実	66.7
2-8-1. 女性活躍の推進	75.0
2-8-2. あらゆる暴力の根絶	58.3

(3) 基本目標③【健康・福祉・医療】

子どもが健やかに育ち、生涯笑顔で過ごせるまち

基本目標③【健康・福祉・医療】のなかで評価が最も高い施策は、「3-8-1. 社会保障制度の適正運営」(83.3点)となっています。

※詳細は整理中

施策別達成度（平均点）【健康・福祉・医療】

施策	達成度（平均点）
3-1-1. 出産・子育てへの支援	75.0
3-1-2. 母子の健康ケアの推進	81.3
3-1-3. 地域ぐるみの子育て支援	75.0
3-1-4. 家庭・職場における子育て環境づくり	62.5
3-2-1. 疾病の発症・重症化予防	50.0
3-2-2. 正しい生活習慣の普及	58.3
3-2-3. 心と体の健康づくり	65.0
3-3-1. 要支援家庭・児童の保護	75.0
3-3-2. 子どもの貧困対策の推進	75.0
3-3-3. 地域福祉の推進	75.0
3-4-1. 在宅福祉サービスの充実	75.0
3-4-2. 介護予防・介護サービスの充実	60.0
3-4-3. 生きがいづくりと社会参加の促進	75.0
3-4-4. 高齢者を見守る地域づくり	75.0
3-5-1. 生活支援の充実	75.0
3-5-2. 社会参画の促進	75.0
3-6-1. 自立に向けた生活支援	81.3
3-7-1. 地域医療の充実	58.3
3-8-1. 社会保障制度の適正運営	83.3

(4) 基本目標④【暮らし】

人と自然が守られる定住のまち

基本目標④【暮らし】のなかで評価が最も高い施策は、「4-2-6. 離島・農山村の振興」(87.5点)となっています。

※詳細は整理中

施策別達成度（平均点）【暮らし】

施策	達成度（平均点）
4-1-1. 地域防災力の増強	83.3
4-1-2. 災害への備えと対応	80.0
4-1-3. 消防体制の充実	66.7
4-2-1. 社会・IT インフラの整備	66.7
4-2-2. 交通の利便性向上	56.3
4-2-3. 住環境の整備	75.0
4-2-4. 空き家対策の推進	66.7
4-2-5. 計画的な土地利用とエリアマネジメント	75.0
4-2-6. 離島・農山村の振興	87.5
4-2-7. 公園・緑地の整備	75.0
4-2-8. 墓地・斎場の維持管理	75.0
4-3-1. 環境・景観の保全	66.7
4-3-2. 循環型・省エネ社会の形成	75.0
4-3-3. ごみ・し尿の適正処理	68.8
4-3-4. 生活排水の適正処理	75.0
4-4-1. 移住・定住の促進と支援	75.0
4-5-1. 交通安全対策の推進	70.8
4-5-2. 防犯対策の充実	75.0
4-5-3. 消費者保護の推進	75.0
4-5-4. バリアフリー化の推進	50.0

(5) 基本方針① 市民が可能性を切り開くまちづくり

基本方針①は、地域コミュニティ及び地域活動の活性化を図る施策で構成されており、「多様な人材による地域活動」の評価は、全体平均 69.8 点を約 5 ポイント上回っています。

※詳細は整理中

施策別達成度（平均点）【基本方針①】

施策	達成度（平均点）
1-1. 多様な人材による地域活動	75.0

（６）基本方針② 効率的で健全な行財政運営

基本方針②のなかで評価が最も高い施策は「2-1. 行政財産の適正管理」「2-6. 行政運営と組織力の強化」（83.3 点）となっています。

※詳細は整理中

施策別達成度（平均点）【基本方針②】

施策	達成度（平均点）
2-1. 行政財産の適正管理	83.3
2-2. 民間活力の活用	75.0
2-3. 財源の確保と適正執行	75.0
2-4. 情報の公開と管理	75.0
2-5. 安定した行政サービスの提供	66.7
2-6. 行政運営と組織力の強化	83.3

Ⅲ 施策内容ごとの達成状況

・ 達成度 ・ 課題等

1. 総括的評価

基本目標

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標① 産業・交流	1-1. 農業・林業	1-1-1. 安定経営と稼ぐ力の向上 農林水産課	高い収益性を確保した生産体制・流通の仕組みを構築するとともに、新しい技術を積極的に導入し、暮らしの安定や豊かさを実現できる魅力とやりがいのある農業をめざします。	農業者への経済的支援や農産物の販売促進については概ね順調に進行中である。 しかし、ICT技術を利用した有害鳥獣捕獲など課題が残る点もあるため、導入にあたっては新たな方法を模索していく必要がある。
		1-1-2. 担い手の確保と育成 農林水産課	次世代の後継者となる多様な担い手を確保・育成し、地域農業の将来にわたる継続と新たな挑戦による発展をめざします。	農家数や農業従事者が減少している状況ではあるが、農業を一つの産業としてとらえ、就農相談や農業体験を実施し、担い手の確保・育成に取り組んだ。多様な担い手の育成活動においては、集落営農組織を地域の担い手と位置づけ、昨年新たに集落営農組織が1組織設立された。引き続き、農産物の販売促進や農業の啓発を行い、地域の担い手確保に努める。
		1-1-3. 耕作放棄地対策の推進 農林水産課 農業委員会	耕作放棄地・遊休農地の拡大防止及び再生に向けた取り組みによって、地域の農地を守り、将来に継承することで、安全・安心な農作物の安定供給と農業の活性化をめざします。	担い手への農地集積を支援するとともに、担い手等により耕作放棄地解消に向けた荒廃農地の再生利用が図られた。 香川県農地機構を通じて担い手に農地をまとめて貸付けるなどした方に支援金を交付し、農地の集積・集約化に一定の効果が得られた。
		1-1-4. 有害鳥獣対策の推進 農林水産課	農業経営に大きな経済的打撃を与え、耕作意欲減退の要因となりうる鳥獣被害に対し、より効果的な対策による早急な解決を進め、農業に集中して取り組むことができる環境を整備します。	実施隊員（有害捕獲許可者）への罟具等購入費用補助による有害捕獲頭数の増加や、農業者への金網等設置費用補助による農作物被害の減少等、概ね順調に推移している。 しかし、各種ランニングコストの増加や狩猟者・農業者の高齢化等による問題も多いため、引き続き支援を行っていく必要がある。
		1-1-5. 生産基盤の整備 土地改良課 農林水産課	農業及び林業を営む上で、基盤となる施設の整備及び維持管理を適正に行うことで、持続的な産業として維持します。	農業に必要な施設の整備を行い、農業用水の安定供給を行った。農業従事者による積極的な活動を支援することにより、地域農業の活性化を促すことができた。また、森林組合等と協力しながら、森林整備・造林事業に取り組み、環境保全に努めることができた。

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標① 産業・交流	1-2. 水産業	1-2-1. 漁業者育成と経営支援 農林水産課	次世代における水産業の担い手の育成と経営支援により、安定的で生産性の高い産業への成長をめざします。	担い手の育成により、意欲ある漁業者や組織等が漁業を継続できるよう、漁業経営の安定と生産力の確保を図り、漁食文化の向上と、漁業の持つ多面的機能の維持を図ります。また、環境保全及び漁場の生産力の向上並びに水産業の推進を図る。
		1-2-2. 水産資源の確保と基盤整備 農林水産課 建設港湾課	水産資源の確保と漁港施設・漁港海岸等の点検・管理を通じて、安定的に水産物を供給できる水産業経営をめざします。	三豊市燧灘海域への稚仔放流や漁港施設・海岸施設の点検・管理が実施し、ヒラメ、キジハタ、ガザミ、クルマエビ、タケノコメバル、あさり、真蛸などの稚仔の放流が行われ、漁獲量の拡大が実現した。また、国庫補助事業や単独県費補助事業を活用し、漁港施設の機能保全計画書や海岸施設の長寿命化計画に基づく定期点検や維持管理などを適切に進めた。これにより、背後集落の安全性向上や漁業者の生産性向上に寄与した。
	1-3. 観光	1-3-1. 魅力的な観光地域と商品づくり 総務課 産業政策課 都市整備課	観光資源を豊富に有する市内北部エリアの魅力を生かし、明確な統一コンセプトのもと公民連携による環境整備や観光地化を進めることで、国内外から本市を訪れる人が高い満足を感じ、何度も足を運んでもらうことができるまちをめざします。さらに、市内に点在する資源をつなぎ合わせ、磨き直した「三豊ならではの」観光商品を地域から発信し、継続的に稼ぐ仕組みをつくりまします。	市内北部エリアを中心に宿泊施設が増加しており、「1棟貸しゲストハウスのまち」としてブランディングが定着しつつある。また、紫雲出山が米紙ニューヨークタイムズ、仏紙ル・フィガロにて掲載されるなど、国内のみならず、世界的な観光スポットとして三豊市が注目されている。詫間支所周辺エリアの整備については、土壤汚染や、残置工作物の撤去など諸問題を解決しながら進める必要があり、完成には時間を要する。
		1-3-2. プロモーション力の強化 地域戦略課 産業政策課	海外を含む地域外に向けて、三豊市の知名度やイメージの向上、誘客促進及び消費拡大につながる効果的なプロモーション※を展開するとともに、地域内への情報発信により、ふるさとに対する誇りや郷土愛にあふれるまちをめざします。	シティプロモーションのキャッチコピーとしての「ミトヨでやってミヨ。」を提唱し、市単独ではなく民間企業、市民ともに協働して産業・観光・教育等広い分野で様々な取組を試みてきた。 コロナ禍であったが、成果指標の市内宿泊者数が前年度比で約200%増加。第二次観光基本計画の2024年までの目標値を達成した。また、市内観光入込客数についても前年度比で約25%増加。父母ヶ浜海水浴場については約45%増加となり、コロナ前の2019年の客数を上回った。

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標① 産業・交流	1-4. 商業・工業	1-4-1. 経営力の向上・強化 産業政策課	商工会、金融機関等と連携し、経営指導体制の強化や金融支援制度の活用促進を図り、経営の改善や効率化を進めます。また、市内での消費拡大・地域内経済循環を促進するとともに、企業・地域の「強み」を生かした商品の情報発信・販路拡大・新分野進出を支援します。	商工会との連携により、市内事業者の経営相談・販路開拓・事業承継等の様々な課題に対して、支援を行うことが出来ている。また、創業者に対しても、創業塾の開講、創業支援事業補助金の申請サポートから活用相談まで、ワンストップでの支援を行うスキームを構築できている。
		1-4-2. 事業創出の環境整備・支援 地域戦略課 産業政策課	創業や新分野への進出を促進するため、事業に必要な知識や技能を習得するセミナーや異業種交流による新商品の開発などへの支援を行います。また、商工業を担う後継者の確保や人材育成に取り組み、円滑な事業承継を促進します	創業者に対する支援としては、事業計画から創業補助金の活用等を商工会がワンストップ窓口としての役割を担い、市はその案内等の情報提供を担う体制が整っている。また、販路拡大や事業承継等の課題に対しても、商工会を通じて専門家に相談できる体制が整っている。
		1-4-3. 企業立地体制の強化 産業政策課	時代に即した企業立地支援による新規参入の促進と、地域企業の設備投資支援により、地域における経済活動の拡大及び活性化をめざします。	企業誘致については、雇用対策また移住定住対策等、市の人口減少対策に非常に大きな影響がある。現在、市内に製造業用の広大な空き地等が無い状態ではあるが、県の民間企業による工業団地整備助成金や事務系業種の企業誘致等、国や県と情報共有しながら、企業立地体制の強化に努めたい。
		1-4-4. 雇用・就労支援 産業政策課	市内で働くことを希望する人と人材確保を希望する市内企業とのマッチング機会をつくることで、地域産業の人手不足の解消や若者等の地元就職を促進します。また、多様化するライフスタイルに合わせた働き方の実現を図り、働くことを通じて、誰もが活躍できるまちをめざします。	インターンシップ支援事業補助金対応や観音寺市との合同就職説明会を実施した。対面での就職説明会は約3年ぶりの開催となったが、一定の学生数を確保できた。併せて、経営者向け女性活躍推進セミナーの開催や企業人権・同和推進協議会の活動により企業経営者や人事担当者向けの啓発活動を実施した。

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標① 産業・交流	1-5. 交流	1-5-1. 交流の推進 秘書課 地域戦略課	市民主導による国内外との多様な交流を通じ、人・モノ・情報・文化の交流を促進することで地域活性化に努めます。また、学官連携に向けた機会の創出を図り、大学と市民・市民団体との連携を促進します。	友好都市提携を結んでいる都市への訪問団派遣、また相手方からの訪問団受入れを通じて交流活動を実施したが、2020年以降は、コロナ禍により予定していた交流事業の多くが中止になった。香川大学、香川短期大学、香川高等専門学校、高瀬高校、笠田高校とは、連携協力に関する協定に基づき、各種取組実施。 また、大学・地域共創PF香川では、高校生の県内大学への進学率向上、大学生の県内就職率の向上に向けた今後の取組を検討するため、アイデアソンなどで意見交換を行った。
		1-5-2. 知名度向上 地域戦略課 財政経営課 産業政策課	三豊市を知ってもらい、ファンになってもらう取組を実施し、交流人口・関係人口の拡大をめざします。	地域活性化起業人を中心に情報発信を行うとともに、事業者同士が意見交換できる環境を構築した。また、市公式ツールを活用した魅力情報発信事業を運用。観光交流局公式HPのリニューアルや多言語整備を進めた。 ふるさと会では、関東・関西に在住する三豊市出身者のネットワークを持つことができ、市の取組に関心が高いため、市内外にアピールしたい案件については、ふるさと会が一つの受け皿として機能している。ふるさと大使においては、存在自体が話題性のあるものであり、県外の人に三豊市を知ってもらう際にも、PRのポイントとなっている。
基本目標② 教育・文化・人権	2-1. 就学前教育・保育	2-1-1. 学びの芽生えを育む教育 保育幼稚園課 学校教育課	教育内容の充実や指導者の育成により、幼児が生涯にわたる人格形成の基礎を身につけ、心身ともに健やかに成長することができる幼児教育・保育の実現をめざします。	コロナ禍により、地域交流・保護者参加行事の中止や規模縮小、また職員対象の講演会・研修等が対面ではなくオンラインとなるなどしたが、それぞれ思考を凝らして取組むことが出来た。 研修等をすすめることで、職員1人ひとりの資質向上が図られ幼児教育・保育の充実に繋がった。
		2-1-2. 施設の充実と適正配置 保育幼稚園課	施設等の適正な管理により、幼児が安全で快適に教育・保育を受けられる環境づくりに努めます。また、ニーズに沿った施設配置によって、通いやすい施設づくりを実現します。	予算の制約などにより実施できていない箇所もあった中、すべての施設において、安全・安心な環境整備を心掛けてきた。そして、施設の配置については、部局で定めた計画による最適な配置となるよう事業を実施した。

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標② 教育・文化・人権	2-2. 学校教育	2-2-1. 確かな学力と豊かな心身を育む教育 学校教育課 学校給食課 福祉課 人権課	児童・生徒が人格形成の基礎と生きる力を身につけ、本市の未来を担う人材として成長できるよう、包括的かつ公平で質の高い教育を提供します。また、新学習指導要領に基づく学習活動におけるICTの積極的な活用や、学校給食における食育、地産地消の充実を図ります。また、不登校児童・生徒の学校復帰を支援するため、相談等ができる環境を整備するとともに、いじめ等の問題行動の早期発見・早期対応や未然防止のため、校内の教育相談体制の充実を図ります。	児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善やICTの活用により、確かな学力の育成において一定の成果を得ることができた。また、学校行事や特別活動、ボランティア活動において、児童生徒自らが提案・計画・運営を行うなど、児童生徒の主体性を大切にした活動が一層充実してきた。 不登校やいじめ等問題行動についてはチームで関わり、早期発見・早期対応に努める。 地産地消の推進は生産者の高齢化等の問題もあるが、概ね順調に図られている。北部学校給食センターの整備については、設置場所、整備の方針、財源等、多くの問題を抱えたまま進捗が図られていない。
		2-2-2. 施設の充実と適正配置 教育総務課	学校施設の総合的な維持管理を実施することで、安全・安心を確保し、生きる力を育むための教育環境を実現します。	児童・生徒が快適に過ごせる教育環境を整備するため、学校施設の総合的な維持管理に務めた。市内の学校施設は、建築から長期間経過した施設が多く、経年劣化による修繕が必要な施設が年々増加傾向にある。安心・安全な教育環境を整えられるよう、限られた予算の中で、適切な維持管理を行った。 また、大規模な改修については年次計画を立て、計画的に国庫補助を活用した施設整備や長寿命化に取り組んだ。
	2-3. スポーツ	2-3-1. スポーツの振興 スポーツ振興課	スポーツの普及に向けて、その中心となるスポーツ推進委員会と体育協会による自主的な活動を支援することで、スポーツによる体力・健康づくりや地域づくりに努めます。	コロナ禍によりスポーツ推進委員やスポーツ協会によるさまざまな活動が中止・縮小を余儀なくされ、スポーツへの取り組みは大きな影響を受けた。そのような中でも感染症対策を行い、活動を継続したことで、スポーツによる体力・健康づくりに一定の効果は得られた。

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標② 教育・文化・人権	2-3. スポーツ	2-3-2. スポーツの施設の充実 スポーツ振興課	スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康増進、世代間交流、仲間づくりの拠点となるよう、施設の機能強化と利便性の向上をめざします。 また、民間の経営・運営手法を活用する指定管理制度の導入施設の拡大を図り、民間手法による健康・体力づくりプログラムが提供できる機会・場所を増やしていきます。	主要な施設の改修整備により、施設の機能強化と利便性の向上を図ることができ、平日の稼働率が上昇につながった。
		2-3-3. アスリートの育成支援 スポーツ振興課	トップアスリートが活躍することは、市民に夢や感動、勇気を与えます。優れた素質を持つジュニア期の選手を早期に発掘し、組織的・計画的に育成に取り組みます。	市総合体育館や宝山湖公園の改修整備により、プロスポーツ選手との交流機会が増加することで、夢を持ってトップアスリートを目指す子どもたちの育成につながる。一般社団法人三豊市文化・スポーツ振興事業団の設立により、地域スポーツの活性化及び地域クラブチームの育成が見込まれる。
	2-4. 生涯学習	2-4-1. 生涯学習の促進 生涯学習課	市民一人ひとりが豊かな人生を実現できる生涯学習社会の形成に向けて、「第2期三豊市生涯学習推進計画」に基づき、各種講座・教室の開催や、社会教育団体の活動支援などを行います。また、市民による自主的な生涯学習活動を促進するとともに、今ある生涯学習関連施設の有効活用、適正な管理運営を行いながら、安全で快適な学習空間の提供に努めます。	新型コロナウイルス感染症の流行により、各種講座や教室の開催が活動停止となった。現在は、講座等の回数や参加者も回復傾向にあるものの、生涯学習の裾野を広げるという活動は進んでいない。 施設が老朽化し、修繕費用の財源確保などの課題がある。
		2-4-2. 公民館活動の充実 生涯学習課	公民館の生涯学習及び地域コミュニティ拠点機能を強化するとともに、関係団体と連携して、生涯学習を实践する市民の“すそ野”を広げます。	コロナ禍において制限があった講座も段階的に再開でき、公民館に人が戻ってきたように思われる。昨今の教育事情に絡んで、子どもの居場所づくりなど家庭教育や親子教室を増やせることができた。
		2-4-3. 図書館機能の充実 生涯学習課	市民が本とふれあい、自由に学べるよう、図書資料や施設を充実させるとともに、人と人との交流し、地域の活性化を図るコミュニティ拠点としての図書館をめざします	もとよ未来図書館に中央図書館機能を持たせ、各館の特色に応じた図書資料の充実を図った。新型コロナウイルス感染症の影響によりワークショップやイベントの実施が困難な時期もあったが、様々なテーマで展示や企画などを実施し本の魅力を発信することができた。

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標② 教育・文化・人権	2-5. 郷土歴史・文化	2-5-1. 文化芸術活動の促進 生涯学習課	市民が文化芸術活動へ積極的に参加し、地域交流が活性化し、豊かな感性が育成されるまちをめざします。	市や各地区の文化祭を開催することで、文化芸術に関心が高まっていったように思う。コロナ禍においては、参加者、来場者は減少傾向だったが、昨年は、コロナ前の状況に回復して、交流の場として盛んに情報交換等行われていた。また香川県美術展覧会の入賞、入選した三豊市出身の作品を展示した。来場者も多く関心の高さがうかがえた。より一層芸術に興味関心を持っていただく機会となった。
		2-5-2. 文化芸術イベントの充実 生涯学習課	市民の文化芸術への興味・関心を高めるため、多様な文化芸術を鑑賞する機会の拡充に取り組めます。	新型コロナウイルス感染症の影響により講座やイベントの中止・延期があったが、感染対策の徹底と自主事業を積極的に実施した結果、利用者をコロナ前の水準にまで戻すことができた。また、効率的な管理運営や独自のパイプを活かした自主文化事業の企画催行など、民間のノウハウを積極的に活用した運営が行えている。
		2-5-3. 文化財の保存と活用、歴史の継承 生涯学習課	地域の貴重な文化財を適切に保護するとともに、その価値を市民に広く周知し、文化財保護意識の高揚を図ります。また、地域の大切な財産である伝統・風習が次代に継承されるよう、市民・地域・学校・関係機関と連携し、より多くの人が見たりふれたりする機会の拡充を図るとともに、担い手の育成に取り組めます。	適切な文化財保護を行うため、指定・登録を進めた結果、目標値は達成することができた。開発工事によって壊される遺跡については、事前に発掘調査を行うことで記録保存を行うことができた。文化財保護協会に協力してもらい、文化財の看板の設置状況を確認し、適宜修繕作業を進めている。
	2-6. 青少年育成	2-6-1. 青少年の健全育成 少年育成センター	青少年が次世代の担い手として心身ともに健やかに育成されるよう、学校・地域・警察や青少年健全育成に携わる各種団体等との連携・情報の共有化を図り、全市的な体制整備のもと、「地域の少年は、地域で守り育てる。」を活動目標に青少年の健全育成を図ります。	少年育成センターは、多くのボランティア団体と協力しながら青少年の健全育成を図ってきた。その一人一人の献身的な取り組みが現在の三豊市を作ってきた。基本的には人と人とのつながりを重視した活動の方針は変わらないが、活動方法については常に工夫と改善を重ねていく。
	2-7. 人権尊重社会	2-7-1. 人権尊重社会の形成 人権課	多様化する人権問題に向き合い、相互の理解をもって、一人ひとりの人権が等しく尊重される社会の実現をめざします。	5年ごとの市民意識調査にて現状を把握・分析し、効果的な啓発・研修活動を実施した。 限られた予算・人員の中であるが、出先機関を含め、コロナ禍においても、できる限りの活動を実施した。

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標② 教育・文化・人権	2-7. 人権尊重社会	2-7-2. 人権教育の推進 人権課 学校教育課	学校や家庭、地域、職場等での人権教育を推進することにより、人権問題に関する理解を促進し、人権が尊重される社会の実現をめざします。	全体的には年間計画どおりに事業を進めることができており、今後も継続して取り組んでいくことが必要である。なお、施策のよっては課題もあるため、その原因を把握するための現状調査を行い、中長期的視点に立って効果的な対策を講じていく必要がある。
		2-7-3. 活動拠点の充実 人権課	地域における拠点を中心に、交流や人権啓発活動が活発に行われることで、多様な人たちが共生できるまちをめざします。	地域における人権施策推進の拠点と位置付けられる隣保館において、コロナ禍のため、施設利用者数の落ち込みがみられたものの、地域との連携を保ちつつ、交流活動や啓発活動が実施できた。
	2-8. 男女共同参画社会	2-8-1. 女性活躍の推進 人事課 人権課	男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる社会の実現をめざします。特に、それぞれのワーク・ライフ・バランスの重要性を広く市民に知ってもらうことで家庭・地域生活と職業の両立を促します。	男女共同参画社会の理念に基づき、経営者向け女性活躍推進セミナーの実施や広報紙への掲載等による啓発・広報活動を実施した結果、ポジティブ・アクションを取り組む企業の割合をはじめ、各指標が増加したことから、一定の効果が表れたと認められる。また、職員のワーク・ライフ・バランス向上のため、各種休暇取得の促進や多様な働き方の導入を実施した。また、性別にとらわれない政策提言を取り入れるため、女性管理職を計画的に配置した。
		2-8-2. あらゆる暴力の根絶 子育て支援課 人権課	DVやセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、あらゆる暴力の根絶に向け、啓発活動の推進や相談の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもと、被害者の保護及び自立に向けた支援を図るための対策に取り組めます。	広報紙やHPでの広報・啓発活動、また企業経営者や人事担当対象のセミナーを実施し、改善に取り組んできた。しかしながら指標において、5年前の調査からほぼ横ばいであることから、DV被害の窓口については一層の広報・啓発を行う必要がある。また、DV等問題に直面している市民に対し、相談や一時保護施設への入所措置を行い、問題解決を図る。併せて、被害者を取り巻く地域全体が様々な暴力の根絶について正しい知識を持ち、理解を深めることで関係機関が協働し、必要なネットワーク構築及び重層的な取り組みを継続させる。

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標③ 健康・福祉・医療	3-1. 子育て	3-1-1. 出産・子育てへの支援 保育幼稚園課 子育て支援課 健康課	妊娠前から子育て期にわたる、様々な時期・角度からの切れ目のない支援により、子どもを生ま育てやすいまちをつくれます。	子どもを望む夫婦への経済的支援としては高額で継続的に必要となることも多い、一般及び特定不妊治療費用の一部助成を行っている。 また、子育てにかかる経済的負担の軽減や子育て支援サービスを提供するとともに、子育てに関する相談体制(なないろ)を拡充することで、子育てしやすい環境整備に努めている。また、子どもの疾病の早期発見、治療促進を目的とした。医療費の助成については、対象年齢の引き上げを行った。
		3-1-2. 母子の健康ケアの推進 子育て支援課 みとよ市民病院	心身のきめ細やかなケアにより、妊娠期から乳幼児期にかけての母子の健康を安定的に保ちます。	令和元年度に「子育て世代包括支援センター」を開設後母子保健事業を通じて「皆支援」「伴走支援」を意識し妊娠期から母子の心身の健康づくりを行うことができた。きめ細やかな支援体制は年々充実してきている。
		3-1-3. 地域ぐるみの子育て支援 子育て支援課	地域による子育ての協力体制を整え、子育て拠点施設や交流の場の充実により、地域ぐるみでともに支え合い、助け合えるまちをめざします。	地域における子育て支援サービスとして、地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業、放課後児童クラブ等を実施し、地域ぐるみで子育てできる環境整備に取り組んでいる。
		3-1-4. 家庭・職場における子育て環境づくり 子育て支援課 人権課 産業政策課	家庭の子育て力の向上に向けた取り組みを進めるとともに、職場における子育てに対する協力・支援体制の強化を促し、前向きに子育てに向き合える社会をつくれます。	職場における子育て環境づくりについて、国や県からの情報を発信した。子育て世代の仕事と家庭の両立は、国も取り組むべき課題としてとらえており、市としても国・県等と連携して取り組んでいく。 また、妊娠中に開催している各種講座については、コロナ禍により医療機関での講座が中止している中、感染防止対策を行い、内容を縮小する等し開催した。産前から、夫婦のより良いパートナーシップを築くことは、産後の夫婦関係、親子関係への好ましくない影響を少なくできる可能性があり、穏やかな子育て環境を継続するために一定の効果が得られた。
	3-2. 健康	3-2-1. 疾病の発症・重症化予防 健康課 子育て支援課	疾病発症の未然防止や、早期発見による迅速な対応により、市民が健康を保持した暮らしを送ることができるまちをめざします。	コロナ禍により、事業の縮小や中止が続き、受診率が低下している。2022年には徐々に増加しているが、目標値までには到達していない。感染防止に配慮しながら検診等を実施し、疾病の早期発見・予防に努める。

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標③ 健康・福祉・医療	3-2. 健康	3-2-2. 正しい生活習慣の普及	正しい生活習慣の普及により、市民が健康寿命を延ばし、生涯を通じて健康でいきいきと暮らすことができるまちをめざします。	コロナ禍により、食生活改善推進協議会の活動が制限され、市民に対する生活習慣病予防に関した普及啓発の取組が低下している。乳幼児健診時には、保護者全員と1対1で会話し、個別の悩みを聞くことで解決策を考え、アドバイスをしている。 離乳食調理教室は、昨年度の調理実習はほとんど実施できなかったが、調理動画や食べさせ方の動画を見て学んでもらった。
		3-2-3. 心と体の健康づくり	心と体の健康づくりを促し、市民が丈夫な体と安定した心を手に入れ、心身ともに健康でバランスのとれた生活を送ることができるまちをめざします。	スポーツ推進委員による運動教室の開催、スポーツ協会によるスポーツ大会の開催などにより、市民の運動不足を解消し健康増進に取り組むことができた。 また、高齢者や障害者を対象にした取り組みについては、継続的に実施し、一定の参加者を確保できたが、国保加入者に向けた取組については、参加者が伸びておらず、周知方法などに課題が残る。 また、関係機関と連携し、相談先を持たない市民に対し、こころの相談に関する支援や自殺予防やひきこもりなどの相談窓口の紹介などを実施した。
	3-3. 児童福祉・地域福祉	3-3-1. 要支援家庭・児童の保護	支援を求める家庭や児童を適正に保護し、子どもを取り巻く問題の解決に努め、子どもの安定的で健やかな成長をめざします。	妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行う体制で、多様化する子育ての相談に応じながら、要支援家庭や児童保護への支援を行っている。子ども家庭支援拠点の役割を果たし関係機関と連携し、虐待予防・早期発見ができるよう、時代変遷に応じた情報発信手段を活用し、今後もさらに充実させていく。
		3-3-2. 子どもの貧困対策の推進	子どもの成長の妨げとなる貧困問題を解消し、地域の支えにより子どもの成長を促進します。	経済的な面で子どもの育ちが左右されないよう、こどもの貧困問題解消のため、児童扶養手当や遺児年金の支給などの経済的支援を実施した。あわせて、市内 NPO 等が実施する子どもの居場所づくりや子ども食堂といった取り組みに対して、社会福祉協議会を通して運営支援を行い、一定の効果を得られた。
		3-3-3. 地域福祉の推進	市民や関係団体等が「我が事」として主体的に参画する地域福祉の仕組みをつくり上げ、「地域共生社会」の実現をめざします。	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、保護司会等の各団体は、地域社会の礎となり、住みやすい地域福祉づくりのため、それぞれの団体が連携し「地域共生社会」の実現に努めている。

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標③ 健康・福祉・医療	3-4. 高齢者福祉	3-4-1. 在宅福祉サービスの充実 介護保険課 福祉課	多面的・多角的なサポートにより、高齢者が自分らしく過ごすことができる日常生活の実現をめざします。	重度要介護者を在宅で介護する家族や民生委員に対し、市が行う在宅サービスの周知を郵送物や定例会への参加により行ってきた。 特に一人暮らし高齢者への緊急通報システムの提供に係る事業を制度改正し、より地域住民のニーズに沿った運用を行えるようにした。在宅での生活が一時的に困難となる方や、同居家族より虐待を受けている方に対し、緊急的な措置として養護老人ホームへの短期入所等による支援を行ってきた。 また、自力での生活能力が低いと認められる方に対し、管理指導員を派遣し、生活環境を整理、体調管理等についての支援を行った。
		3-4-2. 介護予防・介護サービスの充実 介護保険課	高齢者が健康を保ち、自立した生活を送るとともに、介護が必要な状態になっても、適切なサービスを受けながら、安心して暮らし続けられるまちの実現をめざします。	コロナ禍による行動制限があった前年に比べ、教室や講座の再開に合わせて参加者が戻りつつあるが、全体では閉じこもりによりフレイルが進行した高齢者が増えていることから、市民に身近な場所での介護予防事業を展開していく必要がある。
		3-4-3. 生きがいづくりと社会参加の促進 福祉課	高齢者の豊富な経験と知識・能力を有効活用した積極的な地域活動等を促進し、社会的孤立感の解消や自立力の強化、生きがいづくり、健康の維持を促します。	高齢者人口が増加する中、老人クラブの活動やシルバー人材センターでの就労機会を通じて、豊富な経験と知識・能力を地域活動の促進に活かしている。
		3-4-4. 高齢者を見守る地域づくり 介護保険課 福祉課	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支えるまちづくりを行います。	高齢者あんしん見守りネットワーク推進協定を通じて行方不明高齢者の早期発見・保護、認知症に対する正しい知識の普及・啓発、高齢者の見守り・安否確認を行った。また、民生委員・児童委員が、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦などを定期的に訪問し、安否確認をするとともに相談に応じた。
	3-5. 障がい者福祉	3-5-1. 生活支援の充実 福祉課	暮らしにおける様々な支援を通して、障がい者が地域社会の一員として自立し、いきいきと暮らせるまちづくりを行います。	関係機関との連携強化により、障害のある人が必要としている各種サービスを提供することができた。
		3-5-2. 社会参加の促進 福祉課	一人ひとりが特性や状況に応じた働き方を選択し、生きがいが得られることをめざします。	関係機関との連携を強化し、障害のある人の就労について総合的な支援を行うことにより、社会参加や生きがいづくりを促進することができた。
	3-6. 生活困窮者支援	3-6-1. 自立に向けた生活支援 福祉課	生活困窮者への包括的な支援を行い、誰もが安定的で健康的な暮らしを送ることができるまちを	コロナ禍においては生活困窮にかかる様々な内容の相談が増加したが、関係機関と連携して適切な支援に取り組んだ。

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標③ 健康・福祉・医療			めざします。	
	3-7. 医療	3-7-1. 地域医療の充実 健康課 みとよ市民病院	地域において、安心して必要な医療サービスが受けられるよう、公的医療機関の充実を図ります。また、第7次香川県保健医療計画、香川県地域医療構想を踏まえ、機能分化と連携促進による地域医療体制の確立を図ります。	みとよ市民病院は、長年の懸念である老朽化した永康病院の建替えを行い、地域において必要な医療を提供できる施設を整備できた。しかし、西香川病院は施設の老朽化が著しく、改修などによって施設の長寿命化が必要である。 両病院とも医師不足の課題は解消できておらず、新興感染症への対応や施設・設備の最適化、経営の効率化など抱える課題は大きい。
	3-8. 社会保障	3-8-1. 社会保障制度の適正運営 市民課 健康課 介護保険課 保育幼稚園課 子育て支援課	各種社会保障制度の正しい理解の浸透に努めるとともに、適正な運営に努め、暮らしに安定と安心をもたらすセーフティネットを確立します。	国民健康保険事業は、収納率も高い基準で推移し、財政的にも安定した運営が継続できている。利用者に対し、使用した介護サービスの内容及び発生した料金を確認するための通知を発行することにより、給付費の可視化を行ってきた。 また、介護サービスの一部については、専門職を含めた複数人で申請内容を精査し、適正な給付を行った。また、利用者本人の心身の状態に見合った認定を行い、要介護認定の適正化に努めた。 国民年金制度については広報に記事を掲載するなどして制度周知に努めた。
基本目標④ 暮らし	4-1. 防災・消防	4-1-1. 地域防災力の増強 危機管理課	地域を最もよく知る市民は、非常時には迅速かつ的確な初動体制が可能となることから、市民の防災意識と防災力を高め、自分や小さな共助である家族だけではなく、防災における自助・共助機能を備えたまちをつくれます。	コロナ禍により、ここ数年は活動が思うようにできなかったが、防災訓練や講座は規模を縮小する等の対応により可能な限り実施し、広報等では自主防災組織の結成促進や防災意識向上に努めることができた。 災害時要援護者登録制度の推進については、毎年度、登録者へ内容変更の確認を行い、避難行動要支援者名簿を更新し、自治会長や民生委員・児童委員など避難支援等関係者へ情報を提供している。
		4-1-2. 災害への備えと対応 危機管理課 管財課 農林水産課 土地改良課 建設港湾課 建築住宅課 都市整備課 教育総務課	災害発生時において、しっかりと人命を守ることができる環境を整備し、被害を最小限にとどめられるまちづくりをめざします。	耐震に関する施策として民間住宅耐震対策事業は、大きな地震の発生報道等により、問い合わせや申請件数が流動的であったが、耐震無料相談会等の啓発方法の見直しにより問い合わせ件数が増加している。 今後は更なる啓発方法の見直しと財源の確保に努める。また、大規模災害を事前に防止するため、重点ため池の改修を計画的に実施している。また、被災した農業用施設等についても、早急に復旧できる

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標④ 暮らし	4-1. 防災・消防	4-1-3. 消防体制の充実	消防施設の計画的な整備や消防団の組織力の強化により、地域の消防力を向上させ、非常時における消防・防災体制が整ったまちをつくりまします。	よう努めている。 消防屯所の建築や消防車両の更新による消防施設・設備の整備を計画的に進めることで、迅速な消防防災活動ができるよう体制の強化を図ることができた。 訓練等については、コロナ禍で実施できない時期もあったが、感染防止対策を徹底した上で、消防署の協力を得て可能な限り実施し、一定の効果を得ることができた。
		危機管理課		
	4-2. 生活	4-2-1. 社会・ITインフラの整備	道路・河川・橋梁などの社会インフラとITインフラの整備を行い、安全性や利便性を備えたまちをつくりまします。	適切な施設整備による安全性・利便性、施設管理による周辺環境、衛生面また、防災における効果が出た。
		建設港湾課 総務課		
		4-2-2. 交通の利便性向上	市民の日常生活における移動手段の確保や利便性の向上により、人が地域内外を自由に行き来できるまちをつくりまします。	公共交通空白地における移動手段の確保のための実証事業を推進した。財田町デマンド型乗合タクシーの実証開始、粟島グリーンスローモビリティの実証継続を進め、ニーズの把握及び分析に努めながら、有償による実装化に向けた制度設計も合わせて実施した。 市民の移動の選択肢を広げることで利用者の利便性の向上に繋がるとともに、バスロケーションシステムを活用したリアルな運行情報によるダイヤ改正により、運行効率の向上が達成できた。
		地域戦略課		
		4-2-3. 住環境の整備	居住環境の整備・支援により、市民が快適で安心して生活できるまちをつくりまします。	市営住宅の管理においては、「三豊市市営住宅長寿命化計画」の団地別実施方針に沿った、老朽団地のリフォーム改修及び除却等を計画的に実施した。また既存団地の適切な改善・維持修繕に取り組むことで、入居者の快適性・安全性確保に努めた。 今後も市民の生活を守るセーフティネットとしての役割を維持していくとともに、需要に応じた適切な供給・管理運営を推進していく。
		建築住宅課		

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標④ 暮らし	4-2. 生活	4-2-4. 空き家対策の推進 建築住宅課	人口減少による空き家問題に対し、現状を把握・管理し、空き家を資源として活用することで課題解決をめざします。	空家等対策事業として、市内の空家の状況を把握するための実態調査とその調査結果を基にした施策をとっている。状態の良い空家は利活用、劣化の著しい空家は除却支援の啓発を行い、かつ実態調査結果で状態の悪い空家の所有者等を抽出して適正管理依頼から除却補助につなげられたケースがあった。
		4-2-5. 計画的な土地利用とエリアマネジメント 都市整備課 農林水産課	市全体をとらえたグランドデザインに基づき、総合的な土地利用を推進し、豊かな自然環境と市民生活、産業活動が調和した魅力あるまちづくりを行います。	都市計画区域を再編し、「三豊都市計画区域」として立地適正化計画を都市計画マスタープランと一体的に策定することで、コンパクトシティとネットワークのまちづくりを実現する計画とすることができた。 また、令和5年度末に三豊農業振興地域整備計画を見直し、長期的に優良農地を計画的に確保・保全し、持続可能な地域農業の振興に貢献するため、新たな計画の策定を行う。
		4-2-6. 離島・農山村の振興 地域戦略課 産業政策課 健康課 介護保険課	離島や農山村について、生活支援や域外との交流等により振興を図ります。	医療機関がない財田町や栗島・志々島へは診療所を設け、三豊圏域医療機関の医師により必要な医療の提供を行うとともに、瀬戸内国際芸術祭 2022 や6月に開村する栗島芸術家村事業のサポートや情報発信、タラオセアンジャパンの環境学習のアンバサダー活動を通じ、域外交流による振興を図った。
		4-2-7. 公園・緑地の整備 都市整備課 土地改良課	都市公園及び農村公園等を適正に維持管理し、市民のいきいこの場をつくれます。	都市公園については、管理委託を通じて管理体制が構築できているほか、保守点検等により計画的な公園整備が行えた。また、農村公園については、地域住民で構成する団体と相互協力し、日常の維持管理をいただきながら、異常発生時の連絡及び相互協力により、適切な公園管理を行えた。
		4-2-8. 墓地・斎場の維持管理 環境衛生課	市内の墓地の状況や市民ニーズを勘案し、墓地・斎場の適正な維持管理に努めます。	広報・三豊市HPを活用し、積極的に墓地の利用を促進した。また、斎場については定期点検、施設整備・清掃を行うことにより、適正な維持管理を行えた。

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標④ 暮らし	4-3. 環境・衛生	4-3-1. 環境・景観の保全 環境衛生課 農林水産課	本市が誇る豊かな自然環境を保全し、人と自然が共生するまち「環境都市みとよ」をつくります。	公害防止対策として、水質・騒音・臭気等の定点における定期的測定や、工場や事業場の規制・指導を行った。また、耕作放棄地解消に向けた荒廃農地再生事業を支援した。引き続き、関連する補助制度を総合的に活用し、耕作放棄地の発生抑制と再生利用に努める必要がある。
		4-3-2. 循環型・省エネ社会の形成 環境衛生課	市民とともにクリーンエネルギーの活用や資源の再利用を積極的に進め、環境にやさしいまちをつくります。	クリーンエネルギーの活用については、住宅用太陽光発電システム等設置補助金制度を普及促進することにより、継続して Co2 の削減効果を得ることができた。また、公共施設等からの温室効果ガス排出量についてもコロナ禍により施設の管理運営に制限がかかる中、削減できた。
		4-3-3. ごみ・し尿の適正処理 環境衛生課	「ごみはすべて資源である」という理念のもと、市民や事業者の意識の高揚を図りながら、3R運動※を促進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成をめざします。	地区衛生組織（自治会）を中心に、ごみの減量・分別収集・清掃活動・不法投棄対策に関する市民への啓発を継続して実施している。その結果、リサイクル率は県内1位(全国でも指折り)の64%前後を維持している。また、更なる資源化を進めるため、新たな回収品目を増やしている。
		4-3-4. 生活排水の適正処理 環境衛生課	河川・海域等の水質保全と美しく快適な生活環境づくりに向け、浄化槽の普及促進及び集落排水施設等の利用促進に努めます。	補助金制度により合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理を促進することで、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁防止を図り、水環境の保全に努め汚水処理人口普及率は前年度より若干上昇した。
	4-4. 移住・定住	4-4-1. 移住・定住の促進と支援 地域戦略課 保育幼稚園課 建築住宅課	本市が持つ魅力を最大限にアピールすることで、移住希望者から選ばれ、住んでよかったといわれるまちをつくりまします。	移住・定住に関する取組はコロナ禍による制限があり、対面で行う予定だった移住フェアやイベント等に参加できない年もあったが、オンラインを活用し、新たな取り組みもできた。 移住・定住支援制度はスクラップアンドビルドによる見直しを行っているが、制度を利用した移住者も増え、一定の効果が見られた。移住ポータルサイトもリニューアルし、分かりやすい情報発信の体制ができた。

基本目標	政策	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本目標④ 暮らし	4-5. 安全・安心	4-5-1. 交通安全対策の推進 総務課 管財課 建設港湾課 福祉課	市民が交通事故などの被害者・加害者とならないよう、安全なまちづくりを進めるとともに、交通安全への高い意識が広がるまちをめざします。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により実施できない取組もあったが、オンラインによる交通安全教室やのぼり旗を掲げる無言キャンペーンなど代替の活動を実施し、三豊警察署や関係団体と連携して啓発活動を行ったことで、交通事故発生件数の減少が見られるなど、交通ルールの遵守や交通安全意識の高揚が図られた。
		4-5-2. 防犯対策の充実 総務課 福祉課	関係機関・団体との連携のもと、地域ぐるみの防犯体制の確立・強化を進め、犯罪のない安全・安心なまちをつくりまします。	防犯活動の促進については、啓発活動の実施により防犯意識の高まりに繋がっている。 防犯設備の充実については、自治会からの要望や設置場所の環境に応じて防犯灯の新設・移設の対応ができています。今後は灯数の増加による充実だけでなく、すでに設置されている防犯灯を含めて適切に維持管理することで充実させていきたい。 また、犯罪の未然防止のため、毎年7月に社会を明るくする運動の出発式を実施し、三豊市内で街頭キャンペーン、パレード、広報車による啓発活動を実施している。
		4-5-3. 消費者保護の推進 産業政策課	関係機関と連携し、消費者トラブルの防止に向けた啓発や情報提供、相談体制の充実を図り、安心して暮らせるまちをつくりまします。	「三豊市消費者友の会」においてくらしのセミナーを3回実施し、市民に向けた情報提供を行った。また、産業政策課内に「消費者相談窓口」を設け、市民からの消費者相談対応や、県くらし安心安全課からの情報をもとにHPやチラシなどで注意喚起を行った。
		4-5-4. バリアフリー化の推進 総務課 地域戦略課 人権課 建築住宅課 福祉課	交通環境や公共施設等のバリアフリー化、心のバリアフリー化を進め、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるまちをつくりまします。	市有施設の整備に際して、設計内容にバリアフリー化を盛り込むことで「バリアフリー法」「香川県福祉のまちづくり条例」等の基準を踏まえた施設となるよう、施設担当部署と協議を行えている。

基本方針

基本目標	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本方針① 市民が可能性を切り開くまちづくり	1-1. 多様な人材による地域活動 総務課 秘書課 地域戦略課 人権課 教育総務課	市民一人ひとりの活躍や自治会・地域コミュニティ組織などによる地域活動の活性化により、市民がまちづくりへの参加意欲を持ち、自らの知恵と行動で未来への可能性を切り開くまちをめざします。	まちづくり推進隊事務局を中心に、市民自らが考え行動する自主事業と、市からの移譲業務を行うための活動資金として包括交付金を交付し、団体による各種事業が実施された。市は推進隊の活動に対する助言・指導を適宜実施した。 地域おこし協力隊については、退任後 8 割の隊員が市内に定住し、各分野で活躍を続けている。 また、自治会活動の支援や選挙啓発については、すぐに効果が表れるものではないが、地域社会の基盤となるものであり、継続的な支援と啓発事業を続けていく。
基本方針② 効率的で健全な行財政運営	2-1. 行政財産の適正管理 管財課	公共施設や土地などの市有財産の利活用によって、事業の効率性を高め、満足度の高い行政サービスの提供をめざします。 また、公共施設数のスリム化により、公的負担の軽減を図り、持続可能なまちをつくります。	公共施設等総合管理計画の改定、個別施設計画や財産処分等事務取扱マニュアルの策定を行い、職員の公有財産についての意識統一を図り、同計画等に基づき、再配置を進めた。公有財産管理審査会を毎月開催し、公有財産の管理、処分等に関し、適正な維持管理、有効活用に努め、目的を終了した公共施設については、順次売却を進めることで、その後の維持管理経費等の削減に努めた。 また、法定外公共物の管理については、土地所有者（代理人：土地家屋調査士等）からの申請に基づき、境界確認を行い、必要に応じて公共用地の寄附及び用途廃止、売払いの説明を行っている。

基本目標	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本方針② 効率的で健全な行財政運営	2-2. 民間活力の活用 地域戦略課 管財課	公民の連携・協力により、高水準のサービス提供や行政の負担軽減を図ることができるよう、公共事業の実施や公共施設の整備・運営において、民間の手法や知見を積極的に採用します。	総合政策アドバイザーとして計 10 名のアドバイザーから専門的なアドバイスをいただいた。さまざまな政策的課題に対するアドバイスを各業務に反映することができた。 指定管理者制度の導入、開始及び廃止に関しては、三豊市公有財産管理審査会の所掌事務としており、それぞれの担当課より提出される案件について、審査会において審査している。 また、その適正管理について、施設の業務改善やサービスの質の向上を目指すため、管理運営状況を中立的な立場で評価する指定管理者評価委員会を設置し、中間評価を行った。
	2-3. 財源の確保と適正執行 財政経営課 税務課 会計課	人口減少に伴う財源縮小と合併算定替の縮小段階を踏まえ、市民ニーズや社会情勢に沿ったまちづくりを進めるため、安定的な財源の確保と無駄のない財務管理に取り組めます。	財政収支計画に基づき予算編成を行った。財源確保に関しては、ふるさと納税を充実させ寄附額の増額につなげた。 行政改革においては、新行政改革大綱を策定し重点事業を確実に実施できるよう取り組んでいる。 また、市税以外の債権管理について、税務課に窓口を設置し、適正な債権管理が行えるよう、債権管理条例を制定し、税務課との共同回収により、回収が滞っていた債権の一部を回収することができた。
	2-4. 情報の公開と管理 総務課 秘書課	情報の管理や公開・発信に努め、市民の「知る権利」を守りながら行政の説明責任を全うし、市政運営への市民の理解を深めます。	【情報公開/個人情報】 徹底したセキュリティ対策及び公開制度の実施による透明性の確保により、市民の個人情報を適切に守りながら行政の説明責任を果たすことができた。 [文書館] 現用文書は保存期限満了により、適切に評価選別を行った上で、円滑に歴史公文書として文書館に移管することができた。また、歴史公文書の整理・目録作成を行い、市民向けの利用(閲覧)に供するとともに展示や講座を開催することができた。
	2-5. 安定した行政サービスの提供 財政経営課 市民課	行政が担うべきサービスを正確かつ効率的に提供し、安定的な市民生活の実現をめざします。	住民異動窓口支援システム（死亡後の行政手続き）・コンビニ交付マルチコピー機導入により、窓口の混雑緩和が図れ市民サービス向上につながった。また、市民がマイナンバーカードの申請・交付を受けやすい環境を整備することにより、交付率を大幅に上げることができた。

基本目標	施策	まちづくり目標	総括的評価
基本方針② 効率的で健全な行財政運営	2-6. 行政運営と 組織力の強化 人事課	行政組織としての環境整備や能力向上、効率性を追求した事業展開により、高水準の行政サービス提供の実現をめざします。	職員研修などを通じて、行政課題への対応能力と業務効率を向上させるため、新しい勤務体系を導入し、職務環境を整備した。また、市民の複雑で高度化するニーズに対応しつつ、職員の能力向上を通じて行政サービスのレベルを維持している。事前評価、事中評価、事後評価に関しては、三豊市事務事業評価実施要綱に基づいて適切に運用されている。また、毎年の実施計画は、基本計画に基づいて具体的な事業内容と財源・事業費が明示されている。

2. 施策ごとの実施内容・達成度・課題等

(1) 基本目標①【産業・交流】

にぎわいが地域を元気にするまち

1-1. 農業・林業

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1-1-1. 安定経営と稼ぐ力の向上	1 先端技術の導入促進 【重点】 農林水産課	託問電波工業高等専門学校と連携を行った。 既存の箱罟に赤外線カメラを設置してイノシシの生息状況等の調査を実施した上で、センサーにより作動する捕獲ワナの作成を行った。	D	タヌキ（イノシシより小さいためセンサーに反応しない）がワナ内部に侵入し、エサを食べてしまう等のアクシデントがあり、捕獲実績が振るわなかった。	既存罟に多くの電子機器を設置する関係上メンテナンス等の手間が多く、実施隊員からは使用に抵抗を感じるという声が多かった。
	2 経営負担の軽減支援 農林水産課	認定農業者等への担い手へ補助事業に関する周知を行い、制度の活用を推進した。国が実施している補助事業を積極的に案内し、農業用機械等導入費用の補助を行った。	B	補助金上限を超えるような機械導入を希望する経営体へ国の補助事業活用を推進し、採択に向けて関係機関とともに支援を行い、国の事業採択が得られた。	多様な経営体が活用できる補助事業が少なく、支援が難しい。
	3 経営体育成と法人化の促進 農林水産課	法人化や経営の高度化などについて相談があれば関係機関と連携し、支援を行う。	C	法人化や経営の高度化の相談がなかった。	経営体と接する際には各経営体が抱える課題を聞き取りするように取り組む。
	4 農産物の高付加価値化の促進 【重点】 農林水産課	6次化加工品の「みとよのみ」認定制度を開始させ、WEB や SNS などの広報活動や販売促進シールによる「みとよのみ」認定品や農林水産物の販売促進を行い、高付加価値化をすすめた。	B	広報活動や販売促進シールによる「みとよのみ」認定品や農林水産物の販売促進を行うことで、三豊市の認知度向上につながった。	農業者の所得向上のため、引き続き、地域農産物の付加価値づくりに取り組む必要がある。
	5 地域農産物の消費拡大の促進 農林水産課	地域おこし協力隊を採用し、HP や SNS を活用しながら農産物の販売促進、販路拡大を行った。	B	地域おこし協力隊の活動により、一次産業における「稼ぐ力」の向上に向けた農林水産物の消費拡大を図ることができた。	引き続き地域おこし協力隊の活動により販売促進、販路拡大をすすめていかななくてはならない。
1-1-2. 担い手の確保と育成	1 新規就農の促進と支援 農林水産課	関係機関と連携し、新規就農を志す人材からの相談は丁寧に対応し、就農に関する制度を説明し、活用可能な事業を提案した。	A	認定新規就農者数が増加傾向にある。	就農継続にむけた経営が安定するまでの継続的な支援が不十分であった。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1-1-2. 担い手の確保と育成	2 認定農業者の育成 農林水産課	関係機関と連携し、女性農業者への研修会を行い、情報交換とともに知識の向上に資することができた。	A	新型コロナウイルス感染症により対面での研修開催が難しいなか、オンライン方式で研修会を開催した。	新たな参加者が少なく、担い手の高齢化も懸念される。
	3 集落営農組織の設立促進 農林水産課	地域の農地を守っていくため、集落営農組織の重要性を説明し、組織の設立に向けて集落座談会で丁寧に説明した。	C	順調に集落営農組織が設立されており、機械の共同利用に関する相談も柔軟の対応できた。	集落営農組織の高齢化やオペレーターの偏りなど組織の設立後にも課題がある。
1-1-3. 耕作放棄地対策の推進	1 現存農地の適正管理と保護 農林水産課	遊休農地は年々増える傾向にあるが、「三豊市農業振興整備計画」に基づく農地利用を進めながら、解消に努めてきた。また、農業委員会が毎年実施している農地パトロール等により、優良農地の適正管理と確保も同様に実施している。(公財)香川県農地機構を通じた貸借を進めながら、農地の集積・集約化も進めている。	B	農地利用や農地パトロールを適正に実施しながら、遊休農地の利活用を促進できた。認定農業者等の担い手に農地を集積する上でも、(公財)香川県農地機構を通じた貸借を進め、担い手への農地の集約も図れた。	農地パトロールや意向調査を実施しているが、遊休農地が増加しているのが現実である。限られた農地を守るため、今後も積極的に農地利用や農地パトロールを実施し、優良農地の適正管理と確保に努めていく。
	2 農地利用の最適化 農林水産課 農業委員会	荒廃農地の発生は、周辺景観の悪化、病害虫の発生、有害鳥獣の生息範囲の拡大など、農業のみならず農村環境にも大きく悪影響を及ぼすことから、その解消が急務である。 そこで、担い手等が行う耕作放棄地解消に向けた荒廃農地の再生事業を支援した。	B	担い手等により耕作放棄地解消に向けた荒廃農地の再生利用が図られた。農地の持つ水源の涵養や自然環境の保全などの多面的な機能の効果が発揮された。	荒廃農地等利活用促進事業の推進の他、担い手への利用集積や中山間直接支払制度の活用等を促進し、総合的な遊休農地の発生を防止する。
	3 中山間地域への支援 農林水産課	中山間地域における多面的機能の維持・増進と、自立的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた取り組みを支援するため、協定集落に対して支援金を交付し支援した。	B	農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国の支援制度を活用することにより、集落内の適正な農地保全と共同取組の推進が図られた。	中山間直接支払制度の推進の他、担い手への利用集積を促進し、総合的な遊休農地の発生を防止する。
1-1-4. 有害鳥獣対策の推進	1 被害の未然防止策の推進 農林水産課	農地へ金網や電気柵を設置する際の補助事業を実施した。 またイノシシ等有害鳥獣の被害相談を受けた場合、県農業改良普及センターと共に現地を確認し、被害防止のための指導や地元漁師への橋渡し等を実施している。	B	農業者の間で、有害捕獲に頼り切るのではなく、自分の農地は自分で守る意識が醸成されてきている。	対策をしていない農地へ被害が集中している。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1-1-4. 有害鳥獣対策の推進	2 地域による鳥獣対策の強化 農林水産課	集落ぐるみでイノシシ被害対策に取り組む農業者集落に対し、金網などの設置費用を助成し、被害対策のための勉強会を実施する。	B	事業に取り組む集落が増加傾向にある。 地域が一丸となって取り組むため被害対策の効果も高い。	集落における話し合いのまとめ役がならず、事業に取り組みにくい集落が存在する。
	3 有害鳥獣捕獲者の支援と確保【重点】 農林水産課	ICT技術(センサーによる侵入管理)を導入した捕獲ワナを導入。 また狩猟免許の取得補助についても、被害対策実施隊への加入を条件に費用の全額を補助している。	B	捕獲状況やセンサー異常などがメールで通知が行われるため、現地確認の手間が減っている。	通信費用や維持管理費などが比較的高額なため、新たな方法を模索する必要がある。 また実施隊員については高齢化が進んでおり、人員が暫減傾向にある。
1-1-5. 生産基盤の整備	1 土地改良施設の適正管理 土地改良課	老朽化した農道、ため池、用排水施設について、受益者から長期間安全に使用できるよう要望を受け、国及び県の補助金を活用して、計画的に修繕を行った。	C	限られた予算の中で、適正な維持管理ができるよう、受益者と協議しながら計画的に事業を実施している。	人口減少により、受益者が少なくなってきたため、農業用施設修繕等の地元負担が発生する案件について、事業が思うように進まない。
	2 森林機能の保全 農林水産課	森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林において、実施する人工造林等を支援し、森林所有者の自己負担を軽減することによって、林業の振興、環境保全に努めた。	C	森林環境譲与税を活用した造林事業に対する上乗せ補助により、森林整備が促進されており、今後も森林整備が進むことが期待できる。	森林環境譲与税を活用した造林事業に対する上乗せ補助において、香川県意欲と能力のある林業経営体と協力して取り組む体制を整える。
	3 水源の確保 土地改良課	灌漑時における香川用水の配水を維持できるよう、地元水利組合、香川用水土地改良区と協力して、配水計画の作成、組合員への賦課金徴収等を実施した。	C	香川用水の配水を、灌漑期に安定供給を維持できた。	耕作放棄の増加により、香川用水の賦課金が減少し、配水施設も老朽化してきているため、将来安定供給をできなくなる可能性がある。
	4 多面的機能の維持・発揮 土地改良課	農業者及びその他の者(農業者団体、子ども会など)で構成した組織で、地域資源の保全活動や防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用や老朽化した農業施設の補修・更新など施設の長寿命化のための活動等を行っている。	C	地域農業活動を支援すると同時に、人と人との繋がりができ、地域農業が活性化した。	各組織において、高齢化や後継者不足等に苦慮してしる。

1-2. 水産業

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1-2-1. 漁業者育成と経営支援	1 漁業従事者の確保・育成 農林水産課	就業希望者への積極的なアプローチ等通じ、漁業の新規就業者数の増加を図る。	C	意欲のある漁業者を確保し、担い手として育成していくことは、水産物の安定供給のみならず、漁業・漁村の持つ多面的機能の発揮や地域の活性化の観点からも重要。	漁業就業に関する推進組織である「かがわ漁業塾」を通じ、就業支援フェア等により、漁業の魅力をPRするとともに、漁業の担い手の掘り起こしが必要。
	2 漁業活動への支援 【重点】 農林水産課	従来、経験や勘に基づき行われてきた漁業の漁場の探索を支援する為、ICTを活用して、水温や塩分、潮流等の漁場環境を予測しスマートフォンに表示するシステム等、新技術の導入に向けて模索中。	D	データに基づく効率的な漁業や、省人・省力化による収益性の高い漁業の実現が期待できるが、漁師とのヒアリングにより、システム導入に対する技術革新の賛同が得られなかった為。	民間企業等で様々な技術開発や取り組みが進められていますが、その成果を導入・普及させていくとともに、更なる高度化を目指して検討。
	3 消費拡大の促進 農林水産課	学校給食等で提供促進による漁食習慣の定着や、販売促進PRにより、水産物の消費拡大を図る。	B	ほぼ目標を達成しているが、引き続き付加価値向上と消費拡大に向けて取り組んでいる。	「魚離れ」と言われるように水産物の消費は減少傾向にあり、需給バランスの崩れなど、魚価への影響が懸念されることから、消費の拡大に向けた対策が必要である。また、近年における海洋環境の変化に伴う漁業生産の変動など、状況に応じた取り組みが必要。
1-2-2. 水産資源の確保と基盤整備	1 水産資源の確保 農林水産課	三豊市燧灘海域へヒラメ、キジハタ、ガザミ、クルマエビ、タケノコメバル、あさり、真蛸等の稚仔を放流。県費補助事業により、稚仔放流を計画的に実施する。	B	漁業資源の確保を目的とする稚魚の放流を継続して実施し、漁獲量の拡大が図れた。	海域の高水温化、貧栄養化、貧酸素化により、魚種が減りつつある。
	2 漁港施設等の維持管理 建設港湾課	漁港施設は機能保全計画書、海岸施設は長寿命化計画に基づき、定期点検や計画的な維持管理に努めることで背後集落の安全性向上、漁業者の生産性向上等をもって水産業の振興を図っている。	B	国庫補助事業や単独県費補助事業を活用し適切に、整備を実施しているが、物価高騰によるコスト増大や施設数の多さにより遅れがでている。	三豊市管理の施設数が多く、さらに物価高騰による維持管理コストの増大が課題となっている。 また、高齢化、後継者不足による漁業者（施設利用者）の減少も課題である。

1-3. 観光

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1-3-1. 魅力的な観光地域と商品づくり	1 観光地としての魅力創造 【重点】 産業政策課	指定管理施設に RV パーク 5 か所と父母ヶ浜海水浴場にキャンプサイトを整備 (2022・23 年)。市内の観光コンテンツをまとめた「MITOYO GUIDE」を発刊。(2022・23 年) 離島振興事業である瀬戸内国際芸術祭と連携したマーケティング、プロモーションを実施 (2022 年)。	B	市内北部エリアを中心に宿泊施設が増加しており、「1 棟貸しゲストハウスのまち」としてブランディングが定着しつつある。	宿泊施設は増加しているが、観光入込客数に対して宿泊施設が少ないため、観光地として通過されるケースが多い。
	2 インバウンド対策の推進 産業政策課	県観光協会の補助金を活用し、名部戸海水浴場のトイレを洋式化 (2020 年)。翻訳機 (ポケット) を父母ヶ浜海水浴場と仁尾マリーナに導入。また、観光交流局公式 HP が英語・繁体字対応に (2021 年)。日英対応した市コミュニティバスのロケーションシステム『バス予報』導入 (2022 年)。インバウンド観光客向け現地調査を実施 (2023 年)。	C	HP や新システム導入などデジタル面での多言語化は推進された。	デジタル面での多言語化は推進されたが、観光案内パンフレットや案内表示などの環境整備が積み残しとなっている。
	3 通信環境の整備 総務課 産業政策課	県が実施する「かがわ Wi-Fi アクセスポイント」の設置に係る補助金を市内事業者案内し設備導入の促進を行った。また、生涯学習施設の通信環境向上 (生涯学習の DX) として「みとよ未来創造館・図書館」「市民交流センター」「豊中町図書館」の 3 か所に無料 Wi-Fi を設置した。(生涯学習課)	C	設備導入後の月々の通信代など運用経費が事業者の負担となっており、コロナ禍以降の厳しい経営環境の中、負担が増したことと、外国人観光客の減少による利用者の減少、4G、5G 通信を利用するスマートフォンが普及する中、固定 Wi-Fi の必要性が相対的に下がってきていることなどが要因となり、撤退する事業者が発生した。	現在、外国人観光客の多くがより利便性の高いモバイル Wi-Fi やプリペイド SIM を利用していることや 2023 年に県の補助金が終了する予定であることから、事業者の費用対効果を鑑み、今後は積極的な推進は行わない方針である。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1-3-1. 魅力的な観光地域と商品づくり	4 詫間地区造船跡地におけるにぎわい創出 【重点】 都市整備課	グランドデザインをより具体化するため、詫間庁舎周辺整備基本構想を策定した。 また、当該地における土壌汚染の可能性を把握するため、地歴調査を実施している。	D	整備に向けては諸問題を解決しながら進めていく必要があると認識することができた。 しかしながら、完成には時間を要し、また、にぎわいの創出には課題が残る。	当該地については土壌汚染や残置工作物等、法令順守のもと進めていかなければならず、場合によっては多額の費用を要する可能性もあることから、整備費の財源確保は課題である。 また、整備後の利活用にも課題は残る。
	5 商材の掘り起こしと販売 産業政策課	父母ヶ浜と紫雲出山に続き、志々島の「天空の花畑」がメディアでの紹介やコンクール受賞をきっかけにブレイク。シーズン中に情報発信や現地での交通整理等対応を行った。	B	紫雲出山が2019年に米紙ニューヨークタイムズ、2023年に仏紙ル・フィガロにて掲載。また、父母ヶ浜がJAPAN TRAVEL AWARDS 2023観光開発部門賞を受賞。国内のみならず、世界的な観光スポットとして三豊市が注目されている。	オーバーツーリズム対策や受入環境整備等。
	6 連携体制の構築・強化 産業政策課	広域連携で観光戦略に取り組めるよう、2022年より周辺自治体（三好市、観音寺市、琴平町）と観光連携に向けた協議を開始したほか、四国ツーリズム創造機構の「四国持続可能な観光推進ネットワーク」へ加盟。また、市内事業者をつなぐ交流会やイベントを実施した。	B	新たに周辺自治体と協議を開始し、2023年中にパンフレットを制作予定。四国ツーリズム創造機構とは2025年大阪万博を活用した誘客へ向けたマーケティングを共同で実施。	2025年大阪万博を活用した誘客と瀬戸芸開催へ向けて計画的に準備を進める。
	7 着地型観光の推進 産業政策課	県や観光庁の補助金情報を積極的に事業者へ発信し相談対応を行ったところ、2021年に1件（魅力あるコンテンツ造成支援事業）、2022年に2件（魅力あるコンテンツ造成支援事業・関係人口創出事業）、2023年に2件（インバウンド観光コンテンツ造成支援事業）が採択された。	B	民間事業者が積極的に補助金を活用した事業を計画し、市は相談対応や地元調整、情報発信などで協力。	今後、2025年大阪万博開催へ向けてインバウンド需要が更に高まることが予想される。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1-3-2. プロモーション力の強化	1 国内への情報発信 産業政策課	地域活性化企業人を中心に、積極的に情報発信を実施。また魅力情報発信事業では、2022年にプラットフォームをnoteに移管。新たにSNSや市公式LINEを活用し、SEOやアナリティクスで対策を講じながら、効果的な運用を努めた。 また、CM、テレビドラマ、映画等多数のロケーション撮影を誘致した。	B	魅力情報発信事業は2022年度から委託料減額のため、記事数は2割減となったが、KPIであるPV数は同等を維持し成果を上げている。	ガイドブックの見直し等。
	2 インバウンド向けプロモーションの実施 産業政策課	2021年に観光交流局がプロモーションビデオを作成。2022年に観光交流局公式HPに英語、繁体字のページを整備した。	B	紫雲出山が2019年に米紙ニューヨークタイムズ、2023年に仏紙ル・フィガロにて掲載。国内のみならず、世界的な観光スポットとして三豊市が注目されている。	今後、更なるインバウンド観光客の増加が見込まれることから、多言語による観光案内パンフレットやHPの整備が求められる。
	3 三豊の顔づくりとシビックプライドの醸成 地域戦略課	シティプロモーションのキャッチコピーとしての「ミトヨでやってミヨ。」を提唱し、市単独ではなく民間企業、市民ともに協働して産業・観光・教育等広い分野で様々な取組を試みてきた。また、市公式LINEを活用し、シビックプライドの醸成を目的にイベント情報や新店情報など、データ解析し、市民のニーズに合わせたコンテンツを積極的に発信するとともに、新しいみとよの発見をテーマに、ゆめタウン三豊にて「みとよマルシェ」を実施した。	B	SNSブレイクに端を発した観光産業の誕生以来、若者や移住者、異業種での起業が続くとともに、クラウドファンディングによる資金取得など好循環を生み出している。一方でその効果を測定する指標が明確とは言えないため、この評価とした。コロナ禍において、飲食店をはじめとする地域事業者を支えたのは、地元消費であった。シビックプライドの醸成を通して「地元の人々が地域を支える」形にもっていくことが、安定的な観光地の経営に関して重要である。	シビックプライドの醸成を図る指標が十分ではないため、定期的な調査が必要ではないかと思われる。また、子ども世代への影響（Uターン、郷土愛の形成）についても同様と考えられる。また、情報発信を行う観光交流局と役割分担し、さまざまなニーズに応えられる体制を構築する市民間での成功事例の共有や市外からの視点を入れる意味合いで外部人材を積極的に登用することにより、さらなる地域の活性化とブランディングが見込めると考える。

1-4. 商業・工業

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1-4-1. 経営力の向上・強化	1 商工会運営の支援 産業政策課	商工会に運営事業補助金を交付し、事業者のワンストップ窓口の設置をサポートするとともに、新たな取組を図る事業者や創業者向けには、中小企業・小規模企業支援業務委託において、みとよ創業塾の開講や販路開拓相談支援等を行い、企業のフェーズに応じたサポート体制の構築を支援した。	B	創業者や老舗企業、また農業者や製造業者等、様々な市内事業者に対し、広く支援を実施する支援策・体制作りができています。	経営者の高齢化が進み、事業承継問題が露呈している中、具体的な取り組みができていない。一方で、創業者は毎年一定数いるため、このマッチング支援が課題としてある。
	2 先端設備等の導入促進及び支援 【重点】 産業政策課	中小企業の生産性向上を目的として認定業務を行い、認定された計画における設備投資を実施した企業に対しては、固定資産税の減免を実施し、企業支援を行ってきた。申請にあたっては、認定支援機関である金融機関・商工会等からの相談を柔軟に受け付け、事業者の負担軽減にも努めた。	B	昨今の経営環境の変化を乗り越えるために設備投資を行った中小企業に対し、有効な支援策として取り組みができています。	税制改正により、制度の変更があり、その周知が市内中小企業に行き渡っているかどうか課題である。
	3 中小企業等経営改善資金の支援 産業政策課	商工会メンバーズローンを活用して設備投資を実施した市内中小企業者に対し、融資開始から5年間(計60か月分)利子の1/2の補給を行った。	C	中小企業者への設備投資等に対する支援が少ない中、商工会と連携して、継続した支援ができています。	該当の融資を活用し、設備資金であることが補給要件としてあるが、設備の種類等は定めがなく、確実に事業に要するものかどうか不透明な点が課題。
	4 経営と販路拡大の支援 産業政策課	販路拡大・知的財産権取得の支援として、県設置の専門機関のサテライトを月に1回設けている。また、展示会出展・知的財産権取得支援補助金の交付による支援も継続して実施した。本市情報発信サイトについては、令和3年度をもって運用を終了。市HP等、その他媒体を用いて、情報発信による支援を行った。	C	知的財産権の取得においては、サテライト窓口での支援と補助金の組み合わせによる一体的な支援体制が構築できた。情報発信においては、HP内に事業者向けページを作成し、随時発信ができています。	展示会出展補助金においては、経営基盤の確立した企業のみが申請する傾向にあるため、要件の再考が必要。情報発信においては、市HPではリーチしない企業への発信方法の検討が必要。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1-4-1. 経営力の向上・強化	5 資金調達の支援 【重点】 産業政策課	新型コロナウイルス感染症等の影響で国・県等が実施する融資や補助金の創設が多くなされたこともあり、これらの情報発信に注力を行った。そのため、地域ファンドの創設については、検討を見送っていた。	C	行政主導でなく、地域金融機関等が主導となって創設する環境が整うかどうかの調査・分析段階。新型コロナウイルス感染症拡大により設置された補助金等の周知の発信はできている。	市も後押しすべき特定分野での支援については、地域ファンド等を活用した支援体制が必要になる場合がある。他所属での動きも把握のうえ、創設の検討を継続することが必要。
1-4-2. 事業創出の環境整備・支援	1 創業支援 産業政策課	「みとよ創業塾」を8月と2月の計2回開催。延べ42人の参加者がおり内13人が年度内に創業した。創業補助金は11件278万円を採択し創業者の支援を行った。	B	みとよ創業塾・補助金ともに定員・定数を確保したことにより「B」評価とした。	市創業補助金以外の情報提供や企業間のマッチングなど、創業後の経営基盤の確立に寄与する支援策が必要である。
	2 円滑な事業承継への支援 産業政策課	香川県事業引継ぎ支援センターと三豊市商工会との共催で事業承継相談会を開催し、合計6社の相談を実施した。	C	継続して、関係機関との連携による相談会を実施しているが、創業者と承継者のマッチングやその後のフォローにおいては、もう1歩踏み込んだ支援が必要である。	相談会に来られる企業は事業承継を検討している段階の企業であるため、その前段階の企業に働きかける施策が必要である。
	3 AI研究・人材育成拠点の整備 【重点】 地域戦略課	市内企業が抱える課題解決をするためのマッチングは実施できていないが、MAiZMや高専等と連携して将来のAI人材育成のため小学生プログラミング体験会を実施し251名の参加があった。	C	AI活用による課題解決について、三豊市又は近隣に本社を置く企業の多くが「AI導入の費用対効果が合わない」「AI導入のための人材不足」等の理由でAIの導入に踏み切れない状況の中、AI人材育成の取組にシフトしたため。	急速な拡大を見せつつある生成型AIの活用方法について具体的な支援策を検討する必要がある。
1-4-3. 企業立地体制の強化	1 企業立地支援の充実 産業政策課	県や市の制度について、HPのほか大阪での展示会でのPR活動など、情報提供に努めた。	B	大阪での展示会では、県と協力し動向調査を行ったほか、誘致に向けてのPR活動もおこなった。また、市内10社目となる敷地面積5ha以上の企業の立地が決定したため。	市内に大規模企業用地が、存在しない。今後は、県の民間企業による工業団地造成助成金や事務系企業の誘致等、県等と情報共有しながらの企業立地支援が必要。
	2 工業用水道の整備 【重点】 産業政策課	大規模製造業事業所の維持を目的として、工業用水道の検討を行った。	C	工業用水道整備の対象となる大規模製造業事業所については、住民の雇用や生活の維持、ひいては税収の確保上大きな意味を持つため。	現在、対象となる企業が使用している水を全て地下水等で賄うには水量が足りていない。企業の行う海水淡水化等、必要水量等との調整が不可欠である。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1-4-4. 雇用・就労支援	1 若者の地元就職支援 産業政策課	人材確保支援事業補助金(インターンシップ支援事業補助金)として、1件7千円の補助を実施した。	C	1 事業者に対し、補助金による支援を実施した。予算には満たしていないため、周知の強化や内容の精査が必要である。	若者に市内企業をまずは知ってもらうことが必要であり、本補助金のみでなく、異なる形で若者の地元就職支援が必要である。
	2 就職説明会の開催 産業政策課	2022年4月及び2023年3月に就職説明会を実施。企業側の予定以上の出展希望に対し、共催の観音寺市と連携して参画できるように調整した。	B	新型コロナウイルス感染症により、中止を余儀なくされていた合同就職説明会を開催することができ、目標に近い参加者に来場いただくことができた。	参加を希望される企業が今まで以上となることが予測されるため、予定企業数や日程、会場等の再考が必要である。
	3 ハローワーク・企業との連携による働き手確保支援 【重点】 産業政策課	ハローワーク観音寺のほか、令和4年度では香川労働局と雇用対策協定を締結した。 また、UIJターン就職説明会を、共同で主催し働き手の確保に努めた。	C	働き手の確保については、近隣市町や県・ハローワーク等、各種機関と協力が不可欠である。締結した雇用対策協定を基に、雇用対策を進めていく。	人口の減少とともに、各企業の人手不足は顕著となっている。働き手の確保は市としても積極的に取り組んでいく。
	4 ワーク・ライフ・バランスの支援 人権課	経営者向け女性活躍推進セミナーの開催や企業人権・同和推進協議会の活動により企業経営者や人事担当者向けの啓発活動を実施した。	B	男女共同参画ネットワーク協議会の毎月開催など精力的に活動を実施した。	男性の家事・育児に関する啓発活動

1-5. 交流

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1-5-1. 交流の推進	1 友好都市交流活動の推進 秘書課	友好都市提携を結んでいる都市への訪問団派遣、また相手方からの訪問団受入れを通じて交流活動を実施した。	C	2020 年以降、コロナ禍により予定していた交流事業の多くが中止になった。	コロナ禍で中断していた交流事業を再開し、交流を促進する。
	2 学官連携の推進 【重点】 地域戦略課	香川高等専門学校とは、連携協力に関する協定に基づき、発明クラブの開催、ロボコン、理科離れ対策事業などの取組を行った。また、令和4年度に設立された大学・地域共創 PF 香川では、地域活性化部会に参加し、高校生の県内大学への進学率向上、大学生の県内就職率の向上に向けた今後の取組を検討するため、アイデアソンなどで意見交換を行った。香川大学とは、地域コミュニティにおける移動に関する意見交換、コミュニティバスの路線最適化の研究協力、高齢者の運転認知教室の開催、香川短期大学とは、交通政策に関するフィールドワーク、コミュニティバスの乗り方動画の作成、コミュニティバスのダイヤ分析、プロモーションポスターの製作を実施した。更に、高瀬高校とは、みとよ未来塾により市の各施策への学生提言を受け、意見交換を行った。また、笠田高校と連携して薬用作物の栽培研究を進めている。	C	地域課題の解決に向けて学官が連携しながら継続的な活動はできているが、新産業の創出といった大きな成果は出せていないため。	地域課題の解決に向けて、学習し、考えた学生たちが将来地元に残って就職をするために、学官連携の中に地元企業との連携を加える事も今後の課題である。
1-5-2. 知名度向上	1 魅力を伝える情報発信 産業政策課	地域活性化企業人を中心に積極的に情報発信を行うとともに、事業者からのヒアリングや事業者同士の交流会を実施。活発な意見交換ができる環境を構築した。また、市公式ツールを活用した魅力情報発信事業を運用。観光交流局公式 HP のリニューアルや多言語整備を進めた。	B	紫雲出山が 2019 年に米紙ニューヨークタイムズ、2023 年に仏紙ル・フィガロにて掲載。また、父母ヶ浜が JAPAN TRAVEL AWARDS 2023 観光開発部門賞を受賞。国内のみならず、世界的な観光スポットとして三豊市が注目されている。	今後、更なるインバウンド観光客の増加が見込まれることから、多言語による観光案内パンフレット・案内表示などの環境整備が求められる。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1-5-2. 知名度向上	2 ふるさと納税の充実 財政経営課	ふるさと納税利用者の増加等により全国的に規模が拡大しており、三豊市においても返礼品の拡充や掲載サイトの充実等により寄附額を増加させてきた。定期的に寄附していただける寄附者もあり、本市を知ってもらうきっかけになっている。	B	ふるさと納税の寄附件数・寄附額が増加傾向にあり、本市を知ってもらう機会になっている。	一層の寄附者との関係づくり行い、本市へ足を運んでもらえるような対策を講じていくことが課題である。
	3 ふるさと会等のつながりの強化 地域戦略課	関東及び関西のふるさと会会員に向けて、毎月広報紙の発送とともに、ふるさと納税や市内の物産・観光・移住関連の情報など、県外の人でも関わりやすい三豊市の取り組みを発信している。 また、年1回の総会を実施（R2～4年はコロナ禍で書面決議）。	C	コロナ禍の影響で、総会等が対面開催できなかったため、会員との直接的な交流の機会が減少したため。	設立時から年月が経ち、会員全体の年齢層が高く、新規会員の獲得にも苦勞している。事務局は地域戦略課職員が担っているが、いつまでこの体制で運営していくのか、見直す必要もいずれ出てくると思われる。
	4 ふるさと大使によるPR 地域戦略課	令和2年9月にバドミントンの桃田賢斗選手を委嘱し、現在は、要潤さん、馬淵英里何さんの計3人にふるさと大使に就任いただいている。 桃田選手には就任のメッセージをもらうなど、PRの一翼を担ってもらった。JR構内や、高速インター付近のウエルカムボード設置により、帰郷者・来訪者へのPRを行った。	C	桃田選手の委嘱以後は、コロナ感染拡大もあり、ふるさと大使としての活動がなかったため。	ふるさと大使活用時にかかる費用のこともあり、一時期に比べ、効果的な活用ができていないことと併せて、新たなふるさと大使の発掘についても今後の課題である。

(2) 基本目標②【教育・文化・人権】

知・体・心を育み、自分らしく暮らせるまち

2-1. 就学前教育・保育

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-1-1. 学びの芽生えを育む教育	1 教育内容の充実	日々の教育・保育活動や行事を通じて、地域住民との積極的な交流を進めるとともに多世代交流の促進、保護者参加の機会づくりに努める。また、地域住民などの理解を得て、豊かな自然環境を生かした園外(所外)保育を充実させる。	B	コロナ禍で行事の中止はあったが、それ以前には地区の文化祭や体育祭、盆踊りに参加したり、介護施設等を訪問するなど地域交流が出来ていた。また、どんぐり拾いや農作物の収穫体験など地域特性を生かした園外保育を実施した。	コロナ禍で得られた気づきや工夫を、地域交流や行事等に生かした取り組みが必要である。
	2 教職員の資質向上	三豊市就学前教育・保育推進研究事業において、会計年度任用職員を含めた保育所・幼稚園・こども園職員を対象とした研修を計画的に実施し、職員一人ひとりの資質向上及び教育環境の充実を図る。	B	コロナ禍で中止になった研修もあったが、香川大学の先生方に実際の保育をみていただき指導を受けたり、特別支援員に特化した研修を開催するなど、それぞれの立場にあった研修を受講することにより資質向上を図ることが出来た。	三豊市就学前教育・保育推進事業の研修内容を検討し、子どもに関わる多くの保育者が参加できるように工夫する必要がある。
	3 幼保連携の強化	保育所・幼稚園・こども園の垣根を超え、保育者間での共通意識を持ち一体感を育むため、乳幼児理解研修会における公開保育、事例検討、講演会など実施する。	B	コロナ禍で大きな講演会等の開催は難しい状況だったが、保育所・幼稚園・こども園職員が合同で事例研修等においてグループワークを行い情報交換することにより、自らの保育につなげるなど資質向上及び交流を図ることが出来た。	保育所・幼稚園・こども園の保育者間で研修を重ねることで、乳幼児理解について共通理解をしていく必要がある。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-1-1. 学びの芽生えを育む教育	4 特別支援教育の推進 保育幼稚園課 学校教育課	発育・発達が気になる子どもや外国人の子どもなど、特に配慮が必要な子どもを受け入れ、一人ひとりの心身の状況やその国々の文化、家庭環境に沿ったきめ細かな教育・保育を行う。また、保護者のニーズだけでなく、保健師や病院等からの情報を踏まえ、子どもの実態に応じた支援員を配置し、支援を行う。	B	関係機関との情報連携を深め、子ども一人ひとりの状況を的確にとらえた個別支援計画を作成し、その子に応じた支援を行った。また、支援員の経験等により、効果的な支援が難しい場合もあるため、療育・発達支援の専門機関や保健師等の協力・訪問支援を得たり研修等に参加することで、知識・技術の向上を図った。	三豊市の支援員における資格保持者は、約3割である。資格保持者不足のため採用が厳しい状況であったが、今後は資格保持者の採用に努めるとともに、正しい知識をもち、見通しをもって支援を行うために、支援員の資質向上が望まれる。
2-1-2. 施設の充実と適正配置	1 施設の適切な維持管理 保育幼稚園課	令和2年度に作成した「三豊市就学前教育・保育施設長寿命化計画」をもとに、施設の現状と今後の市の教育・保育施設再編整備計画を勘案しながら、改築・長寿命化を行う施設を選定し、順次実施していく。	B	現状を踏まえつつ、計画に基づき必要な施設の修繕を行っているが、施設数が多いため、すべての施設に手を入れることが難しい状態である。	現施設の改修計画については、園児数減少や予算規模の縮小など、不明確な要素が多いため、具体的な計画を策定していくことが難しい。
	2 認定こども園の設置推進 【重点】 保育幼稚園課	施設建替、統合等の計画のある幼稚園については、三豊市就学前教育・保育総合計画に基づき、同地域内の幼稚園と統合し認定こども園の設置を推進する。	A	令和元年度に策定した「三豊市就学前教育・保育総合計画」に基づいた、幼稚園の統合及び認定こども園化を実施できている。	子どもの減少に伴う各施設の園児数の格差があるが、小学校との連続性を保つためにこの格差ができた状態をいつまで継続させるか。

2-2. 学校教育

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-2-1. 確かな学力と豊かな心身を育む教育	1 小・中学校での教育内容の充実	対話と自問自答がある学びを通して、多様な他者と協働し、探究し続ける力の育成を目指している。確かな学力については、学びのトライアングルモデル（対話と自問自答を伴う学習活動・振り返りの設定、習得・活用・探究を意識した授業展開、言語能力・論理的思考力・批判的思考力の育成）を意識した授業づくりを推進している。	B	各教科において生徒の主体的・対話的な学びを柱とした授業づくりに取り組んでいる。また、居場所づくり・絆づくりの推進と家庭と連携した個別支援を行っている。	不登校児童生徒数が増加傾向にあるため、魅力的な学校づくりを推進していくとともに、学校と家庭、関係機関と連携した組織的な支援を行っていく必要がある。
	2 教職員の資質向上	ICT 活用研修や総合的な学習時間の充実に向けた研修を行っている。学校においては、教職員間で ICT の活用頻度や活用レベルについて差があるため、児童生徒の能力や特性に応じた学びを行いつつ、相互に学び合う協働的な学習を進めていけるよう、実態に応じた研修を実施している。	B	ICT 活用研修を実施する中で、授業における ICT の活用頻度が高くなっている。また、プログラミングやオリジナルWebサイト制作等、実践的な研修を実施することができた。	実施した研修以外にも、教職員の実態やニーズに応じた研修を実施していく。
	3 ICTを積極的に活用した学習	学校においては、ICT環境を整備している。また、タイピング練習やプログラミングの授業、総合的な学習の時間における探究学習において ICT 操作能力の向上を図っている。授業で活用できるアプリや教材の選定、導入を行い、その操作方法や活用方法についての研修や情報発信をしている。	B	アプリや教材の選定、導入を行い、その操作方法や活用方法についての研修や情報発信を行い、児童生徒の ICT 操作能力の向上を図っている。	教職員間で ICT の活用頻度や活用レベルについて差があるため、今後も引き続き、研修の実施や情報発信を行っていく。また、情報モラル教育の充実を図る。
	4 母国語教育の推進 【重点】	明確な見通し、課題意識に対して、知識・技能を活用しながら、課題解決に取り組んだ。確かな学力の向上に向けた「学びのトライアングルモデル」を推進し、授業のあらゆる場面で対話が行われることで自問自答する姿を通して、子どもたちの情報活用能力や論理的思考力を育成に向けて取り組んでいる。	B	授業の中に子どもたち同士の対話の時間は設定されることが多くなったが、論理的思考力・批判的思考力を育成する指導がさらに必要である。	子どもたちの思考力をさらに育てるために、ICT を活用したプログラミング的思考の習得を行う。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-2-1. 確かな学力と豊かな心身を育む教育	5 外国語教育の推進 学校教育課	中学校での英語に対する苦手意識を少なくするために、小学校3年生から総合的な学習の中に外国語活動を位置づけ、5・6年生の外国語へとつないでいる。そのためにALTや英語の非常勤講師、中学校英語教諭と連携し、中学校英語に必要な素地を学ぶ授業を進めている。	A	学級担任だけでなく、関係職員と連携しながら授業をすることで、児童生徒は楽しんで学習をすることができている。	基本的な知識・技能は少しずつ身に付いているが、「書くこと」「聞くこと」についての思考力・判断力・表現力には課題が見られる。
	6 理科等教育環境の充実 学校教育課	香川県の「学びの支援隊」制度を活用し、理科の授業の充実に取り組んでいる。 算数についても、チームティーチング指導や習熟度別少人数指導など、学力向上に向けて工夫して取り組んでいる。 理科教育設備整備費等補助金を活用して、理科・算数・数学設備を計画的に整えている。	C	香川高等専門学校との包括協力協定に基づいた取組が十分に行われていない。	香川高等専門学校との連携を密にして、取組を行っていく必要がある。
	7 学校給食の充実 【重点】 学校給食課	学校給食における地産農産物の消費拡大を図り、地産地消の推進に取り組んだ	D	・地産地消の推進率 54.3%（県産） 10.7%（市産） ・北部学校給食センター整備の目途が立っていない	北部学校給食センターの整備
	8 学校図書館機能の充実 学校教育課	学校司書が中心となり、学校図書館の環境整備を行い、児童生徒の豊かな読書活動と学びを支える学校図書館機能の充実を進めている。	B	読み聞かせや各教科等の学習支援、委員会活動等に対する支援や助言、図書館だよりの発行を行い、読書活動推進に向けた取組を行っている。	学校司書配置について、引き続き、配置促進に努める。
	9 不登校対策教育支援センターの運営 学校教育課	教育支援センターの活用を通じて、不登校児童生徒の学びの保障ができるよう学校と連携を図りながら支援を行っている。	A	学校と教育支援センターが連絡を密に取ることで、新学期に学校復帰することができるようになった児童生徒がいたり、問い合わせも増えたりしている。	教育支援センターは不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たせるよう、社会的自立に向けた支援や学校復帰のための支援をする場だということを広く知らせていく。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-2-1. 確かな学力と豊かな心身を育む教育	10 小学校スクールカウンセラーの派遣 学校教育課	各小学校にスクールカウンセラーを配置し、児童、保護者に対してカウンセリングを行っている。必要に応じて関係職員と情報共有を行っている。 また、児童を対象に「こころの授業」を行い、児童の心のサインに気付けるようにしている。	B	保護者の相談件数も増えてきていることに加えて、教職員からの相談も増えてきている。	保護者の相談件数は増えてきているが、学校によって差がみられる。
	11 特別支援教育の推進 学校教育課	各学校に特別支援教育支援員を配置し、教職員と連携しながら、個に応じた支援を行っている。	B	特別支援教育支援員の配置によって、個々の児童生徒に応じた適切な支援を行っているが、支援員の経験等により、効果的な支援が難しい場合もある。	小・中学校に対して必要な特別支援教育支援員を配置し、支援員の資質向上のため、研修会に参加する機会を増やし、個に応じた支援ができるようにする。
	12 小・中学校教育扶助の実施 学校教育課	学校または学校教育課が窓口となり、認定要件を満たし、申請した保護者に対して認定を行った。また、リーフレット、HP等での周知や、学校や子育て支援課と連携して個別に案内するなど、制度周知を行った。	A	受給申請については、年度当初だけではなく通年受付を行っている。また、就学援助費については入学前申請の割合も増加している。	周知については、何度もリーフレット配布等を行うなど、周知に努めることができたが、今後はさらなる周知徹底を目指す。
	13 貧困家庭の学習支援 福祉課 人権課	「低学歴による低所得が差別を再生産する」ことを踏まえ、隣保館及び児童館において児童・生徒に高校進学までの実力を付けさせるとともに、教室とは別環境による学習で交流を深めることを目的として、地元小中学校の協力のもと、実施した。また、市内在住の中学生及び市内中学校に在籍する中学生を対象に参加費無料の学習支援教室を開催。教室はNPO法人や社会福祉協議会、教員OB、学生スタッフ等と連携して年間30回程度を実施しており、学業の習熟度に応じた個別指導を行っている。	B	現役の教諭に教えていただくことができ、より学校の授業に即した内容での学習会ができた。学習支援教室については、当初中学3年生のみ対象としていたが、現在は全学年に拡充。コロナ禍においてもオンライン授業を実施するなど、関係機関と連携して参加者に寄り添った支援ができている。	参加者数の減少による今後のあり方や参加者の習熟度に差異が大きく、身体面や精神面で問題を抱えている児童もいることから、指導が困難な場合があること。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-2-2. 施設の充実と適正配置	1 学校施設の適切な維持管理 教育総務課	経年劣化した学校施設が多い中、長寿命化計画により優先順位をつけ、子どもたちの安全安心のため、国庫補助を活用した施設修繕工事等に務めた。	B	限られた予算の中で国庫補助金を活用して、児童・生徒の安心・安全な教育環境の確保に努めることができた。一方、トイレ洋式化率が目標を下回ったことから B とする。	トイレ洋式化については目標値を下回っているが、必要箇所の施工が完了したため一旦終了とする。年数が経過した学校施設が多いことから、児童生徒の安心・安全な教育環境の整備が遅れないよう迅速な対応が必要である。
	2 学校の再編整備 教育総務課	コロナ禍で豊中地区の地元説明会の開催や協議が延期になったが、令和8年4月の統合に向けて再編整備を進めた。また、予定より遅くなったが、適正規模・適正配置検討委員会からの答申を受け、『三豊市立学校再編整備基本方針（改訂版）』を策定中である。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、豊中地区の地元説明会や協議が延期になったが、地域と真摯に向き合い再編整備の重要性などを丁寧に説明するなど理解を求め、統合に向けて進むことができた。目標値を下回ったことから B とする。	『三豊市立学校再編整備基本方針（改訂版）』を策定し、必要な地域の再編整備を進めなければならない。
	3 スクールバスの運行 教育総務課	学校の統廃合により遠距離通学となる児童・生徒について、通学支援策としてスクールバスの運行を行った。今年度、新たな統廃合によるスクールバスの運行は行っていない。	B	児童・生徒の通学支援策として、コロナ禍においても消毒を実施するなどして安全安心なスクールバスの運行に務めたことを評価する。新たな統廃合もなかったことから B とする。	統廃合を行っていない地域でも、遠距離通学の児童・生徒がいることから、通学支援策の要否について検討する必要がある。

2-3. スポーツ

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-3-1. スポーツの振興	1 スポーツ人口増加の促進	市民向けにウォーキングイベントを開催したり、市子ども会と協力し、子ども会のイベントの際にニューススポーツ体験を実施した。 コロナ禍以降は、活動が軒並み中止となった。	C	2020年度以降は、コロナ禍によりスポーツ活動全般が中止、縮小となり、ニューススポーツの普及に向けた教室の開催が十分に行えなかった。	ウォーキングイベントや体力測定会、ニューススポーツ出前教室など、数年かけて市民に根付いてきたものが、数年間中止を余儀なくされた。コロナ前のように、多くの市民に参加いただけるよう取り組む必要がある。
	2 体育協会による自主的活動の促進	コロナ禍で、スポーツ関係事業は軒並み中止・縮小を余儀なくされたが、開催が可能になると、感染対策をとりながら各種大会が行われるようになった。各町での大会や専門部の市民を対象とした会長杯や市民スポーツフェスティバル、初心者教室などが開催された。 また、幼い頃から体を動かすことの楽しさを発見してもらえよう、幼児～低学年を対象に遊びながら多様な体の動きを身につけることができる運動教室（アクティブチャイルドプログラム）なども開催された。	C	2020年度以降は、コロナ禍によりスポーツ協会所属の各団体による活動の多くが中止、縮小となったため、十分な活動が行えなかった。	コロナ禍による長期間の活動休止を余儀なくされたスポーツについては、これまで行われてきた活動に対するモチベーションの低下が危惧される。
2-3-2. スポーツ施設の充実	1 施設利用の促進	2021年度に改修工事を実施した市総合体育館について、ランニングコストの低い空調を整備したという特徴を活かし、市民に利用しやすい料金設定としたことで、平日も含めて稼働率が非常に上昇した。	B	市総合体育館について平日の稼働率が大幅に上昇した。	他の施設についても、多額の費用を伴わないやり方で、平日の稼働率を上げていく方策を考える必要がある。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-3-2. スポーツ施設の充実	2 計画的な施設・設備の整備	老朽化した宝山湖公園グラウンドの改修工事を、2021年度から2022年度の2か年で実施し、ハイレベルなスポーツ施設として整備した。	B	グラウンドの改修整備により、プロサッカークラブの練習拠点として利用される予定であり、今後は地方創生拠点施設の整備も行われ、民間活力を活用した「教育」、「健康」、「ツーリズム」など多角的な事業展開による地域のにぎわい創出が期待できる。	宝山湖公園の施設用地が、水資源機構の所有地であるため、用地の取得に向けて協議を進める必要がある。
	3 指定管理者制度の導入	緑ヶ丘総合運動公園、たくまシーマックスについて、指定管理者制度を活用し管理・運営を行っている。	B	指定管理者制度により、民間のノウハウを活用した各種取り組みが実施できている。	宝山湖公園について、指定管理者制度の導入を進める必要がある。
	4 施設の安全性の確保	2020年度に、仁尾町体育センターの耐震改修その他改修工事を実施した。	B	計画通り、円滑に改修工事を実施することができた。	未耐震施設が残っている。
2-3-3. アスリートの育成支援	1 地域クラブチームの育成と支援 【重点】	2022年度に、地域スポーツの活性化、地域クラブチームの支援や人材育成、部活動の地域移行などを行うことを目的として一般社団法人三豊市文化・スポーツ振興事業団を設立した。	B	三豊市文化・スポーツ振興事業団が設立されたことで、校区や市域を越えた地域クラブチームの支援や人材育成を行うことができる。	事業の実施主体となる三豊市文化・スポーツ振興事業団の組織体制の充実が必要である。
	2 地域プロスポーツ団体や地元出身選手との交流 【重点】	地域プロスポーツ団体による学校訪問及びホームタウンデーを行った。 インターハイ男子バレーボールの会場となったことから、地元スポーツ少年団を招待し、全国レベルのアスリートの技術・パワーを目の前で感じてもらった。 プロバスケットボールの試合を開催し、市内スポーツ少年団・中学校バスケットボール部を招待した。	B	ホームタウンデーやスポーツ教室を定期的に開催することで、多くの子どもたちにスポーツへの興味や関心を持ってもらえた。	財政面の問題もあり、開催回数を増やすことが難しい。また、競技の偏りもある。

2-4. 生涯学習

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-4-1. 生涯学習の促進	1 生涯学習活動の支援	三豊市子ども会育成連絡協議会は、年間3回の「子ども広場」の実施と各町子ども会育成連絡協議会・各校区子ども会連絡協議会の活動支援を行う。 三豊市PTA連絡協議会は各町のPTA活動を支援するとともに、母親代表委員会・広報編集委員会・健全育成委員会の3委員会が自主的に活動を行う。また、市民会議と共催で教育講演会等を実施する。	B	市子連主催の子ども広場を3回開催し、延べ272名の参加があった。また、3町子連17校区子連の活動支援を行った。 市P連の活動は、当初計画通り実施することができた。また、指導者研修会には87名、教育講演会には約300名の参加があった。	市子連・市P連ともにコロナ禍以降、団体不要論が多く、保護者や学校関係者から聞かれるとともに、活動の縮小や廃止等、活性化を図るのが難しい。また、加入が任意であるため、加入会員は減少傾向にある。
	2 家庭教育活動の充実	幼稚園、小学校、中学校において家庭教育学級を実施し、保護者への啓発活動を行うことで、家庭における教育力の向上を図る。	B	家庭教育学級開講数は、1中学校、3小学校、12幼稚園の計16学級であった。教育講演会や親子体験活動を多く取り入れることで、子育てについての知識等を高めることができた。	市内全幼稚園で実施している状況であるが、小・中学校での開講数が少ない。 予算の大幅な削減により、十分な活動支援が行えていない。
	3 生涯学習関連施設の有効活用	老朽化した社会教育施設の修繕を計画的におこなった。 大浜地区、大見地区において、複合型又は機能集約をすることで新たな地域コミュニティの場の整備を計画、実施している。	C	未耐震施設の廃止に向けた調整をする一方で、既存団体との調整がうまく進められていない。	施設の老朽化による修繕費用が年々増えている。地域ごとの特性があるため、画一的なルールで事業をすすめることが難しい。
	4 未来の夢をかなえる人材育成【重点】	土曜日教育支援体制等構築事業については、2020年から実施していない。	D	現在は実施していない。	
2-4-2. 公民館活動の充実	1 幅広い年代の学習活動の促進	各地区公民館の特色を活かした講座・公民館活動を実施した。年度初めに公民館だよりを発行し講座の周知を行い、HPやLINEにも掲載し受講生を募集した。また、活動内容はHPに掲載し多くの人の目に留まるよう心がけた。	B	子どもの居場所づくりや家庭教育を含めた子どもに対する講座を実施した。新型コロナウイルス感染症により制限されていた活動も再開でき男の料理教室やコーラス活動ができた。	日中の講座が多いため働いている現役世代の参加が少ない。親子講座は学校・園への周知ができるがそれ以外はなかなか難しい。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-4-2. 公民館活動の充実	2 交流活動の充実 生涯学習課	公民館活動に地域の人や各種団体、放課後児童クラブ等を巻き込みながら、環境学習や、防災教室、人形浄瑠璃教室等に取り組んだ。	B	放課後子ども教室により、地域の大人と子どもがつながるきっかけづくりになるとともに、伝統芸能の後継者育成にも繋がっている。	市内で1箇所しか実施していないため、開催箇所を増やす必要がある。
	3 地区公民館の機能集約 生涯学習課	詫間地区・大浜地区・大見地区については、市民センター詫間、及び各地域交流館への公民館機能の集約を進めている。	C	他部局との連携により、未耐震の施設の利用停止と併せて、機能集約を進めている。	地域ごとの特性があり、画一的な整備は難しい。 学校統廃合や支所機能、コミュニティセンターなど関係部局との連携が必要である。 また、ハード整備に当たっては財源確保が課題となる。
2-4-3. 図書館機能の充実	1 中央図書館機能の整備 生涯学習課	選書の一元化（1次選書：各館司書⇒2次選書：みとよ未来司書）を実施。複本数を制限し、幅広く蔵書資料の拡大（タイトル数の増）を図る。	C	みとよ未来図書館において蔵書構成の検討や選書の一元化を実施することはできたが、中央図書館を中心とした体制づくりを計画的に進めることができなかった。	中央図書館の役割や各館の業務分担についての取り決めが確立できていないので、例規、マニュアル等による明文化が必要である。
	2 子どもの読書活動の推進 生涯学習課	ブックスタート事業（ファーストブック）は4ヶ月検診時に絵本の配布を行っており、配布率はほぼ100%である。また、令和2年にはみとよこども図書館を開館した。	C	アンケート結果等から、現状は絵本の配布にとどまっており、事業の意義・効果等についての発信が十分に実施できていない。	幼少期からの家庭での取り組みが、児童・生徒の読解力・表現力の育成に重要であることを広く認識してもらう施策が必要である。財政面から見送っているセカンドブックについても積極的に検討しなければならない。
	3 レファレンス機能の強化 生涯学習課	各館の特色を規定した三豊市図書館資料収集方針及び除籍基準を制定し、各館の特色に応じた資料収集を行っている。	C	各館の特色に合わせたレファレンスはできているが、全体的な計画性を持った実施が十分に進められていない。	引き続き各館の特色に応じた資料収集を続けながらも、総合的なレファレンスが可能な方法を模索する必要がある。
	4 市民ニーズの把握 生涯学習課	ご意見箱の設置や図書館主催のイベント、ブックスタート等でアンケート調査を行い、市民ニーズの把握に努めた。開館時間延長を試験的に行った。	C	新型コロナの影響等もあり、ワークショップの継続的な開催ができていない。	イベントやワークショップの開催や、時勢にあわせた市民ニーズの把握方法を検討する必要がある。

2-5. 郷土歴史・文化

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-5-1. 文化芸術活動の促進	1 自主的な文化協会活動の促進 生涯学習課	会報誌「文化みとよ」を発行、配布することで、広く市民に活動を知らせることができた。 特に、俳句部門の交流が盛んに行われ、定期的に情報交換等を行っている。	B	会報誌を発行することにより、会員獲得につながっている。俳句部門でクラブ間の交流が活発に行われ、市民も巻き込んだ事業への発展を目指している。	文化協会の会員や指導者の高齢化により、会の存続が危ぶまれるクラブがある。
	2 文化祭の活性化 生涯学習課	文化協会会員の高齢化が進む中、文化祭の活性化を図るため、運営方法の見直し、来場者の獲得方法を検討し、新規の催し物を企画して開催した。	B	地区文化祭は、会員の負担を軽減できるよう一部を業者に委託し実施した。また、子どもの作品やダンス等の発表の場を設けることで、賑わいを生むことができた。	市の文化祭においては、開催場所が固定しているため、遠方の人にとっては参加しづらいとの声がある。
2-5-2. 文化芸術イベントの充実	1 文化会館における事業の充実【重点】 生涯学習課	音楽・映画・伝統芸能など多彩な自主文化事業を開催した。コロナ禍においても国・県の指針をはじめ、感染対策ガイドラインを遵守しつつ、創意工夫をしながら市民に対し文化芸術活動の機会を提供した。	B	施設の老朽化や、周辺環境の変化が大きい中、年齢層や地域性を考慮した自主文化事業を行うことで、効率的かつ有効な管理運営ができています。	大規模改修工事・周辺整備等、館の運営に制限がかかる期間が続く。また、市民センター完成後には、支所や団体が移転することで、市民の往来が減りイベント等の周知の機会が減少する。
2-5-3. 文化財の保存と活用、歴史の継承	1 発掘調査の実施 生涯学習課	紫雲出山遺跡は発掘調査を行ったことにより、学術的価値が認められ、国指定史跡となった。 開発工事が行われる船越遺跡は発掘調査により、記録として保存することができた。 市内遺跡で調査ができていないものについては、年に2～3箇所調査を行うことで、調査事例の蓄積が進んでいる。	B	紫雲出山遺跡を史跡にすることで、文化財保護法による保護に万全を期すことができた。 船越遺跡は調査・記録により、後世に伝える資料を得た。 市内遺跡の状況把握が進んだことで、各種工事等による連絡調整が以前よりもスムーズに行えるようになった。	開発工事に伴う発掘調査が増加しているが、人員が不足しているため、出土品の整理や報告書の作成に遅延が生じている。 三豊市全体の文化財保護の今後のあり方を示すため、文化財保存活用地域計画を策定する必要がある。
	2 文化財保護の推進 生涯学習課	文化財保護協会の協力を得て、市内に点在する文化財の看板の現状を把握し、その情報を元に、傷みのひどいものについて、計画的に修繕を進めている。	B	市内のすべての看板を文化財保護協会と連携し、確認することで、地域の文化資源の価値の再認識につながっている。	文化財保存活用地域計画を策定するには、市域の文化財を正確に把握する必要がある。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-5-3. 文化財の保存と活用、歴史の継承	3 文化財を活用した生涯学習の充実 生涯学習課	コロナ禍により、各種講座の開催は制限されたが、市内小・中学生を対象に、庁舎内で連携し桜の保全と紫雲出山遺跡についての学習会を開催した。	B	国内外から注目されている紫雲出山の桜の保全活動と遺跡について学ぶことで、身近な資源の価値を再認識し、誇りを感じる機会を創出できた。	開発工事による発掘現場や埋蔵物の整理に追われているため、講座や体験教室を開催するための人員が不足している。
	4 後継者の育成 生涯学習課	伝統文化の後継者育成や用具の修繕等については、補助金等による支援を行った。	C	補助金等での団体の支援はできているが、後継者の育成活動にはつながっていない。	団体の持続的な活動につなげるため、団体の活動や、会員募集等について、HPやSNSにより周知を行う必要がある。

2-6. 青少年育成

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-6-1. 青少年の健全育成	1 街頭パトロールや街頭補導活動の推進	特別補導、薄暮補導、駅前早朝補導、小学校周辺パトロール、昼間補導・夜間補導を計画的に行っている。7地区補導員会と育成センター職員が連携を取りながら効果的に実施している。安全安心パトロール隊は青色回転灯装着車で小学生下校時に校区内をパトロールしている。	B	7地区補導員会が自主的に薄暮補導等を実施する体制を築くことができた。また、センター職員は重点補導箇所を継続的に巡回できるように、問題行動の抑止に効果があった。	7地区補導員会の自主的な補導活動は、始まったばかりで、その意識面で活動に差が出ている。安全安心パトロール隊隊員や補導員の高齢化が今後、職務の遂行に大きな障害となっている。
	2 広報キャンペーンや補導体験活動の実施	7・8月の「夏の青少年非行・被害防止県民運動」期間中、11月の「子ども・若者育成支援強調月間」には、少年を守る会会員と広報活動や補導活動を行っている。各JR駅前や大規模小売店舗で、喫煙防止、地域安全防犯、自転車盗難防止、万引き防止・特殊詐欺防止の各種キャンペーンを精力的に行っている。	B	重点期間の広報・啓発活動は年中行事として定着しつつある。特にキャンペーンは直接市民にチラシ等を配布することで健全育成活動の意義を伝えることができた。	さまざまな広報媒体がある中で広報車による啓発活動を1か月あまりやっているが、その効果に疑問が残る。駅前や大規模小売店舗でのキャンペーンは有効であるが、配布物に工夫がいる。
	3 環境浄化活動の実施	7地区の「少年を守る会会員」が各地区にある白ポスト（有害図書・有害DVD等回収ポスト）を月に1回巡回し、白ポスト内の有害図書・有害DVD等を回収して処分する。そして、その種類と数を報告する。その折に白ポストの状況を報告し、修繕等維持・管理を行う。	B	継続的に白ポスト内の有害図書や有害DVDの回収・記録を行うことができています。また、その維持・管理も適切に行われている。	有害図書や有害映像の変遷があり、回収する媒体が変化してきた。特にインターネット環境の進歩により有害環境の定義を考え直す必要がある。また、違反屋外広告物の撤去や清掃活動、美化活動への取組も必要である。
	4 各学校等との協働活動や特別補導の充実	三豊市内の中学校、高等学校、警察との連携のため月1回、常駐会を開催している。市内の少年の現状や各校の状況を共有しながら青少年の健全育成を図っている。小中高の生徒指導主事の研修会も年1回開催し、小中高の指導の連携や課題解決について話し合っている。	B	学校と警察、育成センターが定期的に常駐会を開催することができ、担当者間の課題の共有が図れている。薄暮補導でも各校の教員が参加することで事前の問題行動回避ができています。	働き方改革の波が健全育成の世界にも浸透しつつある。時間外の街頭補導や健全育成活動が縮小しつつある。関係機関と学校が連携することにより、その支援方法を探る必要がある。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-6-1. 青少年の健全育成	5 相談活動の広報・啓発活動の推進	幼児期・小学校期・中学校期のリーフレット「みとよの子育て5つのすすめ」を各保幼小中に配布している。夏休みには「家族ふれあい・あいさつ運動・わたしの夢」をテーマにした絵画と標語を募集し、12月の青少年健全育成市民会議「表彰式・講演会」で表彰しカレンダーを作成し、関係機関に配布している。	B	保護者や教員の相談に対しては広報誌やリーフレットの効果があった。青少年健全育成市民会議「表彰式・講演会」では多くの参加者が講演を聞くことで、健全育成に対する意識が高まった。	現在、育成センターでは電話・来所・訪問の3つの相談方法がある。最近は、SNSを使った相談などが若い人の間で増加している。相談活動の広報・啓発活動にもSNSの活用が必要である。
	6 相談体制の充実	専門相談員を中心に育成センター職員全員で相談活動に当たる。各職員の専門分野を生かし相談内容に応じた対応ができるよう常に報告・連絡・相談を確実に行う。また、学校や関係機関との連絡・調整・協働を図り、課題解決に対応する。	C	電話相談で、不登校気味の児童とのかかわりから、その保護者への支援が可能になり、再登校に繋がった。また、学校との連携も図ることができ児童の負担も軽減できた。	不登校や引きこもりの相談には、様々な背景があり育成センターだけでは対応が困難である。各関係機関との連絡・調整が必要であり、その課題解決には、かなりの時間と労力が必要である。

2-7. 人権尊重社会

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-7-1. 人権尊重社会の形成	1 市民意識に基づく啓発活動の推進 人権課	市民意識調査の結果に基づき、人権・同和問題講演会のテーマや講師選定を行い、また、広報みや HP への記事掲載等を実施した。	B	意識調査の結果に基づいて、計画的にテーマを定めた活動を実施できた。	増加している SNS 等を利用した人権侵害への対策
	2 多様な性を認め合う社会づくり 人権課	2020 年にパートナーシップ宣誓制度・2022 年にファミリーシップ宣誓制度をいずれも県内市町で初めて導入し、当事者及び当事者団体と協働し、啓発ポスターやパンフレットの作成や、講演会や意見交換会など、精力的に実施した。	B	法的効力はないが、パートナーシップ宣誓制度の導入が当事者の心の支えになり、性的マイノリティに対する市民の理解を増進することができた。	同性婚が認められない現状では、更なる行政サービスの拡大を図っていく。
	3 人権課題解決に向けた活動の促進 人権課	公民館における人権講演会への支援などを実施し、また、三豊市企業人権・同和推進協議会への加入促進及び講演会・研修会への参加促進として、入札参加資格審査の際の発注者加点を実施した。	C	限られた予算の中で可能な限りの支援を実施しつつも、現手段では限界を感じている。	歳出を伴わない手段による支援の模索
	4 人権と福祉のまちづくり 人権課	各地区にある人権と福祉のまちづくり団体と市役所関係各課への連絡・調整を実施。 また、各隣保館において地元の高齢世帯への見回り活動や配食サービスなどを実施した。	B	各隣保館の主体的な活動において地域連携を主軸とした活動を実施している。	なし
2-7-2. 人権教育の推進	1 人権教育研修等の開催 学校教育課	幼稚園や学校で教員経験のある 2 名の人権教育指導員を配置し、就学前（幼稚園、保育所、こども園）を含め、人権教育の指導・助言を行った。また、市内 7 町の公民館で主に高齢者を対象に人権に関する講演を行った。	B	年間計画に沿って人権教育及び啓発を実施できた。	人権講演会が講義形式で行われており、知識伝達しかできていない。人権を自分事として捉えさせるために、講演会の構成を変える必要がある。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-7-2. 人権教育の推進	2 人権教育の拠点施設の活用促進 人権課	市内5集会所のうち仁尾浜集会所に会計年度任用職員の管理人1名を配置し、主に地域住民を対象に文化教室（ヨガ、パソコン、手芸の3教室）を定期的に開催している。また、前田集会所及び勝間集会所は隣保館・児童館に併設されているため、隣保館等職員が児童の居場所として活用したり、近隣住民が自主活動を通じた交流の場として活用している。	C	各施設の特徴に合わせて、有効に利用されている。	利用の少ない2集会所の活用を図る必要がある。
	3 人権関係団体の支援と指導者の育成 人権課	市内の人権関係団体が主に小中学校の人権学習を参観し、学習の内容や伝え方について授業担当者との意見交換を行っている。また、年4回、学校の校長や人権同和教育担当の教員と意見交換を実施している。	B	年間計画に沿って学校の人権学習に関する意見交換を行った。人権関係団体関係者と教職員が人権教育に関して共通の認識や理解をもつことで、学校の人権教育の質を高めることができた。	特になし
	4 児童館事業の推進 人権課	児童館は、遊びを通じて児童の健全育成に資するという基本理念の元、日々の放課後児童クラブ活動のほか、硬筆・手芸・英会話・お話などのクラブや教室活動を実施している。	C	コロナ禍にありながらも、感染対策を期したうえで、一部の行事は中止にせざるを得なかったが、ほぼ年間計画に沿って活動ができた。	地域との交流
2-7-3. 活動拠点の充実	1 相談事業の推進 人権課	各隣保館において相談窓口を常時開設しており、様々な生活相談を受ける。また、ハローワークと連携した就労相談を定期的に実施した。	B	地域のコミュニティセンターとして、地域の実情に応じた活動を展開できた。	他課との連携
	2 地域交流事業の促進 人権課	コロナ禍においては、活動自粛をせざるを得なかったが、徐々に、感染対策との調和をとりつつ活動を活発化することができた。	B	コロナ禍において安易に活動自粛を行うのではなく、地域との関係性を切らさないよう感染対策を施しつつ、可能な限りの活動を実施した。	なし
	3 拠点施設の適正管理 人権課	施設・備品等の適切な使用に努めるとともに、修繕についても緊急性の有無等により優先順位をつけるなど、限られた予算の中で有効な施設管理に務めた。	C	安全・安心を優先しつつも、年々老朽化する建物全体に対する営繕については未対応であった。	老朽化に対する対応

2-8. 男女共同参画社会

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-8-1. 女性活躍の推進	1 男女共同参画に向けた意識改革の推進 人権課	経営者向け女性活躍推進セミナーの開催や企業人権・同和推進協議会の活動により企業経営者や人事担当者向けの啓発活動を実施した。	B	男女共同参画ネットワーク協議会の毎月開催など精力的に活動を実施した。	男性の家事・育児に関する啓発活動
	2 家庭・職場・地域における男女共同参画の促進 人権課	経営者向け女性活躍推進セミナーでの啓発活動の他、広報紙において啓発を行い、男女共同参画・性の多様性に関する啓発活動事業補助金制度の実施など、環境づくりに取り組んだ。	B	経営者・人事担当者など、従業員のワーク・ライフ・バランスに影響を与える立場の方に参加いただいたのセミナーを実施した。	全体及び男性参加率の上昇
	3 政策・方針決定過程への女性参画の促進 人権課	協力を広く呼びかけ、各部署における各委員や協議会等への女性の参画を促した。また、マネジメント研修等への参加を通じて意識改革を図るとともに、計画的に女性管理職を配置した。	B	成果指標からも、目標数値に向かって微増ではあるが、着実に増加傾向とすることができた。また、女性管理職数の配置により、市の様々な施策への反映ができていていると考える。	職員の年齢構成やその他要因等を分析し、女性職員の配置数の多寡について検討していく必要がある。
2-8-2. あらゆる暴力の根絶	1 DVへの対策の推進 子育て支援課 人権課	広報紙や HP への記事掲載による啓発を実施した。デート DV 予防のため、講演会を検討していたがコロナの感染拡大の影響を受けて実施を見送った。市内高校より学校内講演をしたいと要望があり、講師の紹介をする。	C	既存の広報媒体や県・国で作成したポスターの配布等による啓発となった。学校の取り組みへの協力はできた。	関係課や関係団体との連携市主催の啓発活動の実施予定が課題。
	2 相談窓口の周知徹底 子育て支援課 人権課	広報紙や HP、また各施設へのポスター・チラシの掲示など、県の子ども女性相談センターや法務局の女性の人権ホットライン等、専門窓口の周知を実施。子育て支援課内に1名の子ども家庭相談員と2名の女性相談員とを配置。女子トイレの各個室へ相談窓口のカードを掲示し、子育て支援課窓口に女性相談センターのリーフレットを置いて周知。加害者からの執拗な攻撃を受けない工夫をしながら周知を継続する。	C	既存の広報媒体や県・国で作成したポスターの配布等による啓発と併せて、周知者を限定し、同性同士でも他人に見られる可能性が低く、個人あての周知場所として有効的周知ができた。	加害者からの攻撃を避けながらも情報を必要としている市民へ広く周知するため、他の手法を探すことが課題。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
2-8-2. あらゆる暴力の根絶	3 ハラスメントのない環境づくり 人権課	経営者向け女性活躍推進セミナーの実施や、広報紙への記事掲載などを実施した。	B	経営者向け女性活躍推進セミナーのアンケート結果から、参加者の意識改革ができたこと。	なし

(3) 基本目標③【健康・福祉・医療】

子どもが健やかに育ち、生涯笑顔で過ごせるまち

3-1. 子育て

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-1-1. 出産・子育てへの支援	1 子どもを望む夫婦への支援	妊娠・出産を希望する夫婦に対し、一般及び特定不妊治療費用の一部を助成している。令和4年4月から「人工授精」「体外受精」「顕微授精」は保険適用となったが、保険適用の特定不妊治療だけでなく、保険適用外の治療を含む混合治療を受けている場合も助成の対象としている。	B	保険適用とならない場合だけでなく、保険適用となっても治療費は高額であり、子どもを望む夫婦の経済的負担を軽減しているため。	制度の存在を知らなかったという意見もあったため、広報や市ホームページ等を通じて今後とも制度周知をしていく。
	2 子育てにかかる経済的負担の軽減	三豊市に住所を有し、父母又は父母のどちらかを死亡等により失った義務教育終了前の児童を養育する保護者に対して、遺児1人につき年額12万円を支給することにより、遺児の健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図った。また、子育て応援サービス券を支給することで、子育て世帯への経済的支援を行うとともに2023年度より、子ども医療費助成事業の支給対象を満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者に拡充した。	B	子育て応援サービス券や遺児年金の支給により、経済的支援を実施することで、子どもの健やかな育成に寄与することができたほか、子どもの疾病の早期発見、治療を促進することなどを目的に、子ども医療費助成事業の支援対象を拡充したため。	子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、真に必要な経済的支援のあり方を検討する必要がある。
	3 保育体制の強化・拡大	幼稚園での3歳児預かり保育の全園実施、民間保育施設の開設、山本・財田・仁尾地区のこども園化の実施により、保育施設の利用充実をはかる。 保育士確保については、会計年度任用職員の処遇改善により離職者を防ぎ、新規採用を促す。	B	幼稚園での3歳児保育全園実施や民間保育施設の開設、また3地区のこども園化により待機児童は解消されてきた。 保育士確保についても、会計年度任用職員の処遇改善により離職者が減り、保育士不足も解消してきた。	年度当初の保育士確保は出来ているが、産休代替え等年度途中の採用は難しい状態が続いている。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-1-1. 出産・子育てへの支援	4 子育てホームヘルパー・保健師訪問の実施	子育てホームヘルプ事業は妊娠期から利用できつわり等で家事ができない際も利用を促す。また、夫婦共に実家が県外等で支援者がいない家庭には産後がイメージできるよう説明し登録申請を促す。サービスに繋がりにくい家庭には保健師が訪問を重ね養育力の育成と不安の軽減を図っている。	B	ホームヘルプ事業利用者が昨年度の26件から今年度は55件に増加。登録に来ることができない利用者にはアドバイザーが訪問し対応。保健師の訪問はケースに応じて必要な回数行った。	家事支援で調理を希望する利用者が増えているが、調理ができるヘルパーの登録が少ない。
	5 児童の一時預かりの実施	病気や仕事、育児疲れ、リフレッシュなどで一時的に児童の養育が困難になったときに、生後57日から小学校就学前までの子どもを預かる乳幼児一時預かりを実施し、保護の精神的・身体的負担の軽減を図った。	B	一時預かり事業を実施することで、保護者の負担軽減に寄与することができた。	土曜日の利用の需要が大きく、実施場所を増やす必要がある。
	6 子育て世代包括支援センターの開設	子育て世代包括支援センター「なないろ」は、子育ての良好な環境の実現や維持のため、子どもや家庭に寄り添い悩みや困り事に関して関係機関と連携を図りながら支援していく子育てコーディネーターとして、切れ目ない支援を行った。	B	妊娠前から子育て期にわたる様々な時期で、関係機関と連携し、相談窓口としての役割を果たせるようになってきた。	相談窓口としての「なないろ」の認知度がまだ低いことから、知名度アップを図る事業や周知啓発に取り組んでいきたい。
3-1-2. 母子の健康ケアの推進	1 小児専門科医の確保 子育て支援課健康課	7月より三豊市立みとよ市民病院において非常勤であるが、毎週火曜日小児科医を招いて小児科外来を開設している。	B	フルタイムではない。	診察日を増やす。
	2 母子の健康管理 子育て支援課	妊娠の届出の機会に保健師が全ての妊婦と面談し妊娠期から必要な支援を行う。妊産婦健診は医療機関に委託し市は結果を活かし予防的なサポートを行った。乳児家庭全戸訪問については半数程度を県助産師会に委託し継続支援が必要な家庭は保健師が訪問し産後ケア、ホームヘルプ事業等の必要な子育て支援サービスに繋げる。予防接種は訪問、健診等の機会に繰り返し接種勧奨を行う。	A	全ての対象に必要な情報を伝え、リスクを予見するアセスメントと健診等が利用できているかの確認を行う体制を整え、事業を予防的に活用し健康の維持増進に繋げた。	母子保健法の改正により乳幼児健診や訪問等の母子保健事業は健康の維持増進に加えて児童虐待予防も目的としている。現時点では虐待件数の減少には至っていない。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-1-2. 母子の健康ケアの推進	3 出産前後の心身のフォロー 子育て支援課	日中家事や育児の援助を受けられない出産前後の方に対し、子育てホームヘルパーが乳幼児の見守り・お世話や家事援助をするホームヘルプ事業を実施。 生後 57 日から小学校就学前までの子どもを預かる乳幼児一時預かりを実施し、保護の精神的・身体的負担の軽減を図った。	B	ホームヘルプ事業や一時預かり事業の実施により子育て世帯への子育て支援を行うことで、心身的・経済的支援を実施することができた。	ホームヘルプ事業は 18 時までの事業であるため、時間の延長を求める声がある。 一時預かり事業は土曜日の利用の需要が大きく、実施場所を増やす必要がある。
	4 産後ケア事業の充実 子育て支援課	妊娠届出時に全ての妊婦へ、産後に必要な安静期間の説明や産後ケア事業等の周知と利用を勧奨する。妊娠期からのリスクアセスメントによりサポートが必要な妊婦が必要な支援に繋がるよう産科医療機関と連携し退院後すぐに連絡し産後ケア事業等の利用に繋げ、保健師の訪問回数を増やしている。	B	4 カ月児健診時のアンケート項目「産後、退院してからの 1 カ月程度助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができたか」の「はい」が 90.2%である。	妊娠期から産後のイメージを持てるよう、妊娠中期～後期に面談を行うことは産後の過ごし方をよりイメージできることから出産前に面談する機会は必要である。
3-1-3. 地域ぐるみの子育て支援	1 子育て拠点施設の整備・充実【重点】 子育て支援課	子育て支援拠点施設整備に向け、機能等検討委員会を開催し、必要な機能等の検討を行った。また、子育て世帯の多様なニーズに対応できるよう、つどいの広場事業の民間運営委託を進め、子育て家庭の交流の場を提供し、子育て相談、情報提供等を行った。	B	コロナ禍から利用者数が回復傾向にあり、子育て世帯の交流できる場の確保が広がっているため。	子育て支援拠点施設の整備に向けた具体的な事業計画等の策定ができていないことが課題である。
	2 放課後児童クラブの充実 子育て支援課	保護者が労働等により保育が困難である児童に対し、放課後・長期休業期間中等に家庭に変わる生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。市内 18 箇所（委託 10・直営 8）で運営。開設時間は平日放課後から午後 6 時まで、学校休業日午前 8 時から午後 6 時まで。	B	放課後児童支援員の研修を実施し資質向上できた。	開設時間の延長を希望する声があり、受入体制の整備が課題である。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-1-3. 地域ぐるみの子育て支援	3 ファミリー・サポート・センターの充実	子育て援助をしてほしい人と子育て援助をしたい人が会員となり、一時的な子育てを助け合う有償ボランティア。保育施設や習い事などの送迎・冠婚葬祭やリフレッシュ時の預かりなどでの援助。令和4年度はスキルアップ講座を3回実施。交流会は2回実施した。	B	スキルアップ講座では、管理栄養士・助産師等を講師に迎え専門的な知識を身につける場となったが、まかせて会員となる人が減少傾向にある。	まかせて会員受講者が少ないため、援助できる会員が減る一方である。まかせて会員が見つからず、依頼を断らなければならないケースも出てきているため、会員を増やす必要がある。
	4 地域による発達障害児支援	発達が気になる子の保護者の相談には、個別相談や発達支援教室で対応している。保育所・幼稚園や小中学校には、巡回相談を実施して、臨床心理士の見立てにより、支援方法を一緒に考えている。発達が気になる子について、保護者や所属機関と連携し、医療機関受診に繋ぐ等の連携を図っている。発達障害等連携会議で、関係者間の連携も行っている。	B	保護者からの相談に対し、個別相談や発達支援教室を実施することで、保護者の不安軽減や関わり方のアドバイスができています。必要なケースは、医療機関受診につなげられている。	医療機関の受診につないでも、その後の療育の受け入れが飽和状態で、受け入れに年齢制限がある等、療育機関の受け入れ体制の課題がある。個別相談の希望が多く、相談間隔が空き過ぎる課題がある。
3-1-4. 家庭・職場における子育て環境づくり	1 家庭の子育て力の向上	穏やかな子育て環境を継続するためには安定したパートナーシップが必須であり、産前から産後の生活について家族で話し合えるよう、子育てスタートアップ講座、MAMATOKO 広場、パパママ教室等開催している。また、産後の生活をイメージし、利用できる支援サービスの情報を得る等パパとママのチームで我が家流の子育てをする体制づくりを支援している。	B	講座参加者は、産後の生活を知りイメージすることで、自分は何ができて何ができないか等父母ともに考えるきっかけとなっている。また、積極的に育児をしている父親の割合（健やか親子21アンケート）について、令和3年度は三豊市 63.0%（全国平均 68.4%、県平均 64.7%）、令和4年度は 71.0%と割合は上昇している。	多様な課題を抱えるハイリスク妊婦の割合は年々増加しており、講座参加者だけでなく、全ての妊婦とパートナーも含めて、妊娠期から支援を行うことが課題である。
	2 職場環境の整備	国やハローワークと連携し、ホームページ等により情報発信を行った。また、経営者向け女性活躍推進セミナーの開催や企業人権・同和推進協議会の活動により企業経営者や人事担当者向けの啓発活動を実施した。	C	各機関との情報交換はメール等により出来ていることから「C」と評価した。経営者・人事担当者など、従業員のワーク・ライフ・バランスに影響を与える立場の方に参加いただいたのセミナーを実施した。	全体及び男性参加率の上昇

3-2. 健康

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-2-1. 疾病の発症・重症化予防	1 予防医療の推進	高齢者肺炎球菌予防接種の対象者には年度当初に案内し、未受診者にははがきで接種勧奨を実施するとともに、市内の中学3年生に対し、ピロリ菌の検査を実施。その結果、陽性であった人には、16歳の誕生日以降に除菌療法の案内を実施。 また、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診を医療機関・集団検診にて実施。加えて、12種類の定期予防接種と1種類の任意予防接種（おたふくかぜ）を個別接種の方式で実施。年齢到達の時期に勧奨を行い、訪問や健診時に保護者に対して、予防接種をすることで感染症の予防を啓発。	B	予防接種での集団免疫獲得には、9割の予防接種率が必要と言われているが、一部の予防接種では接種率が90%未満のものがある。 中高校生のピロリ菌抗体検査の受診率は、目標値を上回った年度もあるが、最終年度は下回っている。	肺炎球菌感染症予防ワクチンの接種率、特定健康診査の受診率が目標値に対して、相当低い状況である。全ての予防接種率が9割になるよう、今後とも予防接種の接種勧奨を行っていく。
	2 生活習慣病対策の充実	特定健康診査実施後の特定保健指導を、個別で指導助言を行っている。対象者には、各種の教室に案内し、健康相談にて継続してフォローしている。	D	特定健康診査の受診率は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に落ち込んだこともあり、現時点では目標値に対して低い状況である。特定保健指導対象者も減少していない。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、特定健康診査や特定保健指導の実施にあたり感染防止対策を徹底する必要があるが生じている。
	3 重症化対策の充実 【重点】	・健診実施後に、HbA1cの異常値や治療中断者等には全員、受診勧奨を実施 ・慢性腎臓病への進行を防ぐため、eGFRと尿蛋白の値により指導が必要な者を抽出し、受診勧奨や個別での保健指導・講演会を実施	C	糖尿病と慢性腎臓病の疑いがある人へ受診勧奨を行ったことにより、6割程度が受診した。	特定保健指導対象者が減少していない。特定保健指導の未受診者や糖尿病・慢性腎臓病のリスクのある人に対し、生活改善を指導する必要がある。
3-2-2. 正しい生活習慣の普及	1 食生活の改善促進	食生活改善推進員への中央研修や、新たな推進員の養成講座を行い、市民の健康づくりのための活動を展開しています。特定保健指導では個人別の目標を設定し、継続できるよう支援を行っています。	C	食生活改善推進員が減少しているため。	新型コロナウイルス感染拡大の影響で、食生活改善推進員の活動が制限され、生活習慣病予防に関する知識の普及啓発が推進できていない。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-2-2. 正しい生活習慣の普及	2 子ども向け栄養・食事指導の推進 健康課 子育て支援課	乳幼児健診時には、保護者全員と1対1で話し、個別の悩みを聞くことで解決策を考え、アドバイスをしている。離乳食調理教室は昨年度の調理実習をほとんど実施できなかったが、調理動画や食べさせ方の動画を見て学んでもらった。	B	健診では相談を聞くことができるが、その後のフォローが難しいため。	1歳半と3歳児健診の配布資料のレシピに写真が掲載されていた方がよいとの意見があったので、配布資料の改善を図っていく。
	3 喫煙・飲酒に関する教育の推進 健康課	・がん検診会場において、肺がん検診問診時に受動喫煙防止に関するリーフレットを受診者全員に個別に配布したうえで、説明を行った。 ・母子手帳交付時や乳幼児健康診査時に喫煙やアルコールが及ぼす影響等周知・指導した。 ・たばこによる健康被害についての普及啓発のためポスターを作成し、市内医療機関・薬局・一般企業計 249 施設に掲示を依頼した。	C	・健診を受診した人には、たばこによる健康被害のリーフレットをほぼ全員に配布できている。 ・アルコールに関する周知が十分にできていない。	アルコールによる健康被害についての普及啓発が不十分である。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-2-3. 心と体の健康づくり	Ⅰ 体力づくりの支援	コロナ禍によるスポーツ活動の中止・縮小はあったが、そのような中でも感染症策を実施して、スポーツ推進委員による運動教室の開催、スポーツ協会によるスポーツ大会の開催などにより、市民の運動不足を解消し健康増進に取り組むことができた。また、65歳以上の市内在住者を対象にした運動教室を開催し、自発的な体力づくりを奨励するため、一定の目標を達成した参加者には三豊市商品券を進呈した。また、40歳から74歳の人々を対象に、生活習慣病の予防を目的とした脂肪とれとれ教室も開催した。さらに、かがわ総合リハビリテーションセンターに委託し、障害のある方々を対象に、楽しいスポーツ教室が毎月開催するとともに年に1回、障害のある方々を対象とした卓球大会も開催され、参加者同士の親睦を深め、健康増進を図った。	C	2020年度以降は、コロナ禍によりスポーツ協会所属の各団体による活動の多くが中止、縮小となったため、十分な活動が行えなかった。また、高齢者や、障害者などを対象にした取組は、継続して実施し、一定の参加者を維持しているが、国保加入者を対象にした取り組みについては、参加者数が伸びておらず、市民全体に体力づくりの促進が図られたとは評価できないため。	新型コロナウイルス感染予防により高齢者の閉じこもり傾向が続き、参加者数が減少していた。より多くの参加者が得られる教室など事業内容の見直しが必要である。また、新たな参加者の募り方。声掛け、周知の仕方なども検討課題である。コロナ禍による長期間の活動休止を余儀なくされたスポーツについては、これまで行われてきた活動に対するモチベーションの低下が危惧される。
	2 健口生活の促進	・若年歯周病予防の啓発 ・歯周病検診 ・口腔機能向上支援事業 ・歯科健康相談、歯科健康教室	C	歯周病検診を受診している人は、口腔に関しても意識が高いため、目標値をクリアしている。	対象者全体で見ると、まだまだ受診率を上昇させることが必要である。
	3 こころの健康づくり	毎月こころの相談、成年・成人の発達障害に関する相談会を実施、また随時専門職（保健師・社会福祉士）による相談も実施しており、個々のニーズに合わせた支援を行っている。	B	相談は単発よりも継続支援になることが多く、関係機関とも連携しながら本人・家族も含めた支援を実施しているため。	相談先を持たないひきこもりの人への支援方法。
	4 自殺対策の推進	令和2年度に自殺予防対策協議会を設置し、自殺予防に関する情報交換や、事業等の協議を行っている。	B	自殺予防対策として相談窓口をまとめたリーフレットの作成、支援者向け研修会、市民向けにこころの健康をテーマとした講演会を開催した。	第2期自殺対策計画策定に向けて実施するアンケート調査の結果を施策に反映させて、自殺対策の強化を図る。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-2-3. 心と体の健康づくり	5 ひきこもり対策の推進 福祉課	令和4年度に三豊市ひきこもり支援対策協議会を設置し関係機関との情報共有、課題や事業の検討を行い、支援を行っている。	B	ひきこもり支援ネットワークマップの作成等により相談窓口の周知を強化、相談しやすい窓口としてさぬき若者サポートステーションとの相談会の開催している。	長期化したひきこもりにより、家族等支援者がいなくなる可能性がある人への支援方法。

3-3. 児童福祉・地域福祉

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-3-1. 要支援家庭・児童の保護	1 児童相談の実施	相談専用ダイヤルを設け、開庁時間帯は直通で相談員が対応する。相談者が安心して相談できるよう来庁（専用個室）や訪問など相談場所の柔軟に対応している。また、相談内容に応じて保健師や社会福祉士、関係機関と連携し、個々や地域事情に応じて母や児に必要な支援へつなげ、情報提供をしている。定例月1回、西部こどもセンター職員による来所相談も設けており、より専門的な相談を受けられる。	B	すぐに対応できる窓口があることで、養育者の子育てに対する不安や悩みの軽減、解消につながるとともに予防に効果が期待できる。	今後こども家庭センター設置により新しい体制に移行する。これまでよりさらに幅広い分野で、相談に対応できるようになることについて、周知を徹底することが課題。
	2 児童虐待の予防と早期発見	母子手帳発行時のアンケートや赤ちゃん訪問、健診等で父母等保護者のハイリスク者をスクリーニングし、早期から相談しやすい関係を構築できるよう努めている。ハイリスク者へは特に既存する子育てサービスの利用を勧め、虐待要因発生の予防及び保護者の精神的フォローを行い、早期発見できる環境整備を行っている。また、保護者の疾病等の社会的な事由や仕事の事由などによって家庭での養育が一時的に困難になった児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子が児童養護施設等に短期入所できる対応をしている。	B	概ね新規ハイリスクケースの把握及び兄弟に虐待既往のある継続ケースへの早期支援体制のベースは整っている。 短期入所により、短い期間ではあるが、児童の養育が困難になったときの支援になっている。	児童虐待を未然に防止する子供への関わり方についてはまだまだ周知が行き届いていない。 短期入所は社会資源不足により、満床状態になっていることが多く、希望する日に利用できない。
	3 生活困窮妊産婦への支援	経済的な理由により、入院して出産することが困難な妊産婦を対象に、安心して出産できるよう、助産施設への措置入所ができるよう支援を行っている。	B	近年実績はないが、支援できる体制は整えている。	近年実績がないので、対象者がたどきに、スムーズに入所につなげられるかが課題

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-3-1. 要支援家庭・児童の保護	4 自立・安定に向けた支援 子育て支援課	児童扶養手当の申請者に対し、母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業や、高等職業訓練促進給付金事業を広く周知した。また児童扶養手当の現況届の際には聞き取りを行い、相談内容に応じて関係機関へつないだ。	B	母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業や、高等職業訓練促進給付金事業を活用することで、生活の負担軽減を図り、就職支援となる資格取得促進につなぐことができた。	これまで以上に児童扶養手当の送付資料や広報掲載により、事業の周知に努めることが課題。
3-3-2. 子どもの貧困対策の推進	1 子どもの居場所づくり 子育て支援課	こどもの居場所づくり事業を三豊市社会福祉協議会に業務委託し、こども食堂をはじめこどもの居場所づくり活動団体の支援や相談、運営費補助を行った。	B	コロナ禍により、食事を提供することも食堂の活動が制限されていたが、実施は回復傾向にあり、また、配布会等の取り組みは引き続き実施できたため。	学校や家庭以外の居場所を必要としているこどもに対して、身近な場所での居場所の提供体制を整えることが課題である。
	2 遺児年金の支給 子育て支援課	三豊市に住所を有し、父母又は父母のどちらかを死亡等により失った義務教育終了前の児童を養育する保護者に対して、遺児 1 人につき年額 12 万円を支給することにより、遺児の健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図った。	B	父母またはその一方を死亡等により失った児童の保護者に対して経済的支援を実施することで、子どもの健やかな育成に寄与することができたため。	子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、真に必要な経済的支援のあり方を検討する必要がある。
3-3-3. 地域福祉の推進	1 民生委員・児童委員活動の促進 福祉課	民生委員・児童委員が月 1 回、心配事相談を各支所単位で実施し、さまざまな相談を受けた。	B	市民の立場に立って相談を受けることができた。 また、コロナ禍で実施が困難な時期は電話による相談に切り替え、方法等も工夫して実施した。	心配事相談に来るのをためらっている人をどう取り込むかが課題。
	2 社会福祉協議会との連携強化 福祉課	地域福祉事業をはじめ、ファミリー・サポート・センター事業や訪問介護事業、また生活困窮者自立支援事業や障害者福祉サービス事業など子ども、高齢者、生活困窮者や障害のある方など地域住民の誰もが安心して暮らすことができる福祉事業を実施している。	B	社会福祉法人として地域に根ざした総合的な支援体制のもとで事業が実施されている。	県社協や三豊市からの受託事業を多く実施しているが、法人運営として補助金や受託事業に頼らない自主財源の確保が必要
	3 犯罪・非行からの立ち直り支援 福祉課	地方公共団体、学校教育機関、三豊地区保護司会、三豊市更生保護女性会、BBS 会等との連携を推進し、犯罪予防活動などを行っている。 また、自主研修会を年 3 回以上行い、内容の充実を図っている。	B	更生保護サポートセンターを拠点とした活動を推進することができた。また、社会貢献活動などを実施し、その効用を研究することができた。	「社会を明るくする運動」を実施しながら、地域の人々により広く認識され、理解を深めてもらえるような啓発が必要。

3-4. 高齢者福祉

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-4-1. 在宅福祉サービスの充実	1 在宅サービスの充実 介護保険課	重度要介護者を在宅で介護する家族や民生委員に対し、市が行う在宅サービスの周知を郵送物や定例会への参加により行ってきた。 特に一人暮らし高齢者への緊急通報システムの提供に係る事業を制度改正し、より地域住民のニーズに沿った運用を行えるようにした。	B	課題であった緊急通報システムの利用対象者要件等を改正し、より多くの方が利用できるようにした。 また、利用者本位でサービスを選択できるようになり、自身の生活環境に沿ったサービスが受給できるようになった。	旧町時代から実施している事業が多く、現状に即していない制度になっているものが残っている。それらに対し積極的な制度改正を行い、地域生活を支える基盤を構築する要素の1つとすることが求められる。
	2 福祉タクシー利用券の交付 福祉課	4月1日現在において三豊市内に住所を有する満65歳以上で運転免許証を所有していない高齢者を対象に、福祉タクシー券(500円×16枚)を交付するもの	B	令和3年度の実績で、福祉タクシー券の交付率は、85.2%だったことから大半の対象者に福祉タクシー券が行き渡っている。	令和3年度の実績で、福祉タクシー券の利用率が、48.2%と50%以下だったことから福祉タクシー券の利用促進が必要
	3 生活管理指導員による介護予防対策の推進 介護保険課	在宅での生活が一時的に困難となる方や、同居家族より虐待を受けている方に対し、緊急的な措置として養護老人ホームへの短期入所等による支援を行ってきた。また、自力での生活能力が低いと認められる方に対し、管理指導員を派遣し、生活環境を整理、体調管理等についての支援を行った。	B	養護老人ホームへの短期宿泊に係る事業について、内部運用を見直すことによって、より多くの方のセーフティネットとして機能する制度とすることができた。	時代が進み、地域での隣人関係又は親族間のつながりの希薄化等新たな課題が生まれている。これらの問題に対し必要な「公助」を見極め、新たな制度の創設等を検討していく必要がある。
3-4-2. 介護予防・介護サービスの充実	1 介護サービスの充実 介護保険課	可能な限り住み慣れた地域において在宅生活を継続していけるよう需要に見合うサービス供給量確保に努めた。 その中で、介護施設の新設及び修繕等について、補助を行い、整備の促進をした。	A	需要の高まりのある看護小規模多機能型居宅介護施設の新規開設について支援を行った。	介護人材不足による事業所の休止・廃止が出てきている。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-4-2. 介護予防・介護サービスの充実	2 介護予防教室の実施 介護保険課	保健師や社会福祉士、理学療法士等の専門職員による運動教室や認知症予防教室などの介護予防教室を開催した。前期計画中に新型コロナウイルス感染症が発生、流行拡大時には教室の開催を中止することとなった。その際には、自宅でできる健康体操などの情報発信を行い、介護予防の普及啓発に努めた。	C	新型コロナウイルス感染症が流行拡大したことにより、教室が中止し開催できなかったため。	新型コロナウイルス感染症拡大したことにより、閉じこもり傾向にある高齢者の増大、感染拡大時の教室の実施体制の整備が課題。
	3 介護職員雇用対策の推進 介護保険課	介護職員初任者研修を受講し、当該資格を取得、市内事業所に就業する熱意のある者に対し、資格取得に要する経費の一部の補助を行い、人材確保に努めた。	D	制度の周知不足等もあり、年間1~4件の申請にとどまったため。	香川県の実施する資格取得支援制度を含め、本制度のPR不足が課題である。
	4 市民主体の介護予防活動の促進 介護保険課	介護予防ボランティア養成講座や介護予防ボランティアフォローアップ講座を実施。養成講座修了後に見守り活動やサロン活動など地域での活動を始めた修了者もいる。	C	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、養成講座やフォローアップ講座を開催することができなかった年度もあった。養成講座の受講者は減少傾向にあるが新規の介護予防ボランティアとして登録につながっている。	ボランティアの高齢化のため継続しての活動が難しくなっている。活動の担い手が不足しているが、新規人材の発掘が難しくなっている。
	5 認知症高齢者に対する支援 介護保険課	認知症サポーター養成講座を市内の教育機関で実施する等、認知症の理解を深めるための取り組みを行った。今年度は初めて認知症サポーターズテップアップ講座を実施しスキルアップや情報共有の場を提供した。また、地域団体に協力を得て、認知症の相談等が身近な場所でできるようオレンジかふえを運営。市内6か所で実施できた。	B	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、目標通りとはなかったが認知症サポーター養成講座を受講した高校生が認知症デイサービス利用者と産直で野菜を販売するなど地域活動につながった。認知症サポーターズテップアップ講座参加者の何人かは、認知症カフェ等の運営スタッフとして、活動している。	オンライン開催などの方法も検討し実施する。認知症サポーター養成講座は、小・中学校の全校実施に向け取り組む。また、認知症サポーター養成講座を受講した人が、実際に活動できる支援の継続や、実際にボランティア活動している人達のスキルアップや交流会等で支援を図る。
3-4-3. 生きがいづくりと社会参加の促	1 高齢者による地域活動の促進 福祉課	高齢者福祉の理念に基づき、健康・友愛・奉仕を基本に、地域の高齢者が健康寿命を延ばし、生きがいを持ち、自立した生活が送れるよう、健康活動に取り組んでいる。	B	これまで培った豊富な知識や経験を活かして、楽しい活躍の場づくりを推進し、豊かな地域づくりを行っている。	役員の後継者不足及び会員の減少により単位クラブの減少しているため、リーダーの育成が必要

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-4-3. 生きがいづくりと社会参加の促	2 シルバー人材センターとの連携 福祉課	高齢者の希望に応じた就業の機会を確保し、提供することで高齢者の福祉の増進を進めている。	B	高齢者人口が増加する中で、高齢者の就業機会を確保している。	高齢者の就業機会が多様化し、定年退職の年齢が延長されている中で、シルバー人材センターの会員の確保が必要
3-4-4. 高齢者を見守る地域づくり	1 高齢者あんしん見守りネットワーク事業の推進 介護保険課	高齢者あんしん見守りネットワーク推進協定を通じて行方不明高齢者の早期発見・保護、認知症に対する正しい知識の普及・啓発、高齢者の見守り・安否確認を行っている。	B	あんしん見守りネットワーク推進協定以外にも包括協定や部分協定を通じて高齢者の見守りや普及啓発の取り組みができてきているため。	連絡会など定期的な情報交換の場が設けられていない。協定締結先との継続的なフォローアップが必要である。
	2 高齢者訪問活動等の促進 福祉課	民生委員・児童委員が、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦などを定期的に訪問し、安否確認をするとともに相談に応じている。	B	民生委員・児童委員が定期的に訪問することで顔の見える関係づくりができています。	今後、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦が増加した場合、民生委員・児童委員の負担が増える可能性がある。

3-5. 障がい者福祉

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-5-1. 生活支援の充実	1 経済的負担の軽減 福祉課	自立支援医療で対象になる方には案内を行い、自己負担の軽減につなげている。 福祉年金、特別障害者手当等は、ともに申請があったものの内容を精査し、認定者に支給する。	B	例年通り、対象者については医療機関と連携を図り、案内を行っている。 福祉年金や特別障害者手当等は広報紙で広く周知し、加えて介護保険利用者には介護保険課で手当の案内の周知を行っている。	あくまで申請により、サービスの提供を行っているものであるから、日頃から他課、他機関との連携を行い、より広い周知が必要。
	2 住まいの環境整備 福祉課	居住生活動作補助用具を支給し、障害を持った方が快適な日常生活を営めるようにしていく。	B	住宅改修については、支給実績が年間数件と需要もある。お風呂等日常的に利用する改修を行うことが多い。	福祉課の制度としては住宅改修費用として補助金額が200,000円と少額である。 住宅改造助成については、上限666,666円（補助対象工事費の3分の2）出るが、県との協議も必要なため、実績が少ない。
	3 生活支援サービスの充実 福祉課	新型コロナウイルス対策を実施しながら、利用者のニーズにこたえるべく福祉サービスの安定した提供に努めた。	B	障害福祉サービス事業所の充実を図ることにより、障害者が必要としているサービスを提供し安定した生活を確保することに努めた。	障害のある人や家族が必要としているサービスの確保が課題である。
	4 発達障害支援の充実 福祉課	三豊市発達障害等支援連携会議は、代表者会議、実務者会議、講演会、研修会等を毎年開催し、「顔の見えるネットワークづくり」に取り組んだ。また地域で開催する自立支援協議会が中心となり、関係機関と連携を図り支援を行った。	B	市内外の地域活動支援センター及び事業所と連携を取ってスムーズな支援に努めた	なし
3-5-2. 社会参画の促進	1 就労の促進 福祉課	新型コロナウイルス対策に努めながら安定したサービス利用支援を行った。	B	令和2年8月に三豊市に新しい就労継続支援施設が開設され、サービス利用につながっている。	就労意欲の低い人に対し、自立した生活ができるよう就労支援を継続して行う。
	2 障がい者優先調達の推進 福祉課	就労継続支援B型事業所（2事業所）に、公園清掃・リサイクル処理保管サービスを調達した。また、障害者支援施設からは封筒印刷サービスを調達した。	B	物品等の調達金額が前年度の実績を上回る金額となった。	現在利用していない物品・サービスについて、発注拡大ができるよう努める。

3-6. 生活困窮者支援

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-6-1. 自立に向けた生活支援	1 支援体制の強化 福祉課	地域住民による見守り、食材等の提供サービス等、地域において活用可能なサービスや各種取組みについて関係機関と洗い出し、要支援者への情報提供を行うなどの支援措置を図った。	B	関係機関との連携によりアウトリーチの実施や必要な支援措置が行えた。	近年は相談内容が就労、債務整理、家計改善など複雑化しており、要支援者の状況によっては必要なサービス等が見つからない場合がある。
	2 自立に向けた支援 福祉課	面談やアセスメントを重ね、要支援者の経済面だけではなく、日常生活も含めた問題を把握し、本人の目指す目標や実現に向けての支援内容を盛り込んだプランを個々に作成した。	B	一人ひとりの課題に応じ、関係機関と調整し連携することが求められるが、コロナ禍でプラン作成のための調整会議等が十分に実施できなかった。	要支援者の現状と既存のプランが合わない場合があるが、本人の考えや周囲の環境等から変更などの対応が難しいことがある。
	3 安定的な暮らしの提供 福祉課	コロナ禍において、「住居確保給付金」の相談件数は増加したが、制度内容から支給実績は現状維持であった。なお、コロナ禍や原油価格・物価高騰の影響で困窮している人に対して求職活動要件の緩和措置等が行われた。	A	求職活動要件の緩和措置等により利用し易くなり、相談者は増加した。	給付期間中の就労活動を実施しても増収等に繋がらず、要支援者の経済状況が改善されない場合がある。
	4 扶助費の適正化 福祉課	要支援者の状況に応じて必要な聞き取り、調査を行い、生活困窮者自立支援法又は生活保護法に基づく適切な支援措置等を実施する。 レセプトの点検と内容の精査を行い、頻回・重複受診のチェックや指導、生活習慣病予防のための助言・指導を行い、医療費の抑制・適正化を図る。	B	コロナ禍において収入資産調査等の件数が増加し、書類作成や郵送請求等でかなりの時間を要した。	収入資産調査等は従来の紙文書での事務処理方法から現在は電子媒体での調査に切替え中のため、今後は更なる事務の効率化・迅速化を図る。

3-7. 医療

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-7-1. 地域医療の充実	1 市立医療機関の整備 【重点】 健康課	西香川病院は、引き続き三豊・観音寺市医師会を指定管理者として運営し、健全な運営が図られている。 みとよ市民病院は、令和4年5月に旧永康病院から名称変更し新しく建替を行った。また、地域に密着した病院として住民の健康、福祉に貢献し、安全で良質な医療を受けられる病院経営に努めた。	B	・西香川病院は、指定管理者である三豊・観音寺市医師会の運営により、健全な経営ができています。 ・みとよ市民病院は、耐震基準を満たしていない老朽化した永康病院の建替を実施することができ、市民に安心して来院してもらうことに繋がった。	・西香川病院については、老朽化が進んでおり、大規模改修によって、施設の長寿命化を図る必要がある。 ・旧永康病院建物の解体が課題である。
	2 医師確保に向けた取り組み 【重点】 健康課	・みとよ市民病院は、令和4年度から3ヵ年事業として香川大学の寄附講座を設置し医師の派遣を実施している。また、周辺の大学医局等への常勤医師派遣の要望も行っている。	D	・みとよ市民病院は、周辺大学の医局等へ働きかけた結果、整形外科に新しく1名常勤医師を確保することができた。	・2024年4月から医師等の働き方改革制度が導入され、今以上に大学医局、民間病院等からの医師派遣は厳しいものになることが課題。
	3 地域内医療機関との連携 健康課	地域医療構想を踏まえ、両病院とも回復期・慢性期に特化した病院としての役割が求められています。また、精神医療についても大きな役割を果たしています。	B	みとよ市民病院は、二次救急医療機関であり、災害医療における広域救護病院、へき地医療におけるへき地医療拠点病院として位置づけられている。また、西香川病院は、認知症疾患医療センターとして指定されている。両病院ともに地域の医療機関との連携強化に努めている。	新興感染症拡大時の公立病院の役割の重要性を認識した。みとよ市民病院は、発熱外来等の機能整備の強化・連携に努めている。

3-8. 社会保障

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
3-8-1. 社会保障制度の適正運営	1 健康保険事業の安定化 健康課	県が開催する研修に参加し、国保税の収納率向上に努めた。また、国保連合会等と連携し診療データの分析に基づく生活習慣病予防対策の推進や健診及び特定保健指導の受診勧奨を行った。	B	国民健康保険事業は、収納率も高く推移し、安定した財政運営ができています。	新型コロナの影響によって、特定健康診査や特定保健指導の受診率が低下した年度もあり、感染対策に配慮した事業の実施が必要になった。また、医療機関と連携し、特定健診後に行う特定保健指導の強化体制の構築も課題である。
	2 介護保険事業の健全化 介護保険課	利用者に対し、使用した介護サービスの内容及び発生した料金を確認するための通知を発行することにより、給付費の可視化を行ってきた。また、介護サービスの一部については利用前に申請を求め、当該申請内容に対し専門職を含めた複数人での確認体制を構築することにより必要以上の給付を抑制してきた。また、要介護認定の適正化に努め、利用者本人の心身の状態に見合った認定を行ってきた。	A	介護サービスの給付費に係る通知は年に複数回実施することによって、自身の利用する介護サービスの可視化に努めた。また、介護サービスの申請に係る確認体制については専門職も含めたことにより、より適切な指導を行うことができた。	給付費通知により給付の可視化を実施しているが、それについての給付の抑制効果が見えない。また、支援計画の点検を実施しているが、なお必要以上のサービス利用を行っているケースが見られる。
	3 国民年金制度の啓発 市民課	窓口用パンフレットに電子申請についてなど新たな内容を追加し、従来の内容も簡潔な表現に一新するとともに、広報みとよに国民年金制度についての記事を掲載するなどして制度の周知に努めた。また高松西年金事務所と連携し、社会保険労務士による無料年金相談を開催することで、年金の種別を問わない相談の機会を設けた。	B	三豊市における国民年金保険料の納付率は、普通年金事務所管内で最も高く、免除率や口座振替率などの各数値も高水準となっている。また、窓口相談の際に免除や障害年金など、制度について理解してもらえるよう丁寧に説明した。	様々な媒体を用いて制度の周知を行ってきたが、外国人住民や障害年金を受給できる可能性がある方などの制度の周知が行き届いていない層に対して、どのようにアプローチしていくかが課題。

(4) 基本目標④【暮らし】

人と自然が守られる定住のまち

4-1. 防災・消防

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
4-1-1. 地域 防災力の増 強	1 自主防災組織 の結成促進と支 援 【重点】 危機管理課	防災講座や広報等で自 主防災組織の必要性と結 成の手順、実働可能な組 織づくりについて、啓発・ 支援を行った。	B	コロナ禍で啓発活 動も制限を受けたこ とにより、自主防災組 織の結成が思うよう に進まなかったため。	自主防災組織はあ るものの、活動がで きていない組織があ るので、実働可能な 組織となるよう支 援をしていく必要が ある。
	2 防災力を高め る活動の推進 危機管理課	市主催の各種防災訓練 に市民が参加することや ハザードマップの配布、 防災講座等により市民に 対して防災意識向上の啓 発活動を行った。	A	地域の防災力を高 める自助・共助につい て、防災訓練等を通し て啓発ができたため。	近年、大規模な災 害が発生していない こともあり、市民の 防災意識は地域・個 人によって偏りがあ る。市全体として防 災意識をより向上さ せるよう取り組む必 要がある。
	3 災害時要援護 者登録制度の推 進 危機管理課	毎年度、登録者へ内容 変更の確認を行い、避難 行動要支援者名簿を更新 し、自治会長や民生委員・ 児童委員など避難支援等 関係者へ情報を提供して いる。 見守りを兼ねて民生委 員・児童委員による名簿 登録者宅への訪問を行っ ている。	B	民生委員・児童委員 が名簿登録者宅へ訪 問し、個別支援計画の 作成等呼びかけ、平 時からの備えの重要 性を周知できた。	避難支援等関係者 との連携が重要だ が、現時点では不十 分である。
4-1-2. 災害 への備えと 対応	1 災害に強い施 設整備 【重点】 管財課 土地改良課 建設港湾課教育 総務課	防災重点ため池等につ いて、地元要望に基づき、 国の補助金等を利用し て、ため池改修等の事 業を実施し、地域の安全 性を確保した。また、避 難所となっている学校施 設については、児童生徒 の安全安心のため、施設 改修工事や修繕工事を 行った。	B	地元要望であるが、 受益者負担が発生す る。補助金申請で採択 される条件等も関係 するため、実施場所を 計画に基づいて実施 した。避難所となっ ている学校施設は、既 に耐震化が行われて いる。教育環境を整 備するために校舎棟 などから優先的に改 修工事等を実施した。	ため池の数が非常 に多く、工事費の高 騰のため、事業が予 定通りに進まない避 難所となっている体 育館に空調設備は導 入していないため、 避難する時期によっ ては、劣悪な環境と なる。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
4-1-2. 災害への備えと対応	2 非常用物資の備蓄 危機管理課	香川県の備蓄マニュアルに基づき、避難時に必要な物資（食料、毛布、生理用品、紙おむつ）について、計画的な整備を実施した。	A	避難時に必要な物資（発災後1日分）について、市及び県の備蓄数で目標数を整備できているため。	発災後2日目以降は、協定等による流通備蓄による対応が必要となるが、協定締結先の充実と緊急時連絡体制の構築が課題である。 また、備蓄目標には含まれていない歯ブラシ、液体ハミガキ、トイレ薬剤についても衛生上の観点から整備をする必要がある。
	3 未耐震住宅への支援 【重点】 建築住宅課	昭和56年5月以前に建築された民間住宅に対し、耐震診断及び診断の結果、基準値未満の住宅に対する耐震改修工事等への補助を行った。また、市民の耐震に対する意識醸成のため、無料相談会等の啓発に取り組んだ。	B	一定の効果は上がっているものの、未耐震の民間住宅がまだまだ市内に多く存在するため	無料相談会等の啓発効果により改修要望は増加している。対応できる財源の確保が課題となる。
	4 急傾斜地の崩壊防止 建設港湾課	市民からの申請により急傾斜地崩壊危険区域内にある住宅保全のため、急傾斜地崩壊防止工事を施工した。（県補助率:50%、市補助率:25%、地元:25%）	A	急傾斜地崩壊危険区域内においても事業実施により安全安心な居住空間が確保されている。	事業実施のための市の財政負担が25%あり大きいいため財源確保が課題となる
4-1-2. 災害への備えと対応	5 災害からの復旧 農林水産課 土地改良課 建設港湾課 建築住宅課 都市整備課	大規模地震発災後に、余震等による建物の倒壊など、人命に関わる二次的被害を防止するため、被災建築物、宅地の応急危険度判定を行う体制を整備した。また、都市公園の倒木被害発生時には、利用者の安全確保のため早急に対応した。また、災害時において、被災した農地、農業用施設を早急にできるよう、被災者と協議しながら実施した。異常な自然災害により被災したインフラの復旧に向けて一日も早く再建できることが重要なことから、災害調査、報告を迅速に行い、早期復旧、予防整備等を推進する。	B	大規模災害発災時に備え、体制整備を進めるとともに、台風等による被害発生時には、関係各所と連携し、迅速な復旧作業に取り組むことができたため。	応急危険度判定を要する大規模災害を想定した訓練、シミュレーションが困難であること。土砂災害を防止するため、早急に予防整備を含めた対策を実施し、集中豪雨、台風、地震等の発生時に市民の生命・財産等への被害発生を未然に防止すること。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
4-1-3. 消防体制の充実	1 消防団の組織力の強化	活動に従事しやすい環境整備の向上を目的とし、条例の改正を行った。また、訓練については消防団の独自訓練だけでなく、専門研修施設が実施する教育訓練に参加することで、より質の高い消防活動を展開できる体制を整えた。	B	消防技術の向上を目的とした研修等については、県消防学校の教育課程に延べ 49 名の団員が参加し、人材育成を図ることができた。また、出動報酬について、活動現状に即した支給額に変更し、その労苦に報いるよう適正化を図った。	消防団員の減少に歯止めをかけ、定数の団員を確保する取組が急務。年齢に関係なく、消防団活動に時間を割くことが難しい現状を鑑み、より活動しやすい環境を整備すると共に、新規団員の確保に努める取組の検討が必要。
	2 消防施設の充実 【重点】	消防施設及び設備の現状を適正に把握し、三豊市消防団再編計画に基づき、消防団活動の拠点となる消防屯所や、車両及び資機材等消防設備を整備した。 また、維持修繕を的確に行うと共に、防火水槽及び消火栓等の消防水利の整備確保を行った。	B	消防ポンプ自動車 7 台、小型動力ポンプ付積載車 8 台を購入し、車両の整備推進を図った。また、既存屯所の状況を把握し、効果的な再配置の検討、維持更新を実施した。さらに、経年等により老朽化した消防水利施設の修繕を行い、水利確保に努めた。	消防屯所については、今後建て替え時期を迎える施設が多く存在しているので、限られた財源の中で、消防力を低下させないことを主眼に置いた効率的な施設配置の検討、更新を進めていく必要がある。
4-1-3. 消防体制の充実	3 消防署との連携強化	火災等の災害現場において一元化した指揮のもとに双方が活動できるよう、平常時より連携訓練を実施し、情報の共有化、及び連携体制の確認を行った。	C	消防団独自訓練については、コロナ禍により集会方式の各種訓練に制限を受け、大半の活動は自粛せざるを得なかったが、状況を見ながら消防署職員に指導者派遣を依頼し、専門的な指導を受け実施することができた。	今後、予測される災害に迅速・的確に対応できるよう、多種多様な連携訓練の実施が必要であるが、場所の確保や本業が多忙で熱意はあっても訓練に参加できない団員も多く存在することから、効果的かつ参加しやすい訓練実施について検討が必要。

4-2. 生活

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
4-2-1. 社会・ITインフラの整備と適正管理	1 市道の整備と維持管理 建設港湾課	市道の維持管理については維持パトロールにより損傷が軽微なうちに修繕を講じ予防保全型の維持修繕を行いコスト圧縮に繋げる。 路面性状調査の結果に基づいた修繕の実施により安全確保に努めた。交差点、水路転落事故対策も実施	B	事故防止対策による死亡事故等が減少している。 要望に対して現地確認し必要な箇所の整備、維持管理を実施できているが、要望件数には追いついていない。	市民の高齢化や意識変化などによる善意の除草などが減少し道路管理者での対応件数が増大するとともに、物価高騰による維持管理コストの増大により道路管理者を取り巻く課題は非常に多い。
	2 市管理河川と橋梁の維持管理 建設港湾課	河川内の伐採、浚渫、施設の修繕、改修工事を行い河川・水門・排水機場等の機能を保持、改善し良好な状態に保つ。 橋梁の修繕計画に基づき事業を実施。	B	河川については適切に管理・整備できている。 橋梁については物価高騰による維持管理コストの増大などにより遅れてきている。	物価高騰による維持管理コストの増大などにより道路管理者を取り巻く課題は非常に多い。
	3 公衆無線LAN環境の充実 総務課 産業政策課	かがわWi-Fiスポットは57か所のままだが、生涯学習施設の通信環境向上(生涯学習のDX)として「みとよ未来創造館・図書館」「市民交流センター」「豊中町図書館」の3か所に無料Wi-Fiを設置した。また、県が実施する「かがわWi-Fiアクセスポイントの設置に係る補助金」を市内事業者案内し設備導入の促進を行った。	C	オンライン形式の生涯学習講座を開催できるようになり、講座の幅が広がった。Wi-Fiを整備することにより有料の貸館が増えている一方、設備導入後の月々の通信代など運用経費が事業者の負担となっており、コロナ禍以降の厳しい経営環境の中、負担が増したことで、外国人観光客の減少による利用者の減少などが要因となり、撤退する事業者が発生した。	現在、外国人観光客の多くがより利便性の高いモバイルWi-FiやプリペイドSIMを利用していることや2023年に県の補助金が終了する予定であることから、事業者の費用対効果を鑑み、今後は積極的な推進は行わない方針である。
4-2-2. 交通の利便性向上	1 コミュニティバスの適正運行 地域戦略課	毎年JRのダイヤの改正にあわせるとともに、市民ニーズや利用状況に応じて路線・ダイヤの改正を行った。	C	現状の路線・ダイヤについては定時定路線により概ね定着化しているため、市民の幅広いニーズを細かく反映した路線・ダイヤに変更することは困難である。また、年間利用者数が回復基調を見せる中、高齢者等の利用が伸びていない。	公民館やその他関係機関等とも連携しながら、高齢者等への理解活動及び利用促進に努めること。また、予備車両の老朽化が進行しているため、計画的な車両更新を検討する必要がある。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
4-2-2. 交通の利便性向上	2 高齢者の交通手段の確保 地域戦略課	公共交通空白地域やファーストワンマイル、ラストワンマイルの課題解決に向けて、コミュニティバスだけではなく、その地域に合った交通ネットワークの確保のための実証を行った。	B	実証中の移動サービスに対して利用者からの高評価を得ている部分も多く、公共交通として根付いたことにより高齢者の移動のきっかけづくりとなっているため。	まだ利用されていない方への認知を広め、利用者増加に繋げていくこと。
	3 広域的な交通政策の展開 地域戦略課	「香川県四国線複線電化・新幹線導入期成同盟会」の幹事会員として必要な活動を実施した。	B	四国新幹線の導入促進について継続した推進が図れているため。	四国新幹線については、今後も「香川県四国線複線電化・新幹線導入期成同盟会」の幹事会員として相互連携を図り、導入促進に努めていく。
	4 次世代技術の導入検討 地域戦略課	国の関係部署との意見交換、先進地視察や技術保有事業者との協議など、自動運転導入に係る手法とコストについての比較検討を行った。	D	検討のみに留まり、具体的な動きがでなかったため。	現実的な導入場所の検討や地域における自動運転受容性の検証など、具体的な作業から1つ1つ着実に実施していく。
4-2-3. 住環境の整備	1 暮らしやすい住居の整備促進 建築住宅課	昭和56年5月以前に建築された民間住宅に対し、耐震診断、耐震診断の結果、基準値未満の住宅に対する耐震改修工事等に対する補助を行った。また、市民の耐震に対する意識醸成のため、無料相談会等の啓発に取り組んだ。 リフォーム補助金は2016(平成28)～2018(平成30)年度に実施、現在は終了している。	B	一定の効果は上がっているものの、未耐震の民間住宅がまだまだ市内に多く存在するため	無料相談会等の啓発効果により改修要望は増加している。対応できる財源の確保が課題となる。
	2 市営住宅の整備 建築住宅課	「三豊市市営住宅長寿命化計画」の団地別実施方針(建替え、用途廃止、維持等)に沿い、これまでに、仁尾浜団地のリフォーム改修、中郷・的場・前田団地の一部除却・用途廃止等を実施した。また、法事団地建替え事業の令和7年度末竣工に向けて、用地買収・各種基本設計・実施設計・地元調整等を計画に沿い進めている。	B	「三豊市市営住宅長寿命化計画」の団地別実施方針(建替え、用途廃止、維持等)に沿い計画的なストック管理を進めることで、本市の将来需要推計に沿った目標住宅管理戸数に近づけることができた。	市内には耐用年限を経過し老朽化が進行している市営住宅が現在も数多く残っており、今後も計画的な用途廃止、建替え等の対策が急務となっている。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
4-2-4. 空き家対策の推進	1 空き家の現状把握と管理促進 建築住宅課	委託業務により市内の空家の外観調査を行い、空家の状態を老朽危険度でA～Eの5段階に分類、GISデータに集積する。データは空家相談や所有者等への適正管理の通知に使用する。	B	データを利用した適正管理通知から除却補助申請につながるケースがあったため。	所有者、相続人が不明な空家が増加している。また、民法改正に伴い、令和5年度から相続放棄により管理義務を問えないケースが増加している。
	2 老朽危険空き家の撤去支援 建築住宅課	老朽危険空き家除却支援事業を軸として、制度の啓発や相談等、市民への周知を行う。また、空家対策ガイドブックを作成し、空家に対する基本的な考え方や疑問点などの啓発に努めた。	B	空家対策ガイドブックによる啓発効果、空家等実態調査結果を基にした空家の所有者等への適正管理依頼等によりDEランクの除却件数の割合増加につながっているため。	工事費の上昇や補助対象外等の自己負担により除却申請を躊躇するケースへの対応。
	3 空き家の利活用 建築住宅課	空き家の処分の問い合わせの際、空き家バンク制度を案内し、また、空き家バンク登録物件を購入した方に対して、住環境の整備を目的にその改修費用の一部を助成し、空家の利活用につなげた。	C	空き家バンク登録件数が基準値、前年度実績を下回っているため。	空き家バンク制度、空き家バンクリフォーム補助等、空家利活用の促進に向けた効率的な啓発方法の確立。
4-2-5. 計画的な土地利用とエリアマネジメント	1 都市計画区域の再編【重点】 都市整備課	都市計画区域を再編するとともに、立地適正化計画を策定した。	A	都市計画区域を見直すとともに、市第2次総合計画に沿った立地適正化計画を策定したため。	
	2 農業振興地域整備計画の見直し 農林水産課	全体見直し時期（平成24年、平成30年）に基礎調査をおこない、その結果を翌年度に策定した三豊市農業振興計画に反映した。	B	市内全域で人・農地プランを実質化し、地域農業の中核となる担い手を明確にし、長期的な優良農地の確保に努めた。	農家の高齢化や人口減少により余剰農地が不作付地・遊休農地が増加傾向にある。
	3 高瀬庁舎及び詫間庁舎周辺の市街地エリアの開発【重点】 都市整備課	詫間庁舎周辺エリアは、機能を集約した複合施設の令和7年度中の整備に向けて、事業を進めている。 本庁舎周辺エリアについては、ランドデザインに基づく子育て支援拠点の機能及び建設予定地等の検討を行った。	C	詫間庁舎周辺エリアは市民センター詫間（仮称）及び造船所跡地の整備に向けて事業を進めているが、本庁舎周辺エリアについては検討段階に留まっており、整備には着手できていないため。	本庁舎周辺エリアにおける必要機能や配置、子育て支援拠点の建設地、整備手法、財源確保が課題である。 財政状況等の変化により、事業根拠となるランドデザインの在り方は再考する必要がある。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
4-2-6. 離島・農山村の振興	1 域外交流の促進等による地域振興 産業政策課	秋会期に開催される瀬戸内国際芸術祭 2022 や 6 月に開村する粟島芸術家村事業のサポートや情報発信、タラオセアンジャパンの環境学習のアンバサダー活動を行った。	B	アンバサダー活動を行ったことにより、2023 粟島プロジェクトの開催に結び付いた。	活動内容に対し、予算計上がなく、地域おこし協力隊の活動が制約されてしまった。
	2 医療の確保 みとよ市民病院	医療機関がない財田町や粟島・志々島へは、それぞれ診療所を設け、三豊圏域の医療機関の医師により必要な医療の提供を行っている。	B	地域医療機関の支援を受け、各診療所とも派遣医師の確保ができています。	派遣医師の高齢化が進んでいる。今後も安定した運営ができるよう、医師確保の取組が必要である。
	3 離島航路の確保 地域戦略課	航路事業者の損失額から、国庫補助金を差し引いた額の 1/2 相当を県・市がそれぞれ補助金として支出した。	A	唯一の離島航路の確保のため、財政補助を行うことで、航路事業者への支援が実施できた。	航路再編の検討及び、航路運行事業者の事業継承支援を併せて行う必要がある。
	4 離島における介護支援 介護保険課	指定居宅サービス事業者が離島に居住する要介護者に対して介護サービスを提供した場合に補助金を交付している。補助金の額は、次に掲げるものの合計額とする。 (1) 補助対象事業の介護従事者 1 人 2,000 円/日 (2) 補助対象事業に要する船賃相当額	A	訪問系のサービスは事業所からの申請により補助金を交付することでサービス利用ができています。	島内に事業所がないため利用できるサービスが介護用品のレンタルや訪問系のサービスに限られている。デイサービス等通所系のサービスは送迎がないため、介護度が上がると施設へ入所するなど島から移住せざるを得ない。
4-2-7. 公園・緑地の整備	1 計画的な公園管理 都市整備課 土地改良課	都市公園、農村公園の遊具は、毎年保守点検を実施し、点検結果に基づき、計画的に修繕・撤去を行っている。 また、農村公園の樹木については 2 年毎に剪定・伐採を実施している。	B	定期的に保守点検や樹木の管理を実施し、安全に公園を使用できるよう予算の範囲内で修繕を行い、修繕できなかった案件については、次年度以降に実施の可否を検討したため。	遊具等は定期的に点検・修繕を行っているが、公園内部の施設において、経年劣化により遊具以外の部分でも修繕が必要な場所が発生しており、劣化の進行具合や緊急を要する際に、予算確保が難しい場合がある。 また、害虫の発生が近年増加傾向にある。
	2 地域による公園管理 都市整備課 土地改良課	指定管理者や地域団体等と管理委託契約を締結し、管理体制を構築している。また、地元の関係者で構成する団体に、公園の日常点検や軽微な維持管理を行ってもらうことにより、公園利用者が不便を感じないようにした。	B	受託者や地域の団体との連絡体制を構築し、公園の日常の維持管理を協力して行うとともに、都度情報の共有や対応を行い、倒木等の異常発生時において、早急な対応ができたため。	公園の設備が老朽化して、修繕に多額の費用がかかる。樹木管理についても、木が大きくなっているため、管理に費用が発生している。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
4-2-8. 墓地・斎場の維持管理	1 市営墓地の適正な維持管理 環境衛生課	広報・三豊市 HP を利用し、随時更新をし利用促進を行った。定期的に設備の修繕・清掃をし適正な維持管理を行った。	B	広報等を利用した墓地困窮者への案内をすることができた。定期的な修繕・清掃を行い適正な維持管理ができた。	墓地使用者で県外在住者が増加しており、お墓の管理ができなくなっている。将来的に無縁仏の対策を検討する必要がある。
	2 火葬場の運営・管理 環境衛生課	市内 2 か所の適正な運営管理を行った。 火葬手続きのミスや施設の故障等がないよう業務に取り組んだ。	B	点検作業の実施、施設周辺の雑草木の除去を行い景観の維持に努めた。	より周辺環境に配慮した運営と管理及び、不測の事故等に備えた、施設の安定稼働を推進する。

4-3. 環境・衛生

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
4-3-1. 環境・景観の保全	1 公害防止対策の推進 環境衛生課	騒音・悪臭・水質汚濁・大気汚染等の公害測定を実施し、データの蓄積を行った。	B	定期的に測定を実施、公害対策の推進を図り、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することができた。	悪臭や騒音の苦情が市民から寄せられており、継続して対応する必要がある。
	2 ペットの適正飼育の促進 環境衛生課	狂犬病予防法に基づき、市内各地域で狂犬病予防集合の実施。犬の登録、狂犬病予防注射・注射済票の交付等の業務を香川県獣医師会に委託して実施。野犬対策として野犬捕獲箱を貸出・設置をし、野犬の捕獲を実施。犬・猫の適正な飼育に関する啓発と不妊去勢手術費の補助を実施。	B	野犬対策は香川県西讃保健福祉事務所と連携して、野犬捕獲サークルの設置等により野犬対応をした。また、シルバー人材センターへ野犬捕獲箱の運搬業務を28回実施して対応をした。犬猫の適正な飼育管理について、不妊・去勢手術費の補助を300件実施した。	近年、犬・猫の飼育に関する苦情・近隣トラブルが増加しているため、今後も継続して取り組む必要がある。
	3 環境保全型農業の促進 農林水産課	環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、環境にやさしい農業の取組を支援した。	C	国の事業である環境保全型農業直接支払交付金事業が難解であり、取組が難しく新たに参加する組織がない。	補助事業の制度を十分に理解し、環境にやさしい農業を取り組もうとする農業者団体を支援できるように広く情報発信を行う。
4-3-2. 循環型・省エネ社会の形成	1 温室効果ガス排出量の把握と削減 環境衛生課	年2回、三豊市エコオフィス計画推進員担当者会の開催し、職員の意識改革を図った。また、評価改善チェックシートを用いた管理を施設ごとで行い、ソフト及びハード的取組の点検・評価や処置・改善についての検討を促した。	B	2021年度の温室効果ガス排出量目標値15,824t-CO ₂ に対して実績値は16,056t-CO ₂ であり、232t-CO ₂ の削減不足となった。しかし、コロナ禍により施設の管理運営に制限がかかる中、前年度対比0.4%（58t-CO ₂ ）削減できた。	コロナ禍により施設の管理運営に制限があったため、ソフト的取組が実行できず十分な削減効果を得ることができなかった。
	2 クリーンエネルギーの活用促進 環境衛生課	地球温暖化防止及び市民の環境意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システム・蓄電システム・HEMSの設置者に対して補助金を交付した。	B	2019年度から2022年度までの補助金交付件数は354件あり、内訳としては太陽光発電システム214件、蓄電システム229件、HEMS96件であった。また、太陽光発電システムの設定により、1,747.5t-CO ₂ の削減効果を得ることができた。	事業者に対しての啓発活動が実施できていない。また、事業者向けの創エネ設備等の導入に係る補助事業を整備することが課題である。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
4-3-2. 循環型・省エネ社会の形成	3 国内初のごみ資源化施設の管理	国内初のごみ処理施設であることから、ごみ処理が適正に行えているか事業モニタリングを実施。全国的にも稀な民設民営方式であることから、中小企業診断士に委託して財務内容のモニタリングを実施。また、燃やせるごみのごみ質組成調査を実施。	B	年間を通して大きなトラブルもなく、安定的な施設運営を行うことができた。	原油価格高騰等に伴う光熱費等のコストアップが施設運営に影響を与えないように対策する必要がある。
	4 環境都市みとよのPR	「バイオマス資源化センターみとよ」の行政視察受入を行い、施設を含めた三豊市の取り組みについて説明を行った。	B	国内初のごみ資源化技術の導入など、本市が取り組む先進的な環境行政を全国に発信できた。	コロナ禍により施設の視察受入に制限があったため、受入団体の中でキャンセルすることがあった。
4-3-3. ごみ・し尿の適正処理	1 ごみの適正処理と3R運動の促進	家庭ごみの18文別の啓発に努めた。各支所に小型家電の回収ボックスを設置しており、燃やせないごみの減量と希少金属等の再資源化の推進を図った。 また、市民団体に対して、リサイクル活動交付金を交付し、資源回収の支援を実施した。	B	18分別を行うことにより資源の再利用の促進を図ることができた。	段ボールコンポストの無料配付や電気式生ごみ処理機の補助は終了したが、引き続き、生ごみの減量化については啓発が必要と考える。
	2 し尿・浄化槽汚泥処理体制の充実	三豊環境保全事業協同組合と連携して、中讃広域行政事務組合の瀬戸グリーンセンター及びかがわコンポスト事業所へのし尿・浄化槽汚泥の効率的な処理に努めた。	B	家庭等から出されたし尿・浄化槽汚泥について瀬戸グリーンセンターで適切に処理することにより、汚泥をリサイクルし発酵有機肥料(ハイクリーンかがわ)として希望者に有料で還元できた。	新型コロナウイルスの影響による建築資材等の高騰で住宅建設が伸び悩み、それに伴い合併処理浄化槽の設置基数も減ってきている。
	3 地区衛生活動の支援	自治会の地区衛生委員が出席する三豊市地区衛生組織連合会の研修会等において、ごみの減量化・ごみの分別等の啓発を実施した。地区衛生委員の手引きを作成し、役割の再認識を行った。また、三豊市地区衛生組織連合会に対して、振興助成金を交付し、各支部の地区衛生活動の支援を実施した。	B	各地区衛生委員の活動により、集積所のごみ収集を円滑に行うことができた。三豊市地区衛生組織連合会では、各支部において清掃活動やリサイクル活動等を実施し、環境問題に対する意識の向上に努めることができた。	地区衛生委員は、定期的に変更があるため、継続的に啓発活動を行う必要がある。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
4-3-3. ごみ・し尿の適正処理	4 ごみの不法投棄対策の推進 環境衛生課	各自治会の地区衛生委員を中心に、研修会等で不法投棄に関する啓発を実施した。また、市民に対する不法投棄禁止看板の配付やシルバー人材センターに不法投棄のパトロールを委託し、監視体制の強化に努めた。	C	不法投棄禁止看板の設置場所においては、投棄物は減少した。 不法投棄発生場所については、早期に回収することで、その後に投棄されないような環境づくりに努めた。	不法投棄はあとを絶たない状況である。特に山間部では粗大ごみの投棄が多いため、対策の検討が必要である。
4-3-4. 生活排水の適正処理	1 浄化槽の普及促進と維持管理 環境衛生課	補助金制度により、合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理の促進を実施。生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図り、環境保全に努める。	B	関係団体との連帯を深め、啓発活動に励んだことで、浄化槽人口普及率と汚水処理人口率をともに上昇させることができた。しかし前年度とのその差は小さく、伸び悩みがみられる。	浄化槽整備人口普及率は毎年上昇しているが、合併浄化槽の設置基数はここ数年減少傾向にある。また汚水処理人口普及率も年々上昇はしているものの、令和4年度末で 65.92%であり、依然として県平均（令和3年度末 80.3%）を大きく下回っている。
	2 集落排水施設等の利用促進 環境衛生課	農業・漁業集落排水施設等の適正な維持管理を継続的に実施。施設の老朽部品の取替及び修繕工事を行い、機器類の延命化、ランニングコストの縮小を図る。	B	農業・漁業集落排水施設の維持管理委託業者と連携を密にし、老朽部品の早期発見、修繕工事等を実施することにより、処理工程の停止事故を回避した。 処理区域内の人口減少が目立つ中、新規接続の促進については困難な状況となっている。	処理区域内人口が著しく低下している処理地区がある。使用料収入に対してランニングコストが大幅に超過する施設については機能改良を検討する。

4-4. 移住・定住

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
4-4-1. 移住・定住の促進と支援	1 移住相談・移住後の支援 地域戦略課	地域戦略課内に窓口を設置し、移住に関するさまざまなテーマについて相談者との対話を通じて情報提供やアドバイスを行ってきた。 また、県東京事務所や大阪事務所、ふるさと回帰支援センターと連携し、相談に応じることができた。	B	移住希望者に対し、個別相談や移住フェアなどのイベントを通して、三豊の魅力をアピールし、移住の後押しができた。よりリアルな情報を伝えることで、ミスマッチの防止にも繋がったため。	移住者・移住希望者の相談や手続きの支援を行うだけでなく、地域の魅力や情報発信、交流イベントなど、対応範囲を拡大し、多様なニーズに応える体制を整えることが課題。
	2 移住・定住情報の全国発信 地域戦略課	令和2年度にポータルサイトをリニューアルし、移住に関する情報について一元的に発信できる体制を整えた。 都市部での移住フェアは、香川県移住・定住推進協議会の事業で参加し、コロナ禍以降はオンラインも併用しながら、三豊をアピールする機会を創出した。	B	サイトのリニューアルにより、以前に比べ、情報を分かりやすく整理したため。県移住・定住推進協議会主催の移住フェアなどにも積極的に参加し、三豊をPRすることができた。	全国的に見れば、三豊市はまだ知名度が低く、「父母ヶ浜」や「紫雲出山」などのスポットと市の場合や名前が一致して認知されていない。観光を入り口とした人々を移住につなげる方策が必要。
	3 広域的な連携等による移住の促進 地域戦略課	協議会に参加することにより、香川県全体で全国に向けてPR（広報）することができている。 各市町の移住施策を学ぶ機会にもなっている。	A	年3回程度の移住フェアへの参加、雑誌やWebへの広告出稿は協議会事業で包括的に行うことで資金的にも集客的にも成果につながっている。	毎年、負担金に見合っている効果が出ているのか検証できていない。
	4 移住・定住に関する住まいの支援 【重点】 地域戦略課建築住宅課	空き家バンク、かがわ住まいネットによる登録物件の情報発信及び物件購入者へのリフォーム補助等を行う。	B	賃貸、売買の契約件数が基準値を大きく超えているため、一定の評価が出来る。	契約件数は増加しているが、登録件数が基準値を下回り、減少傾向がみられる。また、利用者は賃借希望者が多く、所有者は売却希望者が多いため、要望に齟齬がみられる。
	5 U I J ターン保育士の定住支援 保育幼稚園課	保育士等の確保と市内への定住を促進するため、市外から市内の保育施設等へ就労を目的として市内へ転入する際の移住にかかる費用を補助する。	C	2015(平成27)年度から2020(令和2)年度まで補助事業を実施し、年間1～2件の申請があった。会計年度任用職員の処遇改善等により年度当初の保育士不足が解消したため、2021(令和3)年度に事業を中止した。	補助金を受給した職員が、就労1・2年の間に、出産や病気等で退職されるケースが何件もあった。

4-5. 安全・安心

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
4-5-1. 交通安全対策の推進	1 交通安全施設の設置 総務課 建設港湾課	自治会からの申請により交通事故発生への恐れがある箇所へのガードレール等交通安全施設を設置する。 あわせて、用水路等への道路からの転落事故防止、通学路等の危険箇所に対しても歩道等交通安全施設を設置する。	B	現地確認のうえ、必要な対策を実施できている。歩道など期間がかかるものも順次進めている。	用地取得などの地元協力、工事費の確保など課題は多い
	2 交通安全意識の啓発 総務課	三豊警察署や各関係団体と連携し、保育所・幼稚園・小中学校における交通安全教室や、市民等を対象とした交通安全キャンペーンを実施した。また、道路交通法の改正に伴う自転車の安全利用に関して、チラシの配布や講話の実施、広報紙への掲載により啓発を行った。	B	交通安全教室やキャンペーンの実施により、交通安全意識の高揚が図られた。また、道路交通法の改正に伴う自転車の安全利用について啓発を行い、市民に周知することができた。	学齢期向けの交通安全教室と比べて、高齢者や保護者世代向けの教室や啓発の機会が少ないことが課題。
	3 運転免許証自主返納者への支援 福祉課	4月1日現在において三豊市内に住所を有する満65歳以上で運転免許証を所有していない高齢者を対象に、福祉タクシー券(500円×16枚)を交付するもの	B	令和3年度の実績で、福祉タクシー券の交付率は、85.2%だったことから大半の対象者に福祉タクシー券が行き渡っている。	令和3年度の実績で、福祉タクシー券の利用率が、48.2%と50%以下だったことから福祉タクシー券の利用促進が必要
	4 交通指導員の確保と育成 総務課	関係機関からの推薦により、交通指導員を選出して任命した。また、基本的な交通事故概況や交通立哨の方法に関する研修会や班長会を実施した。	B	全小学校区において常に交通指導員が配置され、児童・生徒の登下校時の保護や誘導活動、交通安全教室での指導が継続的に実施できた。	研修会や班長会の実施と併せて、交通指導員で意見交換ができる場を定期的に設けることが課題。
	5 通学路の安全確保 総務課	交通安全プログラムに基づいて、小学校単位で年に1校を選定し、通学路における危険箇所を点検し対策を講じた。令和3年には、市内全小学校について、関係機関と連携して通学路合同点検を実施した。	B	関係機関と連携して通学路を点検し対策を講じたことで、通学路の安全確保が図られた。	国道11号線の4車線化や豊中新設小学校の開校など、交通状況や通学路状況の変化に応じて点検を実施することが課題。
	6 駐輪場・駐車場の管理 管財課	三豊市駐輪場条例等に基づき、駅駐輪場の清掃や放置車両への警告・移送など管理を行ってきた。	C	定期的な管理を行うことで、駐輪場周辺の空間の整理ができ、通行者や車両走行者の安全確保に寄与できた。	駐輪場によっては、学生の留め置きが多い場所もあり、乱雑な駐輪や放置自転車が通行の支障となっている。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
4-5-2. 防犯対策の充実	1 地域における防犯活動の促進 総務課	関係団体と連携して、防犯に関するチラシの配布や新入学児童に対する防犯ブザー等の防犯グッズの配布を実施した。	B	防犯に関するチラシやグッズの配布等の啓発活動の実施が、防犯意識の高まりに繋がった。	昨今の社会情勢を受けて市民の防犯に対する関心はさらに高まっているものの、防犯教室やキャンペーンの実施の機会が少ないことが課題
	2 防犯設備の充実 総務課	自治会からの要望を受けて設置場所の環境を調査し、年間10～15本の防犯灯を新設した。また、同様に自治会からの要望に応じて、防犯灯の移設や古くなった蛍光灯具をLED灯具に切り替えた。	B	防犯灯の新設・移設により、夜間の道路における防犯上の不安が軽減された。また、市内ほぼ全ての灯具がLED灯具に切り替えられ、十分な明るさと耐用年数をもって作動している。	防犯灯の新設要望が対応可能本数以上であること、すでに市内に4000灯以上の防犯灯があることから、全ての要望を新設として受け入れることや、これ以上灯数を増やし、維持管理することが難しいことが課題
	3 関係団体等による啓発活動の支援 福祉課	毎年7月に社会を明るくする運動の出発式を実施し、三豊市内で街頭キャンペーン、パレード、広報車による啓発活動を実施している。また、機関紙を発行し、ポスターの掲示、チラシの配布など広報活動が行っている。	B	防犯予防活動として、学校教育機関と連携を図り、社会を明るくする運動の中学生弁論大会や小学生作文コンテストを実施し、児童、生徒への啓発活動が行われている。	青少年非行防止運動や薬物乱用防止キャンペーンなど保護司や更生保護女性会の活動の認知度が向上する啓発が必要
4-5-3. 消費者保護の推進	1 消費者相談の充実 産業政策課	産業政策課内に「消費者相談窓口」を設け、消費者問題に関するさまざまなテーマについて相談者との対話を通じて情報提供やアドバイスを行ってきた。また、県くらし安全安心課と連携し、実際に起きた事例から悪質商法の被害防止や注意喚起情報をチラシやホームページ等で発信した。	B	市民へ注意喚起や情報提供を行うことで、消費者問題に対する意識醸成の後押しができた。また、消費者相談者に対し、個別相談や西讃消費市民センターを案内できたため。	なし
	2 消費者啓発・情報提供の推進 産業政策課	「三豊市消費者友の会」で、くらしのセミナーを3回開催した。県くらし安全安心課と連携し市民に対する情報提供を行った。	B	くらしのセミナーを実際に開催し、消費者問題の啓発活動に関与できたため。	本市の消費者団体である「三豊市消費者友の会」は会員の高齢化が進み、会員も減少傾向にある。若い会員の獲得と会の存続が喫緊の課題である。

施策内容	具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
4-5-4. バリアフリー化の推進	1 移動の連続性の確保 地域戦略課 建設港湾課 福祉課	三豊市コミュニティバス車両については、バリアフリー対応車両と乗降時のステップ付き車両の導入が完了した。道路はバリアフリー化が特に必要なものについて整備。	C	車両以外に関するバリアフリー化について、案件ごとに協議を実施しつつも、具体的な実施時期や手法等への提案にまで至っていないため。三豊市の中でバリアフリー化が特に必要な指定を受けている特定道路は県道宮尾高瀬線（国道11号～高瀬駅の区間）のみで整備は完了している。	既存の公共施設についてどこまで対応するかなど、庁内横断的に協議できる体制づくり、関係各部署間の連携が必要となる。すべての道路にバリアフリー化は困難である。
	2 公共施設等のバリアフリー化 教育総務課 管財課 建築住宅課 福祉課	各課から依頼のあった設計業務実施時に、「バリアフリー法」「香川県福祉のまちづくり条例」等を参考に、設計内容にバリアフリー化を盛り込む。災害時の避難所等として利用される学校施設については、児童生徒の安全安心のため、施設改修工事や修繕工事を行った。	C	高齢者や障害者など幅広い市民が使いやすい施設となるよう、設計時の助言を行い、工事内容として反映し実現できた。児童生徒の教育環境を整備するため、校舎棟などから優先的に整備しており、避難所等となっている体育館のバリアフリー化は実施していない。	施設の用途によるが、「香川県福祉のまちづくり条例」における適合証の交付を受けることのできる施設整備を目指す。避難所等として利用する体育館はバリアフリー化を実施していないため、夜間時に避難した場合は、視界が悪く段差により転倒の危険がある。
	3 心のバリアフリー化の推進 人権課福祉課	啓発の一環として、広報紙にて、障がい者と人権として、記事掲載を実施した。既存の広報媒体を利用した啓発にとどまった。小学校の生徒に、手話、聴覚障害について理解を深めていただけるよう、出前講座を行った。 視覚に障害のある人の親睦、ICT等の知識の向上のため「みとよ視覚障がい者支援センターひかり」を開設し交流会を行っている。	C	既存の広報媒体を利用した啓発にとどまった。 広報・啓発活動の活発化始めることができたので、今後は、関係者と協議を行いながら広めていくことが大切。	広報・啓発活動の活発化継続的に活動を行うことにより、多くの方に知ってもらい参加に繋げていく。

(5) 基本方針① 市民が可能性を切り開くまちづくり

1-1. 多様な人材による地域活動

具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1 自治会・コミュニティ活動の促進 総務課	自治会活動運営交付金他で自治会活動を支援するとともに、自治会集会所建設事業費補助金については集会所の新築、改修や用地の舗装等の事業に対して補助を行った。また、自治総合センターが行う助成事業では、自治会集会所の新築や自治会活動の備品の整備に対して補助を行った。	B	自治会集会所建設事業費補助金について令和2・3年度の補助要綱の改正後、問合せが増加し、より多くの自治会が活動拠点の整備を行いやすくなったと思われる。	自治会集会所建設事業費補助金について要望額が予算に収まらず、次年度に持ちこしとなる自治会が発生している。
2 新しい公共の担い手の育成 地域戦略課	まちづくり推進隊事務局を中心に、市民自らが考え行動する自主事業と、市からの移譲業務を行うための活動資金として包括交付金を交付し、団体による各種事業が実施された。市は推進隊の活動に対する助言・指導を適宜実施した。	C	真の地域課題解決に向けた事業提案と見受けられる事業数が少ないことや、PDCA サイクルを回すことによる事業内容の改善効果が発揮できていないため。	交付金額が年々減少する中で、地域にとって真に必要な事業が企画提案できているか、また、自主事業のPDCA サイクルを回し、見直しを図りながら事業推進ができていないかなどの指導チェック体制を整えること。
3 意欲ある地域外人材の受け入れ 地域戦略課	地域おこし協力隊について、これまで8名を採用し、既に5名退任(任期途中の自己都合退職を除く)しているが、県外就職の1名を除いては、市内で起業した者が2名、当市の地域プロジェクトマネージャーとして勤務する者が1名、教育センター長として勤務するものが1名と、8割の隊員が市内に定住し、各分野で活躍を続けている。	B	協力隊としての活動期間中から退任後の進路について希望を聞き取り、起業に向けた支援など、市内定住に向けた取組を行い、高い定住率に繋げることができた。また、起業以外にも、各隊員が様々なかたちで地域の課題解決に取り組んでいるため。	当市の協力隊募集については、制度利用開始以降、継続的に行っているが、募集・受入を行う部課は限定的である。 また、今後も幅広い年齢層・分野の隊員を採用するため、受入後の生活・活動環境への配慮が必要である。
4 多文化共生社会の構築 人権課	外国人住民・日本人住民双方に多文化共生に関するアンケートを実施し、生活していく上での課題を抽出。それに対応するため、外国人のための生活ガイドブックを作成し発行した。 また、日本語教室に委託し、外国人住民への日本語指導のみならず生活相談や孤立しがちな外国人住民の居場所づくりとして交流の場を提供した。	B	多文化共生については、あまり前例ない事業であり、手探りで進めている状況であるが、ある程度の実績や方向性を持てた。	他課・他団体との連携 日本語教育指導者の育成

具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
5 活躍する市民への応援 【重点】 秘書課 教育総務課	表彰式を実施し、分野を問わず世界一や日本一になるなど輝かしい活躍をした人に三豊市特別表彰を贈った。また、市民のスポーツ及び文化活動の向上と振興に寄与し、本市の知名度及びイメージの向上に貢献すると見込まれる、スポーツ大会及び文化大会の全国大会へ出場した市民に対し激励金を交付した。	A	特別表彰を実施し、栄誉を称えることにより、市民意識の高揚を図り、さらなる飛躍が期待できる。また、全国大会出場の経済的な負担を軽減し、さらなる競技力の向上及び文化・芸術意識の高揚につなげた。加えて、スポーツ、文化活動の振興による市民力の活性化や、本市の知名度向上に貢献した。	対象者は新聞やニュースなどで探しているが、見逃しが無いよう各課とも連携して進める。これまではコロナ禍により多くの大会が中止となったが、令和4年度は多くの全国大会等が開催され申請数が予想を上回った。今後、予算枠を増額するか、交付額(減額)を見直す等検討が必要となる。
6 選挙参加の促進 総務課	県選管と連携し、希望のあった高校等へ赴き出前授業を実施した。生徒に実際の投票箱や記載台を使って模擬投票してもらったり、開票作業についても体験してもらった。 令和4年8月の県知事選挙では、大型商業施設に期日前投票所を開設した。	B	啓発授業や実際に投票箱を体験してもらうことにより、選挙や政治への関心を高めることができた。	出前授業の応募数が少ないので、学校からの協力を得て実施回を増やすことが課題

(6) 基本方針② 効率的で健全な行財政運営

2-1. 行政財産の適正管理

具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1 財産の適正管理 管財課	公共施設等総合管理計画の改定、個別施設計画や財産処分等事務取扱マニュアルの策定を行い、職員の公有財産についての意識統一を図り、同計画等に基づき、再配置を進めた。 また、公有財産管理審査会を毎月開催し、公有財産の管理、処分等に関し、適正な維持管理、有効活用に努めた。	B	公共施設等総合管理計画については、令和4年度に改定し、財産処分マニュアルについては令和2年度に策定し、令和5年度に改定している。適宜見直しを行い、実行性のあるものに行っている。	成果指標として建物の延床面積を掲げているが、その削減については、条例の廃止や、一般財源の負担がなくなったとき、と定めている。固定資産台帳と、成果指標としての延床面積に差異がある。
2 公共施設の再配置と利活用及び適正管理 【重点】 管財課	目的を終了した公共施設については、順次売却、解体を進めた。また、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に従い、施設ごとに再配置を進めた。	A	売却等進めることで、その後の維持管理経費や、建物付きで売却することで、将来的な解体費用の削減にも寄与したため。公有財産管理審査会の開催や、固定資産台帳の整備等により情報共有を図った。	公有財産の売払いについて、金融機関等へのニーズ調査等実施し、1者でも多くの入札参加を促す必要がある。用途を同じくする公共施設は多数存在する。また、個々の施設における存続、廃止、集約化など方針決定を行い、将来的に維持存続が可能な公共施設の適正規模について検討していく必要がある。
3 法定外公共物の管理 建設港湾課	土地所有者（代理人：土地家屋調査士等）からの申請に基づき、境界確認を行い、必要に応じて公共用地の寄附及び用途廃止、売払いの説明を行っている。 また、道、水路用地等の一時占用に関しては、適時適正な利用許可等にかかる申請を行う様に指導、説明、相談対応を行った。	B	里道や水路の境界立会については、実際の管理者である地元水利組合や隣接地所有者の同意を求め、適正に履行している。農道・水路の寄附、用途廃止、売払いに関しては、今後の管理上の課題も含めて検討し、適宜適正な対応措置を行う様に努めている。	市内の法定外公共物用地について、法務局公図と現況構造物が一致しない、現況が無断で個人占用されている等、境界確認により問題がある箇所が後から見つかっている。今後とも継続してこれら問題箇所の解消を行っていく必要がある。

2-2. 民間活力の活用

具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
I 民間活力の活用 【重点】 地域戦略課 管財課	総合政策アドバイザーを設置し、現在は計 10 名のアドバイザーを委嘱している。それぞれの専門的な立場から、市の政策的課題にアドバイスをいただく体制を整えている。指定管理者制度の導入、開始及び廃止に関しては、三豊市公有財産管理審査会において審査した。また、管理運営状況を中立的な立場で評価する、指定管理者評価委員会を設置し、中間評価を行った。	B	AI 人材の育成やデジタルファーストの推進、夜間中学の運営などに関するアドバイスをいただき、業務の遂行に活かすことができた。公有財産管理審査会において、指定管理者制度に関して審査し、また、第三者評価委員会において中間評価を行うことで、より精度の高いものとなっている。一方、PPP 等に関しては評価できるような案件はない状況にある。	アドバイザーの必要性に関する基準の明確化が不十分であるため、新しいアドバイザーを活用する際の選考方法を設定する必要がある。PPP、PFI や指定管理については、各施設の状況に応じて検討するべきであり、担当課での判断が重要となっている。

2-3. 財源の確保と適正執行

具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1 自主財源の確保と予算管理 財政経営課	ふるさと納税利用者の増加等により全国的に規模が拡大しており、三豊市においても返礼品の拡充や掲載サイトの充実等により寄附額を増加させてきた。 また、クラウドファンディング型ふるさと納税も2件実施した。	B	ふるさと納税の寄附額は増加傾向にあり、財源確保につながっている。	ふるさと納税を一層充実させるためにも効果的な業務の委託方法を検討する必要がある。また、企業版ふるさと納税も活用して財源の確保を図っていく必要がある。
2 債権管理 税務課	市税以外の債権管理について、税務課に窓口を設置し、適正な債権管理が行えるよう、債権管理条例を制定した。 また、債権担当課で徴収困難と判断した債権について、税務課との共同回収により、回収が滞っていた債権の一部を回収することができた。	B	市税以外の債権管理については、統一的な考え方がなく、適正な債権管理ができていなかったが、条例制定により、統一的な考え方の基、適正に管理することが可能となったとともに、回収が滞っていた債権の一部を回収することができたため。	未納債権の増加防止に向けて、滞納となった早い段階で、督促状や催告書の送付等、初動対応の強化を図っていくことが課題である。
3 安全かつ効率的な公金の管理運用 会計課	毎年度2回の「公金管理委員会」を開催し、各金融機関の財務状況を確認するとともに、金融情勢等について情報共有してきた。 その中で、基金運用についても協議し、国債等の債券38億円と各金融機関への定期預金により運用しているところである。	B	2016(平成28)年にいわゆる「マイナス金利政策」が導入されて以来、金融機関の預金金利も大幅に低下しており、資金運用の面では厳しい局面が続いている。そういった中でも、債券運用、一括基金の運用で効果的な資金運用ができた。	低金利の状況が続くと予想される中、今後の普通建設事業による資金需要を踏まえた上で、金融機関への定期預金に加え、信用度の高い国債や地方債での新たな運用が検討課題である。
4 行革集中改革プランの実施と進捗管理 財政経営課	令和2年度に「第2次行政改革大綱」の取組期間が終了し、令和3年度に「新行政改革大綱」を策定した。令和4年度より「攻め」と「守り」の行政改革として三豊市第2次総合計画の重点事業を確実に実施していくため取り組みの進捗管理を行っている。	B	「新行政改革大綱」を策定し、「集中改革プラン」において、令和4年の～令和7年度の計画期間中の削減効果額を年度後ごとに示して取り組んでいる。	決算額により進捗状況を確認し、執行管理を行った上で、集中改革プランを適宜見直していく必要がある。

2-4. 情報の公開と管理

具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1 情報の開示 総務課	職員の意識向上を図り、情報公開を適正に実施した。また、情報公開請求に迅速に対応するための適正な文書管理を職員一人ひとりが実践した。	B	情報公開請求に適正に対応し、公開できた。また、運用状況を市ホームページ及び市広報紙で広く公表することで透明性を確保できたため。	若年層職員向けの研修を実施して、職員の現場対応力の向上を図りたい。
2 個人情報の保護 総務課	三豊市個人情報保護条例及び三豊市情報セキュリティポリシーに基づき、様々な情報セキュリティ対策を講じた上で、適正に実施した。なお、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日からは市条例等を廃止し、全国共通ルールである当該法のもとで継続して適正運用した。	B	オンライン研修や庁内掲示板等を活用した職員周知を行い、情報公開事務の適切な実施に努め、開示請求にも適正に対応できたため。	若年層職員向けの研修を実施して、職員の現場対応力の向上を図りたい。
3 広聴広報活動の充実 秘書課	広報紙やホームページなどで、市政運営に関する情報や市民に身近な情報を積極的に提供、公開することで市民との情報共有を図るとともに、各課が計画等を策定する際には、パブリックコメントを随時実施した。 また、SNSを活用したプッシュ型情報発信手段として令和3年度に市公式LINEを導入し、令和4年度には市民が必要な情報、欲しい情報だけを選んで受け取れるセグメント配信サービスを開始し、効果的、効率的な情報発信に努めた。加えて、各課において個別計画作成時等でワークショップ等を適時実施した。	B	ホームページの全面リニューアルを行ったほか、市公式LINEの導入を図った。コロナ禍により、実施が困難であった。	情報をただ伝えるのではなく、伝えたい方に伝わる効果的、効率的な情報発信に取り組む必要がある。 市民に分かりやすいホームページの構築、広報紙の作成に努めるとともに、市公式LINEアカウント登録者数増へ向けてセグメント配信カテゴリ分類の精査・見直し、市民が受け取りたいと思う情報の発信に努める。従来の手法に加えて、新たな実施方法の検討
4 文書館の充実 総務課	保存期限が満了した行政文書を評価選別作業の上、移管を受け、目録を作成し、職員及び市民の利用に供した。(統廃合となる施設や指定管理となる施設などからも歴史公文書の移管を受け入れた。) また、文書館を普及するため、移管された歴史公文書を利用した展示や講座を開催した。	B	毎年、円滑に歴史公文書の移管を受け入れるとともに施設の統廃合や指定管理となる施設の行政文書に対応できた。 また、文書館を普及するための企画展や講座を計画的に開催することができたため。	電子文書の大幅な増加により、評価選別作業に時間を要するようになり、目録作成に遅れが生じている。

2-5. 安定した行政サービスの提供

具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1 事務の効率化とサービス水準の向上 【重点】 財政経営課	利用しやすいサービスの提供に向け環境整備を行った。RPAは業務効果や費用に課題があり導入に至っていない。	C	利用しやすいサービスの提供に向け環境整備を行っている。RPAは導入できる業務がない状況である。	I C Tの発達は目覚ましく、適切な活用による効果的で安全なサービス提供を進めていく。
2 戸籍・住民基本台帳事務の実施 市民課	住民異動窓口支援システム（死亡後の行政手続き）やコンビニ交付マルチコピー機を導入し、窓口の混雑緩和や市民サービス向上を図った。 戸籍事務の専門的知識及び技能を習得し、適正かつ迅速な処理を図るため、毎年各種戸籍事務職員研修を受講している。	B	住民異動窓口支援システムの本格稼働による死亡後の行政手続きの省力化や、証明書発行をコンビニ交付に誘導することで窓口の混雑緩和や市民の利便性向上につなげることができたため。	住民異動窓口支援システムを住民異動等にも活用できる仕組みの構築や、キャッシュレス時代を見据えた窓口の手数料等のキャッシュレス化に向けた取り組みが課題である。
3 マイナンバーカード取得の促進 市民課	業者委託による申請サポートの庁舎外窓口の設置や各町・企業等への出張申請を実施した。また、休日開庁及び夜間開庁を実施し、市民がマイナンバーカードの申請・交付を受けやすい環境を整えた。	B	マイナポイントの付与や今後の健康保険証の一元化の影響もあり、マイナンバーカード交付率が2023年度の目標値をクリアすることができたため。	病院や高齢者施設、障害者福祉施設等に入所している等、自ら申請できない者への取得促進が課題である。

2-6. 行政運営と組織力の強化

具体的な取組	実施内容	評価	評価理由	積み残し課題
1 行政組織としての労働環境の整備 人事課	人事考課制度については、正規職員だけでなく会計年度任用職員に適用を拡大した。また、自己申告制度や昇任／降任制度等を複合的に活用しつつ、職員の経験や意欲、能力等を十分に発揮できるような人事配置を行うとともに、職場環境の構築を図った。さらに、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入された。併せて総務省から示された事務処理マニュアルにより、本市では給与決定や勤務時間の設定、任用等に関して適正な運用を行い、会計年度任用職員の労働環境の整備や待遇改善を実施した。	B	市役所の組織活性化や職員のエンゲージメント向上のため、昇任制度等の導入を実施した。具体的な効果検証については、運用開始後一定の機関を要する。また、地方公務員法や関連法令に基づき、会計年度任用職員制度を導入し適正に運用を実施している。	定年引上げの開始により、今後は65歳までの勤務継続が基本となる。高齢期職員の配属先や業務内容について、引き続き検討していく必要がある。また、今後会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となる法改正が行われたことにより、今後の検討が必要となる。
2 職員の育成 人事課	職員の専門的知識の習得や政策形成能力向上、組織の活性化等のため、市の単独研修の開催をはじめ、外部研修の受講に対し積極的な推進を図った。	B	毎年度、職員研修計画に基づき、階層別研修をはじめ各種研修を計画的に実施した。	コロナ禍により、対面・集合形式による研修の開催数が減少し、それに伴い職員の受講数も減少した。
3 事業の進捗管理と見直し 地域戦略課	毎年、当初予算編成時に合わせて、重点事業に関して次年度の実施計画を策定。出納閉鎖後に事後評価を行い、効果検証をしている。 また、各補正予算期には、大きな計画変更がある事業や年度途中に立案された事業について、事前・事中評価によって、計画の妥当性や総合計画との整合性を審査している。	A	事前評価・事中評価・事後評価については三豊市事務事業評価実施要綱に基づき、適切に運用されている。実施計画についても、毎年、基本計画に示した施策に基づき、具体的な事業内容を事業費や財源とともに記載できている。	実施計画や事務事業評価は重点事業について作成しているものだが、重点事業自体の精査が必要なものもある。 担当課においては、総合計画や実施計画に基づき政策決定がなされた後財政措置が行われるという認識を持ってもらうことが必要である。

Ⅳ まちづくり指標点検表

基本目標 ・方針	政策	指標名	単位	基準値		実績（年度）					目標値 （2023）	担当課
				年度	数値	2019	2020	2021	2022	2023		
基本目標 ① 産業・交流	1-1. 農業・林業	1 ICTを活用した取り組み件数	件	2017	-	2	2	1	0	集計中	5	農林水産課
		2 農地所有適格法人数（年度末時点）	法人	2017	26	26	24	27	27		30	農林水産課
		3 新規就農者数	人	2017	18	28	18	22	23		24	農林水産課
		4 認定農業者数（年度末時点）	経営体	2017	258	234	235	243	253		280	農林水産課
		5 集落営農組織数（年度末時点）	組織	2017	17	19	19	20	22		35	農林水産課
		6 担い手への農用地の利用集積面積（年度末時点）	ha	2017	1,031	1,079	1,079	1,115	1,181		1,200	農林水産課
		7 有害鳥獣捕獲数（イノシシ）	頭	2017	1,631	2,176	1,954	2,156	2,603		1,500	農林水産課
		8 農作物への被害額（イノシシ）	千円	2017	9,097	7,044	3,083	2,913	8,294		7,278	農林水産課
		9 漁業従事者数（正準組合員数）	人	2017	250	213	218	223	199		250	農林水産課
	1-2. 水産業	10 漁獲量（海面漁業＋海面養殖業）	t	2017	918	-	-	-	-		920	農林水産課
	1-3. 観光	11 観光入込客数（延べ）	千人	2017	1,450	1,951	1,281	1,272	1,631		1,650	産業政策課
		12 宿泊者数（延べ）	千人	2017	18	22	15	19	-		28	産業政策課
		13 外国人宿泊者数（延べ）	人	2017	446	2,615	71	39	-		1,000	産業政策課
		14 かがわW i - F i スポット数	箇所	2017	71	-	62	57	55		100	総務課・産業政策課

基本目標 ・方針	政策	指標名	単位	基準値		実績（年度）					目標値 (2023)	担当課
				年度	数値	2019	2020	2021	2022	2023		
基本目標 ① 産業・交 流	1-4. 商業・ 工業	15 商工会の巡回・窓口相談（記帳）指導件数	件	2017	8,784	10,800	10,591	10,800	9,168	集 計 中	10,000	産業政策課
		16 先端設備等導入計画認定における設備投資額	百万円	2017	-	635	869	518	1,988		1,900	産業政策課
		17 中小企業等経営改善資金利子補給金の交付件数	件	2017	228	218	201	175	174		250	産業政策課
		18 産業振興事業補助金の交付件数	件	2017	10	13	15	13	21		22	産業政策課
		19 みとよ創業塾受講者の創業件数	件	2017	15	9	10	12	13		20	産業政策課
		20 商工会における事業承継診断件数	件	2017	3	6	5	8	6		6	産業政策課
		21 A I 活用による課題解決件数（累計）	件	2017	-	1	1	1	-		10	地域戦略課
		22 敷地面積5ha 以上を有する立地企業数	社	2017	7	7	8	9	9		9	産業政策課
		23 インターンシップ支援事業補助金交付件数	件	2017	1	1	0	1	1		10	産業政策課
		24 就職説明会参加者数	人	2017	110	113	0	0	156		150	産業政策課
		25 ハローワークとの連携事業実施回数	回	2017	-	1	1	1	1		5	産業政策課
		26 ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合	%	2017	65.8	-	-	-	78		75	人権課

基本目標 ・方針	政策	指標名	単位	基準値		実績（年度）					目標値 (2023)	担当課
				年度	数値	2019	2020	2021	2022	2023		
基本目標 ① 産業・交 流	1-5. 交流	27 観光入込客数（延べ）	千人	2017	1,450	1,951	1,281	1,272	1,631	集 計 中	1,650	産業政策課
		28 宿泊者数（延べ）	千人	2017	18	22	15	19	-		28	産業政策課
		29 ふるさと会交流会参加者数	人	2017	226	190	0	0	0		250	地域戦略課
基本目標 ② 教育・文 化・人権	2-1. 就学前 教育・ 保育	30 関係機関と連携した特別支援研修の実施箇所数（実施率）	箇所（%）	2017	16 (61.5)	19	22	24	23 (100%)		22 (85.0)	保育幼稚園課
		31 市内公立幼稚園数	箇所	2017	19	18	15	14	13		10	保育幼稚園課
		32 市内公立認定こども園数	箇所	2017	-	0	0	1	2		4	保育幼稚園課
		33 幼稚園における洋式トイレ化率	%	2017	42	71	75	75	75		80	保育幼稚園課
	2-2. 学校教育	34 話し合うテーマを理解して、相手の考えを最後まで聞き、自分の考えをしっかりと伝えられる児童・生徒の割合	%	2017	33	23	24	26	24		50	学校教育課
		35 将来の夢や目標を明確に持っている生徒の割合	%	2017	46	44	46	40	36		60	学校教育課
		36 不登校児童・生徒（年間30日以上欠席者）の割合	%	2017	1	1	1	2	2		1	学校教育課
		37 市内小・中学校における洋式トイレ化率	%	2017	36	55	62	63	63		80	教育総務課
		38 市内公立小・中学校数（三豊中学校含む）	校	2017	27	26	26	26	26		21	教育総務課

基本目標 ・方針	政策	指標名	単位	基準値		実績（年度）					目標値 (2023)	担当課
				年度	数値	2019	2020	2021	2022	2023		
基本目標 ② 教育・文化・人権	2-3. スポーツ	39 スポーツ推進委員数	人	2017	41	42	42	42	40	集計中	45	スポーツ振興課
		40 市長杯スポーツ大会の開催件数	件	2017	19	18	10	8	14		20	スポーツ振興課
		41 社会体育施設の耐震工事件数	件	2017	1	0	1	0	0		1	スポーツ振興課
		42 指定管理者による社会体育施設の運営件数	件	2017	2	2	2	2	2		4	スポーツ振興課
	2-4. 生涯学習	43 P T A連絡協議会事業開催回数	回	2017	19	19	16	17	19		20	生涯学習課
		44 P T A連絡協議会事業参加者数（延べ）	人	2017	1,035	1,118	487	30	795		1,000	生涯学習課
		45 放課後子ども教室平均参加者数	人	2017	18	16	11	10	11		20	生涯学習課
		46 土曜日教育支援体制等構築事業参加者割合	%	2017	21.3	23.3	-	-	-		25	生涯学習課
		47 公民館講座開催回数	回	2017	215	217	150	1311	204		220	生涯学習課
		48 公民館講座受講者数（延べ）	人	2017	39,307	36,715	20,872	13,294	28,935		40,000	生涯学習課
		49 生涯学習関連施設数	施設	2017	33	33	33	31	30		30	生涯学習課
		50 図書館貸出者数（延べ）	人	2017	72,662	69,476	56,751	62,192	62,128		80,000	生涯学習課
		51 図書館来館者数（延べ）	人	2017	182,597	190,677	119,436	127,171	137,268		200,000	生涯学習課
	2-5. 郷土歴史・文化	52 文化協会会員数	人	2017	2,965	2,686	2,607	2,236	2,046		3,200	生涯学習課

基本目標 ・方針	政策	指標名	単位	基準値		実績（年度）					目標値 (2023)	担当課
				年度	数値	2019	2020	2021	2022	2023		
基本目標 ② 教育・文化・人権	2-5. 郷土歴史・文化	53 文化祭来場者数	人	2017	14,153	13,342	2,040	5,755	8,932	集計中	16,000	生涯学習課
		54 マリンウェーブ利用者数	人	2017	86,525	72,584	30,571	42,892	70,991		95,000	生涯学習課
		55 マーガレットホール利用回数	回	2017	190	143	56	145	160		200	生涯学習課
		56 指定文化財件数	件	2017	189	189	190	204	215		193	生涯学習課
		57 宗吉かわらの里展示館来館者数	人	2017	8,202	8,116	6,047	6,957	8,156		9,000	生涯学習課
		58 詫間町民俗資料館・考古館来館者数	人	2017	3,843	3,723	1,864	2,377	2,281		4,000	生涯学習課
		59 詫間町紫雲上山遺跡館来館者数	人	2017	17,702	10,636	10,519	12,598	14,558		19,000	生涯学習課
	2-6. 青少年育成	60 安心安全パトロール隊登録者数	人	2017	414	400	364	361	337		460	生涯学習課
		61 補導員数	人	2017	146	144	144	137	139		150	生涯学習課
	2-7. 人権尊重社会	62 「基本的人権が守られている」と感じる市民の割合	%	2017	54.5	-	-	-	58		60	人権課
		63 「セクシュアル・マイノリティ」という言葉を聞いたことがない市民の割合	%	2017	34	-	-	-	15		25	人権課
		64 人権講演会・研修会への参加者数	人	2017	3,989	3,146	1,379	1,173	2,004		4,300	人権課
		65 上高野児童館利用者数	人	2017	8,031	5,191	5,249	6,702	6,406		8,400	人権課

基本目標 ・方針	政策	指標名	単位	基準値		実績（年度）					目標値 （2023）	担当課
				年度	数値	2019	2020	2021	2022	2023		
基本目標 ② 教育・文化・人権	2-7. 人権尊重社会	66 前田児童館利用者数	人	2017	12,126	10,589	8,147	5,580	5,665	集計中	12,700	人権課
		67 人権教育指導員等の研修会・講演会への参加者数	人	2017	1,130	725	305	1,612	2,434		1,270	学校教育課
		68 ふれあいプラザ利用者数	人	2017	4,959	4,873	2,060	2,297	3,195		5,200	人権課
		69 たかせ人権福祉センター利用者数	人	2017	6,462	5,181	4,127	3,545	4,717		6,700	人権課
		70 上高野文化センター利用者数	人	2017	16,122	12,710	10,346	7,536	8,593		16,900	人権課
		71 集会所を拠点とした各種活動への参加者数	人	2017	2,669	5,560	929	1,489	2,335		2,800	学校教育課
	2-8. 男女共同参画社会	72 ポジティブ・アクションの取り組みを行う企業の割合	%	2017	65.8	-	-	77.6	78		75	人権課
		73 法令・条例に基づく審議会・各種委員会の女性委員の割合	%	2017	23.5	22	22.6	25.8	26		30	人権課
		74 社会全体で「男女平等である」と感じる市民の割合	%	2017	12	-	-	-	12		20	人権課
		75 市役所の女性管理職の割合	%	2017	12.7	13.7	17.3	26	21		15	人権課
2-8. 男女共同参画社会	76 DV被害にあっても、「どこ（誰）にも相談しなかった」市民の割合	%	2017	34	-	-	-	32	20	人権課		
基本目標 ③ 健康・福祉・医療	3-1. 子育て	77 子育て応援サービス券利用者数	人	2017	300	343	218	200	259	360	子育て支援課	
		78 保育施設待機児童数（4／1現在）	人	2017	0	0	0	0	0	0	保育幼稚園課	

基本目標 ・方針	政策	指標名	単位	基準値		実績（年度）					目標値 (2023)	担当課
				年度	数値	2019	2020	2021	2022	2023		
基本目標 ③ 健康・福祉・医療	3-1. 子育て	79 保育施設待機児童数（10／1現在）	人	2017	38	0	0	0	0	集計中	0	保育幼稚園課
		80 子育てホームヘルプ事業利用者登録申請者数	人	2017	46	27	13	26	41		55	子育て支援課
		81 4か月児健康診査受診率	%	2017	98	9	99	99	99	99	99	子育て支援課
		82 10か月児健康相談利用率	%	2017	99	99	100	98	98	集計中	99	子育て支援課
		83 1歳6か月児健康診査受診率	%	2017	99	100	99	100	99		99.5	子育て支援課
		84 3歳児健康診査受診率	%	2017	99	99	100	100	99		99	子育て支援課
		85 産後（1か月）ケア満足度	%	2017	88	87	89	93	90		95	子育て支援課
		86 つどいの広場実施箇所数	箇所	2017	4	4	4	5	5		5	子育て支援課
		87 放課後児童クラブの外部委託クラブ数	クラブ	2017	9	9	10	10	10		12	子育て支援課
		88 放課後児童支援員数	人	2017	41	27	29	28	33		60	子育て支援課
	3-2. 健康	89 中高生のピロリ菌抗体検査の受診率	%	2018	88	93	95	94	90		93	健康課
		90 肺炎球菌感染症予防ワクチン接種率	%	2017	60	36	37	34	31		70	健康課
		91 特定健康診査受診率	%	2017	44	48	24	40	45 (暫定)		60	健康課
		92 特定保健指導対象者数の減少率	%	2017	21	19	30	-	13		25	健康課

基本目標 ・方針	政策	指標名	単位	基準値		実績（年度）					目標値 (2023)	担当課
				年度	数値	2019	2020	2021	2022	2023		
基本目標 ③ 健康・福祉・医療	3-2. 健康	q3 食生活改善推進員（ヘルスマイト）の人数	人	2017	616	595	586	563	523	集計中	620	健康課
		q4 食育に関心がある人の割合	%	2017	61.3	-	-	-	-		80	健康課
		q5 運動習慣者の割合（男性）	%	2017	22	-	-	-	-		30	健康課
		q6 運動習慣者の割合（女性）	%	2017	13	-	-	-	-		30	健康課
		q7 睡眠によって休息が十分にとれていない人の割合	%	2017	27	-	-	-	-		15	健康課
		q8 60歳における24歯以上の自分の歯を有する人の割合	%	2017	51	-	-	-	91		70	健康課
		q9 50歳における歯間部清掃用器具を使用している人の割合	%	2017	61	-	-	-	-		70	健康課
	3-3. 児童福祉・地域福祉	100 母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付人数	人	2017	2	3	0	4	3		5	子育て支援課
		101 高等職業訓練促進給付金交付人数	人	2017	4	10	8	5	7		5	子育て支援課
	3-4. 高齢者福祉	102 介護予防サポーターの登録者数（延べ）	人	2017	320	287	287	297	299		500	介護保険課
		103 転倒予防教室・認知症予防教室の参加人数（延べ）	人	2017	4,500	4,349	1,647	1,605	2,888		5,000	介護保険課
		104 介護従事者初任者研修申請者数	人	2017	3	1	4	1	3		10	介護保険課
		105 認知症サポーター養成講座修了者（延べ）	人	2017	4,930	5,845	6,684	6,977	7,523		6,800	介護保険課
		106 サロン（居場所づくり事業）参加者数	人	2017	13,887	30,025	15,113	16,424	17,821		16,000	介護保険課

基本目標 ・方針	政策	指標名	単位	基準値		実績（年度）					目標値 (2023)	担当課
				年度	数値	2019	2020	2021	2022	2023		
基本目標 ③ 健康・福祉・医療	3-4. 高齢者福祉	107 高齢者あんしん見守りネットワーク協定締結団体数	団体	2017	5	6	7	9	9	集計中	10	介護保険課
	3-5. 障がい者福祉	108 障がい者就労施設等からの物品等の調達額	千円	2017	13,354	9,965	10,117	9,377	11,172		14,100	福祉課
		109 就労支援サービス利用者数（月間）	人	2017	115	137	156	154	157		124	福祉課
		110 デイケア（さくらの会・みつより会）参加者数	人	2017	49	172	172	142	122		75	福祉課
		111 交流会（カタリ場）参加者数	人	2017	50	33	15	11	21		80	福祉課
	3-6. 生活困窮者支援	112 生活困窮者自立支援法に基づく情報提供・相談件数	件	2017	35	29	111	221	117		50	福祉課
		113 生活困窮者自立支援プランの策定件数	件	2017	18	29	13	4	13		25	福祉課
	3-7. 医療	114 市立の医療施設数	箇所	2017	5	5	5	5	5		5	健康課
		115 市立の医療施設の病床数	床	2017	307	307	307	307	307		280	健康課
	基本目標 ④ 暮らし	4-1. 防災・消防	116 自主防災組織率	%	2017	72.7	76	77.5	78.1		78	100
117 災害時要援護者登録者数			人	2018	921	854	780	1776	1,756	950	福祉課	
118 市内住宅の耐震化率			%	2013	61	63	63	83	84	95	建築住宅課	
119 未整備消防屯所等の整備率			%	2017	61	66	68	69	69	74.7	危機管理課	
4-2. 生活		120 かがわWi-Fiスポット数	箇所	2017	71	—	62	57	55	100	総務課・産業政策課	

基本目標 ・方針	政策	指標名	単位	基準値		実績（年度）					目標値 （2023）	担当課
				年度	数値	2019	2020	2021	2022	2023		
基本目標 ④ 暮らし	4-2. 生活	121 コミュニティバス乗客数	千人	2017	286	285	212	222	230	集 計 中	280	交通政策課
		122 市営住宅管理戸数	戸	2017	574	572	566	566	560		455	建築住宅課
		123 老朽危険空き家率	%	2016	14	13	11	10	15		10	建築住宅課
		124 空き家バンク登録件数	件	2017	76	55	63	59	49		80	地域戦略課
		125 離島における介護サービス利用者数（延べ）	人	2017	400	98	317	236	228		600	介護保険課
		126 離島航路旅客運送人数	人	2017	81,603	80,755	83,134	53,082	83,682		68,000	交通政策課
		127 市民1人あたりの公園面積	m ²	2017	12	12	13	13	13		13.09	都市整備課
		128 市営墓地の墓所用地の提供率	%	2017	64	63	62	62	62		67	環境衛生課
	4-3. 環境・衛生	129 公害関係登録事業所数	事業所	2017	81	95	95	101	103		115	環境衛生課
		130 狂犬病予防注射接種率	%	2017	73	71	70	71	70		80	環境衛生課
		131 リサイクル率	%	2016	36	63	65	66	-		47.5	環境衛生課
		132 公共施設等からの温室効果ガス排出量	t-CO ₂	2016	20,799	16,141	16,114	16,056	-		14,353	環境衛生課
		133 浄化槽整備人口普及率	%	2017	55	59	60	61	62		60	環境衛生課
		134 農業・漁業集落排水施設接続率	%	2017	81	80	80	76	76		83	環境衛生課

基本目標・方針	政策	指標名	単位	基準値		実績（年度）					目標値（2023）	担当課
				年度	数値	2019	2020	2021	2022	2023		
基本目標④ 暮らし	4-4. 移住・定住	135 移住・定住支援制度の利用移住世帯数	世帯	2017	38	60	77	91	55	集計中	50	地域戦略課
		136 空き家バンクの賃貸・売買契約件数	件	2017	39	45	60	60	60		50	地域戦略課
	4-5. 安全・安心	137 交通事故発生件数（人身事故）	件	2017	283	220	144	117	81		255	総務課
		138 70歳以上の運転免許証自主返納者数	人	2017	319	538	375	373	383		370	総務課
		139 刑法犯認知件数	件	2017	211	234	201	165	231		200	総務課
		140 防犯灯のLED化率	%	2017	93	96	99	99	99		100	総務課
		141 消費者相談窓口利用者数	人	2017	6	1	2	5	2		10	産業政策課
基本方針①		142 自治会加入世帯率	%	2017	81.1	79.3	78	77.9	77.6		82	総務課
		143 まちづくり推進隊自主事業における役務提供者数	人	2017	15,000	9,051	4,726	4,549	10,650		20,000	地域戦略課
		144 まちづくり推進隊が他団体と行う連携事業数	事業	2017	43	49	38	20	20		50	地域戦略課
基本方針②		145 公有財産（建物）の延床面積	m ²	2017	395,745	395,315	382,978	378,804	375,516		370,457	管財課
		146 PPP・PFI手法導入事業数	事業	2017	-	-	-	-	-		2	財政経営課
		147 指定管理者制度の導入施設数	施設	2017	28	28	29	29	29		54	財政経営課
		148 ふるさと納税額	千円	2017	54,608	425,136	764,464	741,563	827,765		300,000	財政経営課

基本目標 ・方針	政策	指標名	単位	基準値		実績（年度）					目標値 (2023)	担当課
				年度	数値	2019	2020	2021	2022	2023		
方針②		149 市が交付する補助金・交付金支給額	千円	2017	1,646,759	1,787,756	1,641,132	3,138,091	2,712,199	集計中	1,371,703	財政経営課
		150 第2次行革集中改革プランの取り組みによる効果額	千円	2017	-	620,968	757,121	-	-		3,000,000	財政経営課
		151 ホームページアクセス件数（1日平均）	件	2017	9,061	8,979	9,619	11,636	9,792		14,000	秘書課
		152 文書館入館者数	人	2017	1,382	1,090	1,073	921	855		1,520	総務課 (文書館)
		153 マイナンバーカード交付率	%	2017	9.5	14.61	26.05	39.32	70.64		50	市民課
		154 RPA導入業務件数	件	2017	-	-	-	-	-		15	財政経営課

